

財団法人日本タイ協會々報

第二十四號

昭和十六年八月

○ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3

昭和十六年八月

財團 法人 日本タイ協會々報 第二十四號

財團 法人 日本タイ協會

# 財團法人日本タイ協会々報第二十四号 目次

## 口絵寫真

一、園崎忠雄氏招致の第四回タイ國學生旅行團

二、昭和十六年五月二十八日、靈山會館に於ける日本タイ協會主催タイ國學生旅行團歡迎茶會

三、伸び行くタイのスポーツ界

## 新聞論調

東亞問題の解決（五月廿四日、盤谷タイムス紙所載）

移り行く世界（六月十七日、盤谷タイムス紙所載）

## 資料欄

「フランス」國「タイ」國間平和條約

地域ノ撤退及引渡ノ態様ニ關スル議定書

國境劃定委員會ノ構成及運用ニ關スル議定書

非武裝地帶ニ關スル規定ノ履行ニ關スル議定書

保障及政治的了解ニ關スル日本國「タイ」國間議定書

タイ國產業概觀、礦業の部

..... 大山周三二〇  
..... 一

ト・モ・クラビン、ター・タコーの金鏡調査 ..... 安井太郎譯 ..... 四三  
盤谷港貿易概況統計 ..... 五三

タイ國錫及護謨の輸出統計 ..... 五五  
タイ國錫及護謨の輸出統計 (昭和十五年十二月—十六年二月) ..... 五六

盤谷港タイ米輸入統計 (實數及概數) ..... 五六  
タイ國の警察制度 ..... 五六  
タイ國內務省警務局長 ルアン・アトウーンデット・チャラト ..... 五六

本年一月タイ國銀行營業狀況 ..... 五六  
本年二月タイ國銀行營業狀況 ..... 五六  
齒

本年二月タイ國庫準備金 ..... 五六  
本年二月末タイ紙幣發行準備金 ..... 五六  
大

盤谷メリケン粉物價統制に關する報告 ..... 五六  
大

タイ國燃料用ガソリン及石油販賣價格引上 ..... 五六  
大

本年二月末タイ紙幣發行準備金 ..... 五六  
盤谷メリケン粉物價統制に關する報告 ..... 五六  
大

タイ國燃料用ガソリン及石油販賣價格引上 ..... 五六  
大

### 雜 范

プラチャード・タイボック王の悲史 ..... 宮原義登 ..... 八三  
タイ國の官位とサクデイナ ..... 郡司喜一 ..... 一〇〇

ウッド氏の「暹羅史」(三) ..... 田中正夫譯 ..... 一五  
タイ國民話、觸體の奇計 ..... 南澤十七譯 ..... 一五  
一元

### 雜 報 檢

タイ前國王逝去 ..... 一元  
タイ國、滿洲國を承認 ..... 一元

日・タイ兩公使館、大使館に昇格 ..... 一元  
日・タイ借款成立 ..... 一元

タイ・佛印國境劃定帝國委員決定 ..... 一元  
タイ側國境劃定委員 ..... 一元

タイ國から近衛首相、松岡外相等に贈勳 ..... 一元  
タイ國、二見公使等に贈勳 ..... 一元

タイ國、軍管區改編 ..... 一元  
タイ領海内獨伊船四隻タイ政府買收 ..... 一元

タイ國、發動機用燃料油配給統制 ..... 一元  
シゾホン郡新設 ..... 一元

タイ・佛印事變中の損害 ..... 一元  
タイ・佛印事變中的損害 ..... 一元

タイ政府、國立銀行と飛行場設立

四

タイ國全權駐國

四

タイ・英石油交渉成立

四

タイ・英定期議會開催

四

日本に感謝、タイ議會可決

四

日本定期航空増發

四

タイ・ブン首相、陸軍大將に

四

タイ國の人口千六百萬

四

盤谷に英國經濟戰省分局設立

四

チエンマイに帝國領事館開設

四

タイ・マレーの國境緊張

四

タイ軍司令部、バッターンバンに

四

英、タイに積極攻勢

四

イーデン英外相の下院演説

四

ハル米國務長官の言明

四

英米、タイ政府に共同勸告

四

英艦ウォースペイト號、臺灣にて示威

四

タイ、中立堅持再聲明

四

タイ國へカナ文字

四

日・タイ親善佛教大會開催

四

朝日新聞社、タイ國にグラウダ寄贈

四

タイ公使館、革命記念祝賀セブション開催

四

東日製作映畫「起ち上るタイ」

四

讀賣新聞社製作「タイ國の全貌」

四

南進の尖兵「拓土僧」タイへ派遣

四

タイ國留學生數

四

タイ國人士の往来

四

情報局より補助金下附

四

本協會十六年度豫算増額

四

第四回岡崎學生旅行團見學日程

四

二見駐タイ公使歸朝歡迎晚餐會

四

タイ國革命記念日に矢田部理事長の放送

四

二見公使を招待、懇談茶會開催

四

## 協会記事

前夕、國住徒武官長觀選小宴

卷之三

日本外國學生會館同人舍

理事並に監議員會開催

理事長並に常務理事決定

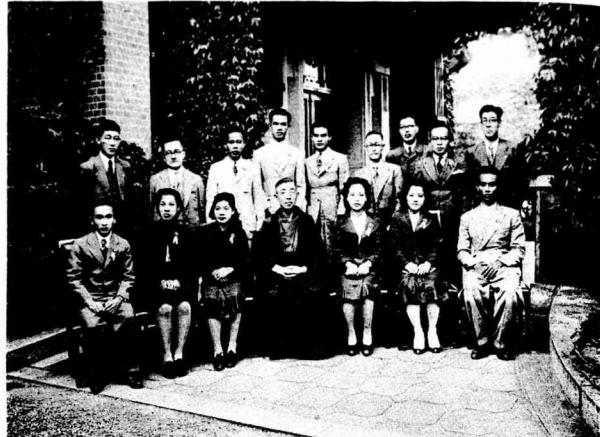
役員の異動

会員の異動

会員の消息

寄贈圖書

財團法人日本タイ協會總裁及役員並職員



十二月五年六十和昭) 團行旅生學國イタ回四第の致招氏雄忠崎岡  
氏崎岡は服和央中(即崎岡於日



主會協イタ本日るけに館會山霞 日八十二月五年六十和昭上同  
會茶迎歡催

會

報 第二十四號

新聞論調

## 東亞問題の解決

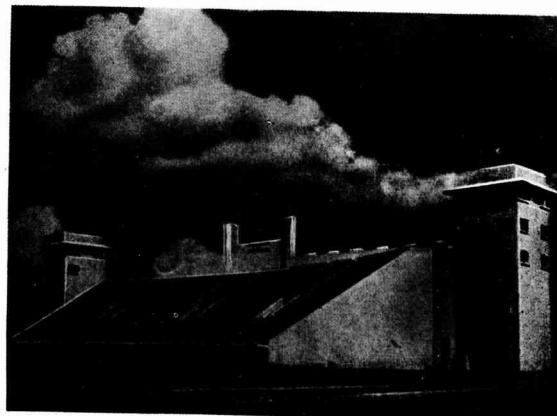
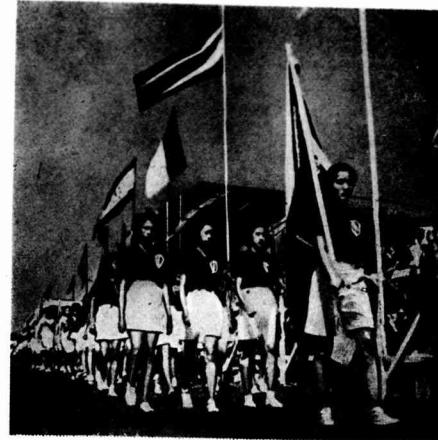
(五月廿四日、盤谷タイムス紙所載)

コロンビヤ大學國際問題研究室教授エヌ・ペッフワー氏は最近東洋の讀書家に思想的榮養物を與ふる一書を公刊した。同書は東洋平和の前提條件を論じてゐるが、結論は今次事變で日本が勝つても又反対に支那が勝つても歐羅巴諸國は結局東亞から締め出されてゐるであらうと云ふのである。日本が支那に於いて目的とする處は主として鐵石炭、鹽、就中棉花等の原料品獲得であると言はれる。日本は現在、自國の産業と競争を惹起する懼れある産業を支那に與すことを許容し得ない。日本の工業化を成功せしむる爲めには二つの條件の具備が絶対に必要である。其の第一は原科品の購入、第二は製品販路の確保である。

伸び行くタイのスポーツ界

上 人場するタイ女子選手の行進

下 盤谷の國立バタディアム



日本國は其の生存の爲めに此の二つを絶對必要とする。日本は之れが爲めに戦争を辭せぬであらうが、日本は此の二つを確保せんが爲めには戦争も領土擴張も必要で無いと本書の著者は述べて居る。日本は他の如何なる列強に比しても大陸の原料資源開發に最も有利なる地位を占めて居る。然しそれが爲めには日本は東亞の原料資源の自由入手を必要とし、又東亞に於ける歐米諸國の領土・殖民地に無制限なる商品販路を獲得せねばならぬ。従つて日本をして自ら安全感を得しむるに必要なものは眞實の意味の東亞モンロー主義である。即ち「東亞は最早や歐米列強の殖民地たる可きもので無い事を各國が承認すると同時に他方日本が嚴に自制する事」であると本書の著者は主張する。而して此の東亞モンロー主義は日本に這個の安全感を與へ、從つて日本をして其の侵略を抛棄せしむる爲めの代價として決して不法に高價なものでは無いと著者は述べてゐる。

## 移り行く世界

(六月十七日、盤谷タイムス紙所載)

現在は悲劇の時代であると言はれてゐるが、同時に何ものも不易のものゝ無い事は又悲しむべき眞理で、我々が生命の戰と稱してゐる部面に於いても日に日にめまぐるしい變轉振りが見られる。我々は時世と共に進まねばならず、さもなければ没落の憂目を見るであらう。此處二年間の世界情勢の目まぐるしい變轉は實に未だその例を見ざる處であつた。之は歐羅巴の地圖を展げて見れば明かであり、又東洋に於ても日本は最近一二、三年間に急速に進捗せる大變

動がクライマックスに達することを衷心より待ち望んでゐる旨を明確に宣言してゐる。その理由は之に依つて東亞の最も重要なる指導的地位を占めんことを期待してゐるのである。刻下將に新秩序が舊秩序にとつて代らんとしてゐることは確實であり、而して此の情勢は今や漸く眞剣に各自の立場に立ち直らんとしつゝある諸國民にとり極めて重大である。

ボニー戰史は明確に羅馬の壓倒的勝利が海軍力の優勢に依ることを物語つてゐる。其の後、飛行機、潜水艇等が出現したが、海軍力の優勢が今尙昔と同様重要な意義を有してゐる。陸地は地球表面の僅かに三〇%に過ぎないのであつて、現在大西洋及び地中海に生じてゐる事を考慮すれば、今次戰争に於ても敵味方共に海上制覇の重要性を確知してゐることは疑問の餘地がない。即ち今回も亦問題の重點は制海權把握如何にかゝつてゐる。一つの海に於ては此の制海權如何によつてスエズ運河及び東方への進路の將來を決定し、他の海に在つては英國の必要とする武器・食料品入手の可能性如何を決定するのである。

「ジャパン・クロニクル」紙は日本の將來に對し斷乎たる確信を有して居り、日本が臺灣、朝鮮、滿洲國及び南洋の諸島に於いてなしたる事を指摘して、日本の立場の正當なる事を主張してゐる。同紙に依れば、日本が之等諸地方に與へたる最近の變化は未開無秩序から規律と秩序への變化、舊秩序から新秩序への移動であると云ふ。日本が亞細亞の諸民族に教ふべき多くのものを持つ事は言ふ迄もないが、果して日本が成功するか否かは、之等諸國民が日本の指導を受け入れるか否かにかゝつてゐる。支那は之を拒否した。同紙は日本が支那人の疲れ切つた双肩にのしかゝつてゐる「白人の重荷」を取り去つたことを確信してゐるが、事實の問題として白人は今後も尙東亞に於て有要の役目を持つであらう。

## 「フランス」國「タイ」國間平和條約

昭和十六年五月九日 東京に於て署名  
同 年七月五日 東京に於て批准書交換  
年同月同日 より 實施

「フランス」國主席及「タイ」國皇帝陛下ハ

佛領印度支那「タイ」國間國境ニ於テ發生セル武力紛争ヲ最終的ニ解決スル爲ノ日本國政府ノ調停ヲ受諾シタルニ依  
且國境地帯ニ於ケル靜謐ノ維持方法ニ關シ兩國間ニ協定スルノ肝要ナルヲ認メ  
「フランス」國「タイ」國間ニ傳統的友好關係ヲ完全ニ恢復セントラ希望シ  
之ガ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ

「フランス」國主席

日本國駐劄「フランス」國特命全權大使「シャルル、アルセーヌ、アンリー」

殖民地名譽總督「ルネ、ロバン」

「タイ」國皇帝陛下

内閣顧問兼外務省顧問「ワニワイタイヤコーン」殿下

日本國駐劄「タイ」國特命全權公使「ビア、シー、セナ」

「タイ」國參謀總長陸軍大佐「ブラン、シラバ、サーストラングム」

貿易局長官「ナイ、ワニット、バーナンダ」

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

「フランス」國「タイ」國間ニ千九百三十七年十二月七日ノ友好通商航海條約ノ基礎ニ於テ友好關係恢復セラル  
依テ紛爭ヨリ生ジタル一切ノ懸案ノ解決ノ爲成ルベク速ニ「バンコック」ニ於テ直接外交交渉ヲ開始スペシ

第二條

佛領印度支那「タイ」國間國境ハ左ノ通再調整セラルベシ

北方ヨリ始マリ國境ハ佛領印度支那「タイ」國及「ビルマ」ノ國境ノ接合點ヨリ發シ「メコン」河ニ沿ヒ同河ガ十

五度ノ緯線ヲ切ル地點ニ至ル（印度支那測量部五十萬分ノ一地圖參照）

右部分ノ全部ニ於テ國境ハ主タル航路ノ中央線ヲ以テ構成セラルベシ但シ「コン」島ヘ引續キ佛領印度支那ノ領域

タルベク「コーム」島ハ「タイ」國ニ歸屬スペキモノトス

國境ハ其レヨリ西方ニ向ヒ十五度ノ緯線ニ沿ヒ次デ南方ニ向ヒ「シエムレアブ」州ト「バantanban」州トノ現境

右部分ノ全部ニ於テ第四條ニ規定セラルル國境劃定委員會ハ必要アルニ於テハ將來ノ實際的困難ヲ能フ限り避クル様國境ヲ前記ノ線ニ隣接セル自然的境界線又ハ行政區劃ニ合致セシムルコトニ努メバシ

「グラン、ラック」ノ上ニ於テハ國境ヘ「シエムレアブ」州ト「バッタンバン」州トノ現州境ガ同湖ニ終ル地點（ス  
ン、コンボト）ノ河口）ト「バッタンバン」州ト「ブルサト」州トノ現州境ガ同湖ニ終ル地點（ス  
リ）ノ河口）トヲ結ブ半徑二十キロメートルノ圓弧ニ依リ構成セラルベシ  
「グラン、ラック」ノ全部ニ於テ航行及漁業ヘ兩締約國ノ國民ニ對シ自由タルベシ但シ岸ニ沿ヒテ設置セラレタル  
漁業用固定設備ヲ尊重スルコトヲ要ス右精神ニ基キ締約國ハ成ルベク速ニ「グラン、ラック」水域ノ警察、航行及  
漁業ニ關スル共同ノ規則ヲ作成スペキモノトス  
「スワン、ドントリ」ノ河口ヨリ新國境ヘ南西ノ方向ニ「バッタンバン」州ト「ブルサト」州トノ現州境ニ沿ヒ右  
州境ト佛領印度支那（タイ）國間ノ現國境トノ會合點（カオ、クウブ）ニ至リ其レヨリ國境ハ現國境ニ變更ヲ加  
フルコトナクシテ之エ沿ヒ海ニ至ル

佛領印度支那「タイ」國間ノ現國境ト第一條ニ定メラレタル新國境線トノ間ニ合マルル地域ハ本條約附屬議定書（附屬書一）ニ規定セラルル態様ニ從ヒ撤退セラレ且引渡サルベシ

第二條ニ規定セラレタル佛領印度支那「タイ」國間ノ國境ノ劃定事業ハ右國境ノ陸上ノ部分ニ付テモ又河川上ノ部分

卷之三

ニ付テモ本條約ノ實施後一週間以内ニ構成セラレ且一年以内ニ事業ヲ完了スベキ國境劃定委員會ニ依リ爲サルベシ  
右委員會ノ組織及運用ハ本條約附屬議定書（附屬書二）ニ於テ之ヲ定ム

割譲地域ハ左ノ條件ニ從ヒ「タイ」國ニ編入セラルベシ

二 右地域ノ全部ニ於テ「フランス」國國民（市民、人民及保護民）ハ入國、居住、企業ニ付「タイ」國國民ニ許與

セラルベキ所ト絕對ニ平等ノ待遇ヲ享有スベシ  
「フランス」國國民ニ關シテヘ利權、不動產質借及認可ヨリ生ジタル既得ノ權利ニシテ千九百四十一年三月十一日  
一文書ニシテ署名シテ、ハ利權也成、合部ニ公示、拿宣ニラレバヤヒノトス

ニ取得セラル居ルモノハ審議場所ノ全般ニ於て尊重ナシハヨシニ  
三 「ルアン、プラバン」前面ノ「メコン」河右岸ニ於ケル王室陵ニ對シ「タイ」國政府ハ充分尊敬ノ意ヲ表シ其ノ  
保育及參拜ニ關シ「レアーン、プラバン」ノ王室及宮内官ニ對シ一切ノ便宜ヲ供與スベシ

第六條  
ニ衣リ設置セラレタル非武裝地帶ニ付テハ本條約附屬議定書（附屬書三）ニ規定セラルル條件ニ從ヒ左ノ原則

ラ・適用ス

一 非武装地帯ニ於テハ「タイ」國ハ安寧及秩序ノ維持ニ必要ナル警務隊以外ノ武裝警察ノ網打ブルニシテ得フ  
尤モ「タイ」國ハ非常警察行動ノ必要トスル範圍ニ於テ其ノ警察隊ヲ一時的ニ増強スル権利ヲ留保ス同様ニ「タイ」

尤モ「タイ」國ハ非常警察行動ノ必要トスル範圍一於テ其ノ警察隊ヲ一時的ニ増強フル權利ヲ保有ノ同様ニタイ」國ハ隣接區劃ニ於ケル警察行動又ハ第三國ニ對スル軍事行動ノ要求スルコトアルベキ軍隊及資材ノ輸送ヲ非武装地

帶ヲ通過シ自國領域内ニ於テ行フ權能ヲ留保ス

最後ニ非武装地帯内ニ於テ「タイ」國ハ武装セザル軍用航空機ヲ常ニ駐屯セシムルコトヲ得ベシ

二 非武装地帯内ニ於テハ要塞、軍用營造物、軍隊專用ノ飛行場、武器、彈藥又ハ軍用器材ノ貯藏所ヲ存置スルコトヲ得ズ但シ武装セザル軍用航空機ニ必要ナル通常ノ器材及燃料ノ貯藏所ハ此ノ限ニ在ラズ  
警察隊ノ各種ノ營舎ハ其ノ安全ノ爲通常必要ナル防衛組織ヲ備フルコトヲ得ベシ

#### 第七條

締約國ハ「メコン」河ガ佛領「ラオス」「タイ」國間ノ國境ヲ成ス部分ニ於ケル同河ノ兩側ニ現存スル非武装地帯ヲ廢止スルコトニ合意ス

#### 第八條

「タイ」國ニ割譲セラレタル地域ニ對スル主權ノ移轉が決定的ト爲リタルトキ直ニ右地域ニ居住スル「フランス」國國民ハ當然ニ「タイ」國國籍ヲ取得スペシ

尤モ主權ノ決定的移轉後一年以内ニ「フランス」國國民ハ「フランス」國ノ國籍ヲ選擇スル權能ヲ有スペシ  
右選擇ハ左ノ方法ニ依リ行ハルベシ

一 「フランス」國市民ニ付テハ權限アル行政官憲ノ前ニテ行フ宣言ニ依ル

二 「フランス」國人民及保護民ニ付テハ「フランス」國領域ヘノ住居ノ移轉ニ依ル

「タイ」國ハ右「フランス」國人民及保護民ノ撤退ニ對シ又ハ歸還スルコトアルベキトキハ之ニ對シ理由ノ如何ニ拘ラズ如何ナル妨碍ヲモ爲サザルベシ殊ニ右人民及保護民ハ出發前其ノ動產及不動產ヲ自由ニ處分スルコトヲ得ベシ右

人民及保護民ハ其ノ一切ノ種類ノ動產、家畜、農產物、貨幣又ハ紙幣ヲ關稅ヲ免除セラレテ搬出シ又ハ搬出セシムル權能ヲ有スベシ如何ナル場合ニ於テモ右人民及保護民ハ「タイ」國ニ編入セラレタル地域ニ於テ其ノ不動產ノ所有權ヲ保有スルコトヲ得ベシ

#### 第九條

「フランス」國及「タイ」國ハ「タイ」國ノ「フランス」國ヘノ六百萬印度支那「ビアストル」ノ額ノ支拂ニ依リ第二條ニ規定セラルル地域ノ移轉ヨリ生ズル國家間ノ一切ノ財政上ノ主張ヲ決定的ニ拋棄スルコトニ合意ス右額ノ支拂ハ本條約實施ヨリ六年三瓦リ等分ニ分タルベシ  
前項ノ適用ヲ確保スル爲竚ニ本條約ノ目的ヲ成ス地域ノ割譲ノ結果生ジ得ベキ通貨及有價證券移轉ニ關スル一切ノ問題ヲ解決スル爲佛領印度支那及「タイ」國ノ權限アル官憲ハ成ルベク速ニ商議ヲ開始スペシ

#### 第十條

本條約ノ規定ノ解釋又ハ其ノ適用ニ關シ兩締約國間ニ發生スルコトアルベキ一切ノ紛争ハ外交手段ニ依リ友好的ニ解決セラルベシ

#### 第十一條

「フランス」國「タイ」國間ニ存スル條約及協定ノ規定ニシテ本條約ノ規定ト抵觸セザルモノハ引續キ有效トス

#### 第十二條

本條約ハ批准セラルベク批准書ハ署名ノ日ヨリ二月以内ニ東京ニ於テ交換セラルベシ「フランス」國政府ハ已ムヲ得

ザル場合ニハ批准ノ通報書ヲ以テ批准書ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニハ「フランス」國政府ハ成ルベク速ニ批准書ヲ

「タイ」國政府ニ送付スベシ

本條約ハ批准書交換ノ日ヨリ實施セラルベシ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ千九百四十一年五月九日、佛曆二千四百八十四年五月九日東京ニ於テ日本文、「フランス」文及「タイ」文ヲ以テ本書三通ヲ作成ス

シャルル、アルセーヌ、アンリー（印）

ルネ、ローバン（印）

ヴァンヴィタイヤコーン（印）

シエー、セー、シラバ、サーストラコム（印）

ワニット、パリナナンダ（印）

「フランス」國政府及「タイ」國政府ハ左ノ通協定ス

## 地域ノ撤退及引渡ノ態様ニ關スル議定書

### 一 公共不動産ノ引渡

「フランス」國政府ハ割譲地域内ニ存在スル公共不動産ノ一覽表及引渡事務ニ當ル「フランス」國委員ノ氏名表ヲ批准書交換後二十日以内ニ「タイ」國政府ニ交付スベシ

「タイ」國政府ハ前記不動産ヲ受領スペキ者ノ氏名表ヲ同一期間内ニ「フランス」國政府ニ交付スベシ右兩國政府ノ委員ハ「パクライ」地方、「バサック」地方、「コンボン、トム」地方、「シエムレアブ」地方及「ベッタンバン」地方ノ地域ニ應ジ五組ニ分タルベシ

「タイ」國委員ハ合意ニ依リ決定セラルベキ日ニ「パクライ」、「バサック」、「セオム、クサン」、「サムロン」及「ボイベト」ニ出頭シ右各所ニ於テ「フランス」國委員ニ依リ出迎ヘラルベシ

### 二 記錄ノ引渡

市町村及州ノ記錄、裁判所及其ノ他ノ官廳ノ記錄並ニ割譲地域内ニ寄託セラレタル地籍圖ハ「タイ」國官憲ニ引渡サルベシ右地域外ニ寄託セラレタル地籍圖、地籍簿及其他ノ地籍ニ關スル書類ハ其ノ認證謄本ヲ「タイ」國政府ニ交付スベシ

右引渡ハ批准書交換後二月以内ニ完了セラルベシ

### 三 地域ノ撤退

本議定書ノ目的ヲ成ス地域へ左ノ原則ニ從ヒ「フランス」國軍隊ニ依リ撤退セラレ「タイ」國ノ警察隊又ハ軍隊ニ依リ占領セラルベシ

イ現國境ト新國境線トノ間ニ駐屯スル「フランス」國軍隊ハ批准書交換後二十日目ニ行軍ヲ開始シ遲クトモ七日

目迄ニ新國境線内ニ撤退スルヲ要ス前記ノ地域ニ駐在スル「フランス」國ノ憲兵、警察官及行政官憲（前記一及二ノ引渡事務ニ干與スル者ヲ除ク）ハ右軍隊ニ先行スペシ

ロ 「タイ」國政府ガ前記ノ地域ニ派遣スペキ警察隊又ハ軍隊ハ「フランス」國軍隊ノ撤退ヲ開始セル日ノ翌日ニ前進ヲ開始シ早クトモ七日目ニ新國境線ニ達スルコトヲ得前記ノ地域ニ駐在スペキ「タイ」國ノ行政官憲ハ右警察隊又ハ軍隊ニ隨行スルコトヲ得

ハ 「タイ」國ノ警察隊又ハ軍隊ハ「フランス」國軍隊ト一定ノ間隔ヲ保持スル様其ノ前進ヲ調節スペシ

二 條約第五條ニ規定セラレタル非武装地帯内ニ在ルコトアルベキ「タイ」國軍隊ハ地域ノ引渡後一月以内ニ撤退スベシ

#### 四 實際的措置

兩國政府ハ本議定書ニ規定スル撤退及引渡ノ操作ガ秩序ヲ保チ事件ヲ惹起スルコトナク行ハル爲必要ナル一切ノ實際的措置ヲ執ルベシ即チ

イ 撤退スル軍隊ハ不正規部隊又ハ鎗器ヲ帶有スル個人ヲ後方ニ残スコトヲ得ズ又占領スル警察隊又ハ軍隊ハ不正規部隊又ハ鎗器ヲ帶有スル個人ヲ先行セシムルコトヲ得ズ

ロ 兩國政府ハ夫々自國軍隊及警察隊ニ對シ一切ノ掠奪行爲ヲ禁止スル旨ノ嚴命ヲ發スペシ  
本議定書ハ「フランス」國及「タイ」國ニ依リ條約ト同時ニ批准セラルベシ

本議定書ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ一千九百四十一年五月九日、佛曆二千四百八十四年五月九日東京ニ於テ日本文「フランス」文及「タイ」文ヲ以テ本書三通ヲ作成ス

シャルル、アルセーヌ、アンリー（印）  
ルネ、ローブラン（印）  
ヴァンヴィタイヤコーン（印）  
シエー、セー、シラバ、サーストラコム（印）  
ジェー、セー、シラバ、サーストラコム（印）  
ワニット、ペーナナンダ（印）

### 國境劃定委員會ノ構成及運用ニ關スル議定書

昭和十六年五月九日 東京に於て署名  
同 同 年七月五日 より 實施  
同 年七月九日「七月十日附官報」公布

大日本帝國政府「フランス」國政府及「タイ」國政府ハ「フランス」國「タイ」國間平和條約第四條ニ規定セラルル

國境劃定委員會ニ關シ左ノ通協定ス

一四

一 構成

三國政府ハ各五名ノ委員及五名ノ補助委員ヲ任命スペシ

各締約國ノ委員ハ其ノ必要ト認ムル専門家及書記ヲ帶同スルコトヲ得ベシ

委員故障アル場合補助委員ハ委員ノ職ヲ代行スルコトヲ得ベシ

委員ノ議長ノ職ハ日本國委員中ノ一名ニ之ヲ委託スペシ

二 権限

委員會ハ條約第四條ニ規定セラル如ク陸上及河川上ノ國境ヲ實地ニ付劃定スペシ

委員會ハ右國境ノ地圖ヲ作成シ所要ノ地點ニ於ケル境介標識ノ建設ニ當ルベシ

三 運用

「フランス」國政府及「タイ」國政府ハ委員ニ對シ其ノ任務ノ遂行上必要ナル一切ノ便宜ヲ供與スペシ

委員ノ給與及旅費ハ派遣國政府ニ於テ之ヲ負擔ス

委員會ノ事業費ハ「フランス」國政府及「タイ」國政府ニ於テ折半シテ之ヲ負擔ス

委員會ハ其ノ運用ニ關スル內部規則ヲ作成スルコトヲ得ルモノトス

本議定書ハ「フランス」國及「タイ」國ニ依リ條約ト同時ニ批准セラルベシ日本國ニ付テハ

本議定書ハ日本國政府ノ承認ヲ經ベキモノトス

本議定書ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ千九百四十一年五月九日、佛曆一千四百八十四年五月九日東京ニ於テ日本文、「フランス」文及「タイ」文ヲ以テ本書三通ヲ作成ス

松 岡 洋 右 (印)

宮

順 (印)

(印)

シャルル、アルセース、アンリ (印)

ルネ、ローベン (印)

ワニワイヤタイヤコーン (印)

シ (印)

ジー、セー、シラバ、サーストラコム (印)

ワニット、バーナンダ (印)

## 非武装地帯ニ關スル規定ノ履行ニ關スル議定書

昭和十六年五月九日 東京に於て署名  
同 同 年七月五日 より 實施  
年七月九日「七月十日附官報」公布

大日本帝國政府、「フランス」國政府及「タイ」國政府ハ「フランス」國「タイ」國間平和條約第五條及第六條ニ定メラルル非武装地帯ニ關スル規定ノ履行ニ關シ左ノ通協定ス

一 條約第四條ニ依リ設置セラル國境劃定委員會ヘ其ノ運用ノ全期間ニ亘リ條約第五條一及第六條所定ノ規定ノ履行ヲ監視スルノ任務ヲ有スベシ

右委員會ハ左ノ目的ヲ有スル規定ヲ「タイ」國政府ノ承認ニ付スベシ

イ 非武装地帯内ニ在ル「タイ」國ノ警察隊ノ性質、員數及裝備ヲ決定スルコト

ロ 「タイ」國ガ第六條ニ第二項ニ依リ許與セラレタル權能ヲ行使シ得ベキ條件ヲ決定スルコト

ハ 最後ニ非武装地帯内ニ於ケル航空ノ特殊制度ヲ決定スルコト

右ノ外委員會ハ所定ノ規定ノ履行ヲ確保スル爲必要ト認ムル一切ノ措置ヲ關係兩國政府ニ對シ提議スルコトヲ得ベシ

二 國境劃定委員會ガ解消シタルトキヨリ前記權限ハ必要ノ場合各締約國ノ三名宛ノ委員ヲ以テ構成セラレ且關係國

政府ノ一ノ要求ニ基キ開催セラルベキ混合委員會ニ依リ行ハルベシ

右委員會ノ議長ノ職ハ日本國委員中ノ一名ニ之ヲ委託スベシ

本議定書ハ「フランス」國及「タイ」國ニ依リ條約ト同時ニ批准セラルベシ日本國ニ付テハ

本議定書ハ日本國政府ノ承認ヲ經ベキモノトス

本議定書ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ千九百四十一年五月九日、佛曆二千四百八十四年五月九日東京ニ於テ日本文「フランス」文及「タイ」文ヲ以テ本書三通ヲ作成ス

松岡洋右(印)  
宮順(印)  
シャルル、アルセース、アンリー(印)  
ルネ、ロバート(印)  
バンワイヤイヤコーン(印)  
シモン(印)  
ジェー、セー、シラバ、サーストラコム(印)

## 保障及政治的了解ニ關スル日本國「タイ」國間議定書

昭和十六年五月九日 東京に於て署名  
同 年七月五日 東京に於て批准書交換  
同 同年同月同日 より 實施  
同 年七月九日「七月十日附官報」公布

大日本帝國政府及「タイ」國政府へ

東亞ニ於ケル平和ノ維持ヲ均シク希望シ

昭和十五年六月十二日ノ條約ヲ成立セシムルニ至リタル平和的且友好的精神ヲ想起シ且右精神ヲ堅持スルノ真摯ナル  
希望ニ均シク促サレ

「タイ」國「フランス」國間ニ恢復セラレタル友好關係ノ安定ヲ確保センコトヲ希望シ  
左ノ通協定セリ

一 日本國政府ハ日本國政府ノ調停ノ結果千九百四十一年五月九日ノ「タイ」國「フランス」國間平和條約及附屬文  
書ニ具現セラレタル「タイ」國「フランス」國間紛爭解決ガ決定的ニシテ且變更シ得ザルモノナルコトヲ「タイ」  
國政府ニ對シテ保障ス

二 「タイ」國政府ハ前記日本國政府ノ保障ヲ受諾ス「タイ」國政府ハ東亞ニ於ケル平和ノ維持特ニ日本國「タイ」  
國間ニ於ケル善隣友好關係ノ樹立及經濟的緊密關係ノ増進ニ努ムベシ尙「タイ」國政府ハ日本國ニ對シ直接又ヘ間  
接ニ對抗スルガ如キ性質ノ政治上、經濟上又ヘ軍事上ノ協力ヲ豫見スル何等ノ協定又ヘ了解ヲモ第三國ト締結スル  
ノ意思ナキコトヲ宣言ス

三 本議定書ハ批准セラルベク批准書ハ署名ノ日ヨリ二月以内ニ東京ニ於テ交換セラルベシ  
本議定書ハ批准書交換ノ日ヨリ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ佛曆二千四百八十四年五月九日東京ニ於テ日本文及「タイ」文ヲ以テ本書二通ヲ作成ス

松	宮	洋	右	(印)											
ワ	ン	ワ	イ	タ	イ	ヤ	コ	ー	ン	(印)					
シ	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	(印)					
ジェ	ー	セ	ー	シ	ラ	バ	、	サ	ー	ス	ト	ラ	コ	ム	(印)
ワ	ニ	ツ	ト	、	バ	ー	ナ	ナ	ン	ダ	(印)				

# タイ國産業概観

## 錫業の部

大山周三

日 次

- 一、錫業の概況
- 二、錫鑛概況
- 三、錫產出狀況
- 四、錫鑛生產國と需要國の偏在
- 五、錫の用途と消費
- 六、タイに於て邦人の着目に値すべき錫鑛業
- イ、錫鑛石の概念
- ロ、タイに於ける錫鑛脈の存在
- ハ、錫鑛占有者の氾濫
- ニ、未開發の地點
- ホ、我が錫業家の奮起を望む

- ヘ、無限の需要
- ト、タイ國領内に於ける採錫事業の沿革
- チ、不適當の地域と將來
- リ、現重要地點
- ス、採掘中の大鑛區
- ル、小鑛區の群在
- ヲ、ドレッヂ一隻の收支計算
- ワ、採掘量並に價格算定

## 一、錫業の概況

タイ國の資源は大別して、北部の森林、中部の農作、南部の鑛山と謂はれ、其の中、第一米作、第二木材、第三錫と並び稱せられて居る。素より三者に優劣の差は無いが、世界市場並びに國內需要、供給の消長によつて、生産の増減が計られる程、生産上、餘裕を有するものと謂へよう。而して、タイ國の全土を通じ、有用鑛物に恵まるゝ事は言ふ迄もない事であるが、元來、此の國に深い關係を有し來つた英佛が、共に兩隣に自國領土を控へ、將來タイ國をも兩分せんとの野心を抱いて居つた事は、隠れもない事實である。現在のところ、馬來半島（既に英人の既得権を有する錫鑛山等）を除き、タイ國政府をして、國內資源の開發を一時思ひ止ましめ、之等資源を次代國民の爲めに保有すべしと云ふ名目により、今日、全く外人企業家に許可せぬ方針を探らしむるに到つたのである。即ち馬來半島は、北緯十三度以南に當り（現在、英人の企業區域を指す）此の範圍に限られ、開發が許される事になつて居るので、英

資本家にとつては、極めて好都合な法令であるが、後進國側の立場から見ると、以後全くその進出を封じられた譯である。

現在知られてゐるタイ國內鑛物の主なるものは、金鑛、錫鑛、銅鑛、鉛鑛、亞鉛鑛、アンチモニー鑛、鐵鑛、硝石鑛、石炭(褐炭)、ウルフレム鑛、タンクステン鑛、モリブデン、石油、石炭の外、寶石等であるが、之等は未だ本格的採掘に至らず、前記の如く、取つて置き資源として、今日猶ほ死蔵されつゝある状態である。

金——砂金鑛地は全土に遍在し、馬來半島ラング地方は、曾て佛人の企業家によつて發掘され、又、古河鑛業に於ても試掘に着手せられし事あり、其の他ビスサヌローケ、ロブリー等、處々に於て、洗滌法により採取せられつゝある。又錫鑛中に含有せらるゝものも、何れも原色の光澤を有し、發見せらるゝものである。今日迄に知られて居る主なる產地は、パンタバーンの金鑛、カビンブリーの砂金鑛並びにビスサヌローケ州ロムサックの砂金鑛等である。

銅——曾てコーラット州内の一驛にして、ドンビヤファイ山中のチヤンツックに於て、丁抹人によつて採掘せられしも、政府の不許可に依り、遂に廢坑の止むなきに到り爾後その儘の状態にある。

ウルフレム、タンクステン、モリブデンの如きは、ナコンシータマラート地方にも發掘せられ、最も良質のものはバンドン、コサムイ島に發見せらるゝも、目下發掘を許可せぬ方針にあるが、一説には、英國との密約があると謂はれ、現在は土人の盜掘せるものが多少市場に現はれるに過ぎない。

石油——英領ビルマとの國境ムアングフワーンに、約二十哩に亘る鑛脈を有し、タイ國北部最古の都市チエングセンの南北に鑛油を發見す。從來コールタール代用として、木材の防腐驅蟲劑として、土人間に慣用されて居る。

## 二、錫鑛概況

現在タイ國に於ける錫は、米に次ぐ主要物資で、而も產出額は、全部輸出に當てられ、其輸出額の百分率は、米が四割七分七厘(佛歷二四八一年、一九三八年—三九年)に當り、錫は第二位を占め、一割五分に達して居る。

毎年の粗鑛出額は、二千五百銖乃至三千銖に及んで居る。現在、英領馬來の錫鑛業は既に全盛期を過ぎ、優良鑛區は既に採掘し盡し、漸次劣等鑛區の地位に低下しつゝある。従つて英領馬來にあつては、悲觀的立場を免れないが、之に反し、英人經營の南部タイ國に於ける錫鑛區は前途洋洋たるものがある。

タイ國鑛山局調査に據れば、南部錫鑛會社中、磅建會社は三十七社を算し、資本金六百九十八萬五千銖に達し、又法建商社は十三社、その資本金は百五十萬弗であり、鉄建商社は七社、資本金は三百八十四萬銖で、其の外に資本金五十萬銖を有する一社があり、又、資本金百萬ルピーを有する一社及び資本不明なる英國系の一社があるが、所謂タイ國南部に於ける錫鑛業は、英國資本の獨占する處と云つて差し支へなく、最近五ヶ年間に於ける輸出統計を示せば左の如くである。

年次	數量(擔)	價格(銖)
佛歷二四七七	二五五、二四六	二六、三四六、五四七
同 二四七八	二三七、五七一	二三、三七四、二〇三
同 二四七九	三〇七、六八三	二九、八〇九、三八九
同 二四八〇	三六八、〇八三	三七、五二八、二〇一

以上、タイ國に於ける錫鑛生産額は、年々増加の一途を辿りつゝある。

### 三、錫産出狀況

最近タイ國も亦、錫鑛純分率七十%なりしを七十二%に變更して、世界錫生産國の協定により、以後生産割當の増加を圖るを得たのである。

最近三ヶ年間に於ける各錫鑛產地別採掘法に分類し、年次產出統計を掲ぐれば、左の如くである。

產地	— プーケット州錫鑛	— 三一七八八年(一九三一年)	— 三一七九年(一九三七年)	— 三一八〇〇八年(一九三八年)
	合計	単位(ビクル)	単位(ビクル)	単位(ビクル)
法掘採	ドレッヂに依るもの	一九、七三二	二六、八六七	二六、一二三〇
法掘採	其他の方法に依るもの	四二、六九九	五四、九三六	五八、四九一
合計	六六、二一一	七九、四八一	八一、五四四	
產地	— タクアバー縣錫鑛	三〇、三九三	四五、五六三	五三、三五五
法掘採	ドレッヂに依るもの	九、五二九	七、五一〇	九、三二一
法掘採	其他の方法に依るもの	三九、九二二	五四、〇七三	六二、六七六
合計	三一、九一九	四四、五一七	五六、〇二〇	
輸出				
產地	— ラノング縣錫鑛	二一、〇四八	三四、二三一	五一、四六四
法掘採	ドレッヂに依るもの	六、六九九	五、四二一	六、九四四
合計	二七、七四七	三九、六五二	五四、四〇八	
輸出				
產地	— パンガー縣錫鑛	二九、〇七二	四一、〇九九	五九、四七九
法掘採	ドレッヂに依るもの	二一、七七四	三八、一五〇	三六、九一九
合計	一六、〇四四	一六、三一八	一六、八七六	
輸出				
產地	— トラング縣錫鑛	三七、八一八	五四、四六八	五四、七九五
法掘採	ドレッヂに依るもの	二一、四五八	三六、七八三	四〇、一五四
合計	四五、五三五	五四、〇一五	五三、〇一五	
輸出				
產地	— シンガラ州錫鑛	四、六一七	二、八六〇	三、七二二
法掘採	ドレッヂに依るもの	三、七七六	三、五六九	二、三三五
合計	八、三九三	六、四二〇	六、〇五七	
輸出				
產地	— シンガラ州錫鑛	一九、八〇五	五七、九三六	
法掘採	ドレッヂに依るもの	九、二七八	一三、七三三	
合計	一九、五三三	一四、〇四四	一一、七三三	
		一九、八〇五	二五、四六五	
		二五		

## 輸

## 出

量 三六、八九六

四六、〇四二

二六  
六二、七一八

产地——ナコーン・シータマラート州錫鑛

一〇、〇七三

一三、六八五

法掘採〔ドレッヂに依るもの〕

五、一二三

一八、一八〇

法掘採〔其他の方法に依るもの〕

五、九三〇

五、五五一

合計 一五、一九六

一九、六一五

二三、七三一

产地——ヤラー縣錫鑛

一九、六八九

三、九〇九

法掘採〔ドレッヂに依るもの〕

一三、〇三六

七八九三

法掘採〔其他の方法に依るもの〕

二〇、七二五

二〇、四二九

合計 二、七三〇

二九、三七四

三三、三〇四

产地——スラーツタニー縣錫鑛

八、九四三

四一、一九七

法掘採〔ドレッヂに依るもの〕

三、三五六

四、八九九

法掘採〔其他の方法に依るもの〕

九、二三六

六、七七五

合計 一、二、五九四

一三、八九二

一一、六七四

产地——チユンボーン縣錫鑛

六、一七二

一、一、六五〇

法掘採〔ドレッヂに依るもの〕

九〇九

七、〇八一

法掘採〔其他の方法に依るもの〕

六、五〇七

一、一、六五〇

## 輸

## 出

量 一三、五二五

一三、五二五

二、六五〇

产地——バタニー縣錫鑛

九、〇三五

三、五三五

法掘採〔ドレッヂに依るもの〕

四、四九〇

一、一、六五〇

法掘採〔其他の方法に依るもの〕

九〇八

二、五二四

合計 九〇八

五二四

三、六八八

产地——ラーチャブリー

一三、三四七

四、五九六

法掘採〔ドレッヂに依るもの〕

三、三四七

六八七

法掘採〔其他の方法に依るもの〕

四、八二二

七、四七三

合計 四、八二二

七、四七三

八、五九六

产地——ナコーン・シータマラート州錫鑛

一三、三四七

九、一九六

法掘採〔ドレッヂに依るもの〕

一三、三四七

一、一、六五〇

合計 一三、三四七

一、一、六五〇

产地——ナコーン・シータマラート州錫鑛

一三、三四七

一、一、六五〇

法掘採〔ドレッヂに依るもの〕

一三、三四七

一、一、六五〇

合計 一三、三四七

一、一、六五〇

产地——ナコーン・シータマラート州錫鑛

一三、三四七

一、一、六五〇

## 注意

表中生産に比して輸出量の大なるは、他縣よりの移送量を含み、又全く輸出無きは、他縣に移出したるが爲である。  
又ドレッヂ(Dredge)に依るものは、主として英佛會社の成績を示し、其他の方法とあるは、主として英佛系會社の成績を示すものである。

尙、本件に關しては、昭和十年以後の報告に於て、錫鑛に就て詳細に亘り調査せるを以て別紙参考とされたい。

#### 四、錫鑛生産國と需要國の偏在

以上、その鑛石は、砂錫を主として居る。概ね西部南洋諸國を蔽ふ第四紀層の花崗岩のある所に存在すると謂はれて居る。現在の生産は、英領馬來が大部分を占め、蘭領印度・タイ國之れに次ぎ、其他は佛領印度支那である。次ぎに之等錫鑛業を企業資本の角度より見れば、勿論英國資本の勢力が大部分を占めて居る。従つて、英國が世界錫鑛業に指導的勢力を有するのは自然の成行である。之等錫の生産消費に就て、最も顯著な特色は、第一需要國と供給國とが一方に遍在して居る傾がある。

世界最大の錫消費國たる北米合衆國が、今回英米共同で、タイ國に對し抱込策を取つたと謂ふ事實もありそうな事で、一方、米の不賣同盟を日本に對し行ふと共に、他面錫鑛共同確保の策が講ぜられつゝある事が、斯かる運動の一端を物語るものであらう。而してタイ國が日本側に傾くことを逸早く阻止すべく、極力タイ國懷柔策を講ずる反面に壓迫を加へんとした事も想像に難くない。

事實問題として、米國の馬來錫に仰ぐ量は、實にその生産の七十五%を占めて居るので、彼の自動車工業、凡ての銅鐵工業の盛衰に係はり、延いては米國の景氣に至大の關係を有するものである。

斯くの如く、錫鑛石の消費如何は、重工業國の缺くべからざる原料として重視されるに至つた。

第一次歐洲大戰前に於ては、其の需要並びに其の用途は極めて小範囲に限られて居た如く、其の經營も土着支那人並びに和蘭資本に獨占せられて居た傾きがあつた。然るに其後、需要漸増と共に、歐米資本の流入を見るに至つたので、產額も急激に増加したのである。

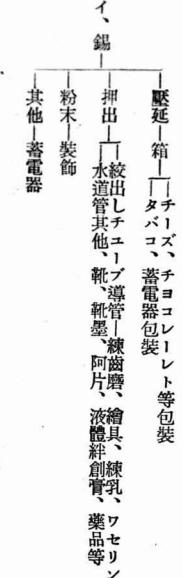
#### 五、錫の用途と消費

其後生産過重に陥り、却つて減產協定を見るに至つた程、資本家の間には一時・悲觀説さへ唱へられたものである。然るに、世界工業界の進歩は、錫用途の範囲擴大せられ、錫の需要激増は新錫區開拓の必要をさへ生じて來たのである。

大體錫鑛脈の根源は、緬甸のタヴァオイ並びにメルグイ兩地方に始まり、タイ國の脊筋を一貫して、全馬來半島を経て蘭領印度及びスマトラ島に到る地方で、東西亞細亞大陸の南端と、東印度諸島を結ぶ一帯は、古來錫資源を以て聞えて居たのである。

推定による用途別表を示せば左の如くである。

イ、錫	壓延—箱—チーズ、チヨコレート等包裝
	押出—絞出しチュー <sup>ブ</sup> 、導管—練乳、ワセリン、
粉末、裝飾	水管、其他、靴、靴墨、阿片、液體絆創膏、藥品等
其他	蓄電器





以上之を産業別に見れば、今日のところ、錫詰工業がブリキ及び白蠟を多量に使用して居る點では錫消費の第一位を占むると云ふのである。而して之を又國別消費の點より見れば、米國が第一で、世界生産の四十六%を占むると云ふタイ國領錫鑄に、米國が如何に垂涎措く能はざるものあるかを知るに難くない。

此の點よりみて、錫鑄資源の確保は、燃料界に於ける石油の確保に匹敵するもので、其の生産國は工業振興上、非常に有利なる地位にあるものである。

現在に於ける英領馬來、蘭領印度の錫鑄床の生命如何は、同領經濟に至大の關係を有するものであるが、其の埋蔵量につき、未だ信憑する足る調査はない。現在、可能採掘量百萬噸を妥當とするなれば、今日の消費料に割當て計算して見ると、今後十ヶ年で資源涸渧に直面するだらうと言はれて居る。勿論新鑄發見が次ぎ次ぎと行はれるなれば其の憂は無からうが、英領馬來に到つては、可成に行届き發掘されて居ると謂へよう。此點、タイ領馬來に至つては、大部分が未だ死藏されて居る丈けに前途洋洋たる觀がある。

## 六、タイに於て邦人の着目に値すべき錫鑄業

註、以下の本稿は筆者の在タイ當時の執筆に係るもので舊稿に屬するが参考の爲め附記した。

### イ、錫鑄石の概念

錫鑄石は遠き千古の時代に於て、地殻より噴出したる水成岩 (Limestone) の、其の後幾年代を経て、更に火成岩 (Granite) 並びに石英岩 (Quarts) 噴出の際、化學的作用に依つて出現したるものだと云はれて居る。即ち石英岩内に結晶したるものであつて、古來幾度かの大風水の爲め、山嶽崩壊し、岩石粉碎せられて流下し來つて、地下に幾個の冲積層を形成して存在するものとの學説がある。如何にも火成岩、水成岩の山脈連續する處、必ず錫鑄脈を發見することは明白な事實である。

### ロ、タイに於ける錫鑄脈の存在

水成、火成兩岩重疊連續の山脈は、タイ馬來半島と英領馬來半島を一貫する大山脈が、更に赤道を南下して、蘭領スマトラ島東海岸バンカ、プリントの二島に存在して居て古來盛に採掘せられてゐる。之れ地球上、自然科學的條件の最も完備せる地域なるが爲であつて、天惠豊かな世界著名的寶庫として知られて居る。

亦、廣東、廣西兩省並びに安南、カンボヂヤ地方にも存在するが、今日未だ交通不便の爲め調査不充分にて、事業地として大發展を見るには今後相當の時日あるものと思はれる。

タイ半島の鑄脈は、北より一直線に南下し、プリント島に到つて止つて居るが、北は何れを基點とするか未だ不明である。現在採鑄中の南タイ西海岸のレノン並びに同地點の東方チユンボン以北には、錫の採掘せられたる事を聞かぬ。之れタイ國政府に於てレザーブせるに由るものと考へらるゝが、此の有望なる鑄區は、タイとビルマの國境線を爲して、北上して居る。故に將來必ずや、北上線も一大隆昌を來すべき時機あるものと思はれる。其の眞偽は解らぬが、英國が先きに一九〇七年に於て、今日何等利用價値を認められぬ地方を既に割譲せしめて、將來の備へに英領内

に加へて置いた事は、百年計畫の置き石であると謂はれて居る。兎に角、現に西海岸ビルマのメルゲイ地方に於て、採掘されて居る關係上、其東方より更により有望なりと思はれる理由がある。

#### ハ、鑛區占有者の氾濫

英領馬來半島にて、十年前既に英、佛、米、支等の鑛業家に依つて悉く鑛區を占有され、今や有望なりと認めらる箇所は、一英反の餘地もないとさへ云はれて居る。従つて數年來、彼等は競つて南タイに來り、採掘權の獲得に全力を傾注しつつある活躍振りは全く美望に堪へない。特に米國人の如きは、其の活躍目覺しく、亦數年前、タイ產出量の全部を、一手に買收するやの噂さへ立ちし程にて、各國鑛業家の躍動は、眞に驚嘆に値するものがある。

#### ニ、未開發の地點

南タイにて、古くより採鑛中のブーケット州トンカ港に於ては、三隻のドレツチが作業し、其の北方の有名なるレノンは、五隻のドレツチが常に作業して居る。亦其の中間地點のタクアパーにては、近年各國鑛業家に依つて、新たに廣大なる鑛區を獲得された。亦同一地點の大山脈を越へて、東側よりトンカ港に到る鑛區、即ち大山脈の東西側を包圍的に占有し終り、道路は着々新設を見、數隻のドレツチが新たに活躍中なりと聞く。

未開發にして有望なる地點は、唯スラーツタニー州ベンドンの西方、大山脈の東部タクアパーより北上し、チュンボンの奥地一帯の地域こそ、現に残されたる天惠豊かな一大鑛區である事を忘れてはならない。

#### ホ、我が鑛業家の奮起を望む

我が鑛業家は錫の將來に對し、何等の關心を持たざるやに見ゆるは、

一、海外と國內の差こそあれ、企業そのものは同一なるべき筈なるに、地理的の相違から、我が鑛業家は海外企業には全々無關心なること。

二、内地に於ける日本投資家は、海外投資に餘り臆病過ぎる嫌ひあること。

三、我が鑛業家は、外國企業家に比して、海外拓殖事業に對する進取的觀念に乏しく、且つ理解を持つて居らぬこと。

四、内地より會社の使命を受けて來る視察員の調査は、報告書を纏める事が主であり、且つ其の報告書は完全無缺なる事を要し、従つて數字的の證明を必要とするので、多く内容組織の明瞭なる外國人會社に依つてのみの調査に止まるが爲め、有望なる土人鑛區の實情、其の將來に關する點は、全く考慮せられて居らぬこと。

右様なるが故に、採算のとれざる報告に終り、有望性を缺く點が認められて、遂に企業家の進出を鈍らす結果になること。

五、之れ迄、我が國より調査並びに視察の目的を持つて來る者は、既成會社の資物を目掛けて之れが賣買價値の調查に出張し来るに止まり、積極的、新鑛區發見等、創業熱に缺けて居りしことは確かである。

右の諸點に依つて見るも、我が鑛業家の各國鑛業家に比して、鑛業開拓の熱なきは極めて明瞭である。

將來我が工業の發達は、益々原鑛の需要を増大せしむるに至るは勿論なるにも拘らず、比較的等閑視せられて居る

傾がある。而も其の原錫が東洋の近くにありながら、今日猶ほ歐洲人の手を経て取引せらるゝに至つては遺憾に堪へない。今や地球上に残された有望の錫鑛區は、明らかに南タイの一地點に在るを思へば、心あるものは國家的見地から見て、本鑛業の開拓に一日も早く着手し、大に活躍せられん事を渴望して止まぬ次第である。さもなくば、遠からず馬來半島同様、他國人鑛業家に依つて占有せられたるは火を見るより明かである。

### ヘ、無限の需要

錫は周知の如く、今日の重工業に缺くべからざる重要原料品であつて、殊に造船、造船、造機上に於て、其の用途の範囲極めて大なるは今更言ふ迄もないことである。

我が陸海軍の各工廠や、三菱、川崎其の他の造船所、飛行機製作所が消費する莫大なる數量は、年々増加の一途を辿り、今や其の年額統計を、我が國統計年鑑に依つて見るも、昭和六年度に於て、我が國が輸入せる數量は、三百五十二萬一千圓、同九年度一千五百三十一萬七千圓と云ふ躍進振りを示して居る。斯かる輸入量を計上しながら、未だ我が當業者にして、直接原鑛業者との取引にさへ携るものなく、皆何れもタイ、馬來、蘭領東印度、佛領印度支那産の錫を歐洲人の手より購入して居る狀態であるが、萬一、將來錫の供給を斷たれる場合を想像すれば、我が重工業は如何なる憂目を見るであらうか、悶然たらざるを得ないではないか。自給自足とは行かない迄も、直接其の範囲に食込む餘地は、今やタイ國に於ける鑛區を目指す以外には、全く他に途なきを痛感してゐるものである。

### ト、タイ國領内に於ける採錫事業の沿革

タイ國領内に於ける採錫事業は、僅かに二十數年より開始されたもので、偶々歐洲大戰に際會し、ウルフレム、シリエイトのタンクステン含有鑛石の大採掘勃興と共に、採錫事業も俄然各地に大發展を來たしたるものであるが、戰後經濟界の世界的大恐慌に連れて、忽ち大頓挫を來し、ウルフレム等は全滅し、採錫事業も殆んど放棄的状態に陥り、僅に屈指の鑛區のみ事業を繼續し來つたに過ぎなかつたのであつて、一時は憐れな有様であつたことは、未だ記憶に新たなるものがある。

爾來、幾度かの產出制限或は價格協定等に依つて、錫事業界は漸次復活し來り、兩三年前より採算價格に到達したのである。依つて今は、謹謨と同様、捲土重來華々しき進展振りを見せて居る状態である。

此の時こそ、本格的に我が企業家を進出せしむる好機逸すべからざる時であつて、我が政府は何を置いても、本事業を日タイ協力事業として、達成に努むるところがなければならない。今日と雖も決して遅くはないので、寧ろ今後の進出發展こそ期待せらるべきものである。

### チ、不適當の地域と将来

南タイ中ロンビブンを除き、其の以南のフィジュ、リンラン、ハツジャイ一帶の地域及びバタニー縣の一、二區域の外は、鑛脈貧弱で、今日迄の經驗に依ると大鑛業としては適しない。鑛質も亦良質でない。即ち鑛床僅かに三十呎内外の深さで、鑛層唯二三を有するのみで、亦層の厚さ一、二呎に過ぎないのである。如之錫の含有量は六十%以内で、七〇%のものは殆んど皆無と云つて差支へない。此の地帶は、例へ鑛石ありとするも、水無き爲め、洗鑛が出来ぬ缺點がある。唯雨季の數月間作業するに止まり、概して大事業地にあらざるは、今後企業家、事業家の爲めに注

意して置きたい。

但し最近の進歩した方法によると、錫含有量少くとも、却つて副産物に重要性があり、彼のモリブデンの如きがそれで、之れ等鑛石を其の中より容易に発見せらるると云はれて居る。又錫鑛としては良質ならざるもの、他の含有鑛石によつて利益することも有り得ることで、實驗家は他の有用物の發見によつて、何れも效果を收めつゝありと謂ふ。故に我が鑛業家の進出に際しては、嚴密なる調査を要し、出張員の通り一べんの視察や義務的報告に依つて、本事業計畫を斷念することなきを望む次第である。

#### リ、現 重 要 地 點

ロンビアンの山脈地帯は、概して鑛床四十呎以上であつて、鑛層四、五を有し、層の厚さは實に三呎乃至四呎に達して居る。その含有錫は七三%内外で、此の地帯は最有希望の地域であると云はれて居る。今後の發展は此奥地と更に鐵道沿線を北上したナサンバンナイの附近並びにパンドンの奥地、或はランスワン、チュンボン西方の奥地等は稍良好ならんかと消息通は傳へて居る。

#### ヌ、探掘中の大鑛區

トンカ港は西海岸ブケット州の首府であつて、港内の海底並びに島の一部を、三隻の浚渫船 Dredge にて現在作業しつゝあるのである。

現に英國人の二會社、拂込資本合計二百萬弗見當、一ヶ年の探錫平均約二萬擔見當と稱せられて居る。

レノンは、ビルマ國境ビクトリヤボイントの南に位し、チュンボンの西海岸に面した地點である。

英國人二、濠洲人三の五會社、拂込資本合計五百四十五萬弗と稱せられて居る。現下の作業狀態は、五隻のドレッヂにて、山間の沼澤地と河川の兩岸を探掘して居る。

一ヶ年探鑛平均約八千擔見當と云はれて居るが、將來全能力を發揮するときは、相當見込ある鑛區地帯である。

ロンビアン

ロンビアン停車場より約三哩の地點、山麓の平野に、二隻のドレッヂで作業中であつて成績良好と聞く。未だ本格的能力發揮迄に至らざるも、見込ある鑛區の一つである。

濠洲人の二會社は拂込資本合計百八十五萬弗、一ヶ年探鑛平均一萬五千擔見當である。

ノンベ

ノンベは、ロンビアン停車場より一哩半、鐵道沿線に沿ふて西北の地點にある。その山上の洋々たる水源を利用し、大貯水池を設け、之より直徑二十四吋の鐵管に流下し、直徑二吋程の筒先きより噴出する。所謂強力ポンプ作業にて最も有利なる作業方法である。ドレッヂに比し、建設費、人件費等、凡そ半額程度にて事足り、作業も一々目撃しての事なれば、極めて容易且つ作業の壯快なること、遙かに前者に優ると稱せらる。同事業は濠洲人と瑞西人ととの合同會社で、拂込資本金六十萬弗と云ひ、一ヶ年鑛產平均八、九千擔と稱せられて居る。

フィイジュ 地方

フィイジュは、トンソンの南約四十哩、フィイジュ停車場より約七哩の山間にあつて、交通の點から云へば多少不便を免れないが、鑛質良く有望のことである。濠洲人の一會社の經營で、資本金七十萬弗、一ヶ年探掘能力は、現在の

ところ平均四千乃至五千擔と稱せられて居る。

三八

カオチャイ

カオチャイは、シンゴラの東南バタニー縣に接近せる山間に在りて、一隻の小型ドレッヂにて作業せるも、鑛床上、岩石多き爲めに作業困難を極め、終に放棄するに至つた。之れは鑛石多量なれども、斯る障礙ある場所なれば、種々の點に於て、採算上引合ざるためである。

依つて當初ボーリングの際、徹底的調査を必要とする點を、特に参考の爲め附記した次第である、同鑛區は、藻洲人の一會社拂込資本二十五萬弗。

ランスアン

タイ人の經營に係かるもの成績不詳。

右の外二、三ドレッヂ並に水力ポンプ作業によつて、錫鑛區採掘中のものもあるが、特記すべきものなし。

## ル、小鑛區の群在

以上の如く、大鑛區の附近には、幾十百の獨立小鑛區があつて、小は數人、大は二百人、三百人の苦力が、晝夜洗鑛するオープンマイニング即ち露天掘である。此露天掘より産出する鑛量は、實に前述の大作業の總量に比し、正に二倍半強の產出を見る云はれて居る。一人當り平均一日三斤内外の洗鑛に依るものであつて、幾百人の人工能率は、機械的大作業よりも遙かに產出量が大量である事實は、其の小鑛區の如何に人工的作業に適し、且つ鑛區の廣汎に亘るかを知ることが出来る。のみならず鑛脈の豊富なるを證すると共に、綿密なる洗滌作業は人工作業の特徴とも稱す

べきものであらうと思はれる。

ドレッヂ一隻の收支計算

八時間労働にて、一晝夜三班に分ち、一班に要する人員並びに經常費は左の如くである。

人員 タイ貨 錄 士丹

一等ウキンチマン	一	三、五〇
二等ウキンチマン	一	三、五〇
機 關 士	一	二、五〇
油 差 し	一	一、五〇
火 夫	二	三、四〇
バケツ 苦 力	二	二、〇〇
洗 鑛 苦 力	二〇	二〇、〇〇
船 先 苦 力	一	一、五〇
合 計	二九	三六、九〇

一班の一日總人員と給料左の通り 人

タイ貨 錄 士丹

總 人 員	八七	一一〇、七〇
燃 料 薪 代		一五〇、〇〇
機 械 油		一五、〇〇
合 計	二七五、七〇	

八七

三九

鐵工場人員並に給料

四〇

	人	タイ貨 銘(一人當)	タイ貨 銘
鐵工場人員	二〇	四、〇〇	八〇、〇〇
同書記(物品受渡シ)	一	五、〇〇	五、〇〇
事務所書記	一	五、〇〇	一〇、〇〇
精洗錫苦力	一	五、〇〇	七、五〇
燃料薪運搬苦力	一	五、〇〇	五、〇〇
雜役苦力	一	一〇、〇〇	一〇、〇〇
工場事務所番人	一	五、〇〇	三、〇〇
工場用石油木炭	一	三〇、〇〇	一三〇、五〇
合計	四五	一〇、五〇	

一ヶ月給料並に燃料費等左の通り

	人	タイ貨 銘
延べ人員	三、九六〇	六、九三六、〇〇
燃料と油代	一	五、八五〇、〇〇
計	三、九六〇	一三、六三六、〇〇

支配人並に技師月給左の如し

支配人 一人 九〇〇、銘士丹

一等技師	一	六〇〇、〇〇	六〇〇、〇〇
二等技師	三	四五〇、〇〇	一、三五〇、〇〇
合計	五	二、八五〇、〇〇	二、八五〇、〇〇
一ヶ年給料及諸経費給料		一八、七六三、二〇〇	

ワ、採鑛量並に價格算定

一日十五擔以上の採掘量が無ければ、斷じてドレッヂ作業を開始せざるもの故、其の最低標準十五擔として算出しそれを目下の價格が異状なる高騰を示せる折柄なれば、之れを標準とすることは出來ざる故、前年度の比較的常態にある當時の價額を以て、標準としたる計算を茲に示せば、即ち一擔(百斤)百十銘(熔解錫)とすれば、鑛石の價值七〇%物としてタイ貨七十七銘となる、之れに依つて、一ヶ月の鑛量と換算價格左の通り。

一日採鑛量	一五(七七、〇〇)	一、一五五、〇〇
一ヶ月採鑛量	四五〇	三四、六五〇、〇〇
一ヶ月採鑛量	五四〇	四一五、八〇〇、〇〇
一ヶ月諸経費		一八七、六三二、〇〇
差引純利益		二二八、一六八、〇〇

右は採鑛最低量としての收支計算で、普通の大鑛區は、必ず十五擔以上三十擔内外なれば、例へ將來の相場が下落することありとするも、採算確實なるは推算し得る處である。

殊に最近に於ける、錫相場の高騰を示せる場合の利潤は、極めて豊なる事は想像する迄もない。

斯くて一隻のドレッヂは、十五ヶ年の作業生命を有し、又十五年間に、通例四百英反を採掘し得る能力を有するものであるから、鑿區の大小、選定等は、皆此の標準に依つて定められるものである。

今茲に四百英反の鑿區を三十萬銖にて買收したものとして、一隻のドレッヂ四十五萬銖（盤谷渡し）とし、其後の船舶運搬費、設立費用、請負費五萬銖と見積り、鐵工場設備費並びに住宅一、三軒建築費等五萬銖、剩餘金十五萬銖、合計百萬銖拂込として、一ヶ年の收支計算をしめれば、拂込資本に對し年二割二分八厘の利益となる。然るに若し一日採鑿十五擔以上二十擔を上下するものとすれば、相當の利益あることは言ふ迄もない。殊に現下の如き状勢は益々需要増加の一途を辿り底知れぬ形勢にあるを思へば、錫鑿業の前途は洋々たる觀がある。

而して前記の計算に依つて、南タイの錫鑿石總產出量は、一ヶ年約二九六、四五〇擔なれば、二十擔を一噸とし、一四、八二二噸半である。

然るに近來急激なる發達と需要の激増とによつて、大小鑿區の諸所に作業を開始するもの簇出し、今や其の數量増大し、優に二〇、〇〇〇噸を超過するものと思はれる（但タイ國の現在基礎割當數量一八、〇〇〇噸）

然るに、現在タイ國が鑿區の所有に對し、外人に之れを認めざる方針になり、又既得權に對しては鑿區の擴張を許可せぬと云ふのである。

依つて今後の經營は社辦事業として、日タイ協同の事業たらしむるか、或は既得權者より鑿區賣收の上、それが經營に當るかの二つにある。何れにせよ、立遲れたる我鑿業家は、將に我が國重工業の非常時に當つて、原料鑿石の採掘權を所有すると否とは、斯業の爲め一大損失であり、又國家的見地から見ても遺憾に堪へざる次第である。今茲に

我が鑿業家の奮起を促し、一大決心のもとに事業計畫に邁進せられんことを痛感する。

## ト・モ、クラビン、ター・タコーの金鑿調査

Smak Buravas, B. Sc. (Hons.) A. R. S. M. (國防省主計局)

Saman Buravas, B. Sc. (Hons.) A. R. S. M. (經濟省科學局)

安 井 太 郎 譯

結

言

タイ國にはいたる所に金鑿床があり、全國七十縣中二十八縣まで金があると報せられてゐる。しかし發見されてゐる多くの鑿床は地質學的には畸形である。過去に於てロムサク(Loamsakdi)、ター・タコー(Ta Tago)、バーンサバーンヤイ(Bangsaparn Yai)、クラビン(Krabin)、ワタナー(Watana)等で採金の特許が與へられた。これら鑿山の稼行は全て失敗に歸したが、その原因は知られてゐない。現在わが國で稼行してゐる唯一の金鑿は、ナラーティワート(Narathiwat)縣のリーチョー(Litcho)鑿山のみである。

上述した金產地の地質は詳細に調べられたものではない。我々は、蒐集した鑿石及び母岩の試料に依つて、形態學的及び顯微鏡的にこれ等の鑿床を研究した。この研究が完成した際には、ト・モ(To Moi)、クラビン(Krabin)、

ターラー・タゴー (Ta Tago) の金鑄床を探査する探鑄業者らに幾分の貢献あらんことを切望する次第である。

四四

### ト・モの金鑄

ト・モはナラーテイワート縣の一郡で、適當な交通利便に缺けた丘陵地方である。鑄床はマレイ國境近くのバーン・パードヨー (Ban Pajo) 及びリチョー (Litcho) にあり、鑄床に至るにはケランタン経由が一層便利である。

大體に於て金地帶は、タンジョン・マス (Tanjon Mas) からト・モのマレイ金地帶に擴がる地域に亘つてゐるがこの地域は非常に細い粒状花崗岩が進入した片麻岩から成つてゐる。黒雲母脈は兩岩石に進入してゐる。

花崗岩及び片麻岩の兩者中に鑄脈がある。調査した鑄石は Société des Mines d'or de Litcho に依つて採鑄された傾角  $10^{\circ}$ E、走向  $N15^{\circ}E$  の鑄脈から入手したものである。この鑄脈は殆んど全部が花崗岩中にあり、そして多くの断层面 (岩石断層) が横ぎつてゐるので、採掘を困難ならしめてゐる。鑄體は約三呎の幅で、一トンの岩から一グラムから五〇グラムの金が採れる。

肉眼で検査した鑄脈は主として白色及び灰色石英から成つてゐる。その石英中には裂縫があつて、その裂縫中には金、黄鐵礦、黃銅礦、方銅礦、閃亞鉛礦、硫酸鐵礦などが見られる。この裂縫には一部分稀鹽酸で泡立つてゐる帶綠色礦物が填つてゐる。鑄脈の内部に明らかに存在してゐる帶綠色岩石の断片が鑄石と混交してゐる。

肉眼検査では、金はその鑄脈の石英よりもちに齎らされたもので、その幾分かは閃亞鉛礦と黃鐵礦の中に埋められてゐることが明らかである。多くの場所では、金は非常に細かくて肉眼では殆んど見分け難い。

鑄脈中にある帶綠色岩の鐵曲斷層は、長石を絹雲母に變へさせた熱水溶液に依つて剪断され、进入された花崗岩で

あることを示してゐる。花崗岩の石英は浸食されてしまつた。溶液と共に齎らされた鑄物は方解石及び石英を含有してゐる。

壁岩が花崗岩である所から考察すると、鑄脈の内部にあるこの帶綠物質は當然中石即ち、その鑄脈石英に包まれた花崗岩の断片である筈である。

石英脈の鐵曲斷層は、石英脈が綠簾石一方解石一方石英の小鑄脈或ひは金及び金屬硫化物をもつた支脈に依つて进入されてゐたことを示してゐる。原石英結晶は碎けており、その境界は、間隙を充填する小石英結晶の集合新生物をもつた溶液に依つて浸食された。處々に於て、金はかうして構成された凹所に进入してゐる。故に、若し裂縫が原石英塊の中にすつと擴延してゐるとすれば、金及びその他の硫化物も支脈より遙かに離れて存在するであらう。肉眼ではこの事が明らかでなく、金はまた石英塊一明らかにその中に見受けられるので一中にも存在すると誤られるのも尤もある。

支鑄脈中には何か流理構造の如きものが見受けられる。多くの金は支鑄脈の縁に存在し、中央では極く稀である。金の一部は石英結晶の中或ひは周囲の裂縫にもある。硫化鑄物も同様にその裂縫の中にある。支鑄脈中にあるこれ等の種類に存する鑄物は、花崗岩中の原石英脈は熱水狀態 (即ち、高溫度と高壓力) の下で構成されたとはいへ、この鑄床が中熱水的起原のもの (即ち、中溫度及び岩石の中層に於て形成されたもの) であることを證明してゐる。

鑄素に關しては、花崗岩はその中の石英脈の碎ける前に十分に固まつてゐるので、斯の如き中熱水溶解の原因とすることは出來ない。火成岩の殘餘は黑雲母で、鑄物地質學者はそれを鑄素であると見做してゐる。この岩の金試金は出來てをり、岩石一トン當り四グラム弱の金を出してゐるから、鑄物地質學者の考へてゐる如き鑄素でありえない。

この調査が確示する所では、含金溶液はその鏽脈の原有石英よりずつと後に齎らされたものであり、發生上この石英とは何等の關係もない。斯の如き熱水溶液の到來する以前に全般的土地運動（この地域内の全岩石に影響を與へる運動）があつた筈である。これが鏽脈及び母岩の兩者に斷層や裂縫を生ぜしめた原因である。金は石英中の裂縫に存在してゐるから、同様に花崗岩及び片麻岩などの裂縫帶にも必ず存在する筈である。

### クラビンの金鏽

鏽石及び岩石の試料はノーニンサン（Noong Sung）停車場附近のペーン・ボー・トーン（Pan Bo Tong）から入手した。この地域は東部鐵道線より容易に達しえられる範圍内にあり、事實この地域は、この地方にある全ての鏽床に接近し易い位置にある。ペーン・ボー・トーンはクラビンブリー郡にあり、平坦ではあるが排水の良い土地である。鏽床はローリー（Leyra）からアラン・プラテート（Aranyaprades）に擴がる全地帶にある。この地帶には石灰岩が優勢であるが、この地域の多くの部分では、石灰岩中に花崗岩、閃綠岩、斑岩等が逆入して變成作用を起してゐる。

ペーン・ボー・トーンでは金は走向東—西の石灰岩の石英脈の中にある。この岩脈から岩石標本を入手し、鏽脈及び壁<sup>ウツカ・ツカ</sup>岩<sup>クレバ・ツカ</sup>の試料を採取した。

肉眼検査では、鏽脈は主として良く結晶した石英からなり、所々に良い結晶が見られる。恐らく鏽脈は晶洞（Vug，鏽脈中の凹み）中に突出してゐる高溫度種の石英の結晶を有する晶洞様（Vuggy，凹みの全部に石英結晶が並んでゐる）のものである。金は明らかに石英の中に埋まつてゐる。金の塊は一般にこの鏽脈中につて、この鏽脈が非常に富鏽であるかの如き誤れる認識を與へてゐる。接觸岩は綠色鏽物、石英、方解石等から成つてゐる。金はその綠色鏽

物中にも點在してゐる。

接觸岩の鐵曲斷層は岩石學的に調査され、方解石、石英、綠色カルシウム、柘榴石及び珪灰石などから構成されてゐることが判つた。柘榴石は黃色を帶びた綠色で、主として斜方十二面體結晶として存在する。定性分析では、柘榴石はアルミニウム、鐵、カルシウムなどの珪酸鹽となつて存在する。故に柘榴石は灰鑿柘榴石と灰鐵柘榴石との交叉したものである。交叉ニコルに依つて、方解石は等方錐心を防害する異常色彩を呈してゐる。一般にタイ國に於ては、接觸變成作用に依つて形成されたカルシウム柘榴石の殆んど大部分が等方でないと認められてゐる。珪石灰は石灰及び方解石中に微粒放射針狀結晶體として存在する。この鏽物はその針狀晶體に依り珪線石であるかもしがね。

壁<sup>ウツカ</sup>岩<sup>クレバ</sup>の近くから採つた鏽石標本の磨いた薄片によれば、金は最後に結晶せる鏽物で、石英結晶の境界の周圍にある空間を占めてゐることが判る。金も亦方解石よりも新しいものである。石英の内には金を含んでゐるものがあり、石英結晶の内部に金の小微粒が見られる。故に石英と金とは一緒に齎らされたものに相異なく、方解石は石灰岩に附屬してゐる。鏽脈の中央には方解石はない。

鏽脈中にある火成岩は普通角閃石—閃綠岩斑岩として存在する。普通角閃石は閃綠岩塊中に斑状結晶（小さな塊の上にある大きな結晶）として存在する。斜長石の斑晶（大きく良く結成された結晶）は標本を手に執つただけでは明らかに見られないが、顯微鏡下では累帶及び條紋双晶をもつた透明な薄片として見える。その岩の中には黃鐵鏽の微粒が附屬組成物として發見される。普通角閃石—閃綠岩斑岩が含金石英と並行して存在することに依り、その岩石は實際の鏽素（含鏽溶液と共に齎らされた）のであると思はれる。壁<sup>ウツカ</sup>岩<sup>クレバ</sup>に綠色柘榴石が存在することよりして鏽脈は明らかに高溫度のものはあるが、脈岩との結合が中壓を物語つてゐる。故に、鏽床は高溫度及び中壓力で構成されたものである。

のである。

### ター・タコーの金鑛

ナコーン・サワンのパークナムボーの東南にバーン・ボー・トーンと呼ばれる一部落がある。この場所はター・タコー郡にあつて、チャン・セーン(Chan Sane)及びバーン・ミー(Ban Mi)兩停車場から行くことが出来る。ロブブリーから荷車路が通つてゐる。輸送は稍々困難の方であるが、乾期にはロブブリーの町から自動車で行くことが出来る。

茲は五十年餘り前から金の埋藏がある土地として知られており、中位な高度の石灰岩の丘陵で圍まれてゐる。其の地方は緩かな起伏をなし、非常に乾燥してゐる。多數の流水があるが、降雨が無いため皆んな干あがつてゐる。天然水は到る所に湧出してゐる。地質は單純で、石灰石中に石英一モンゾニ岩斑岩(Quartz Monzonite Porphyry)の進入したものからなつてゐる。兩岩は緩に石英閃綠岩(Quartz diorite)に進入されてゐる。金鑛脈は斑岩中の斷層裂縫を占めてゐる。

石英一モンゾニ岩斑岩は、モンゾニ狀構造の母岩塊中にある等量の斜長石及び正長石の斑晶よりなつてゐる。其の他の斑岩は石英及び普通角閃石を含んでおり、兩者は所々に於て最も優勢を占めてゐる。磁鐵鑛は附屬鑛物として存在してゐる。

金鑛脈の中には逆入岩があり、肉眼で調べた所では、黒い碎片で斑點をなしてゐるやうに見える。黃鐵鑛は其の岩の附屬組織物で、比較的軽い塊の中にあるが、しかし暗色鑛物に密接してゐる。岩石學的研究の結果では、其の岩は

中性長石、石英、普通角閃石及び幾何かの輝石から成る石英閃綠岩である。長石結晶の中には、それより更に大きな石英結晶中に嵌まつてゐるものがある。其の組織に依つて石英が最後に結晶したものであることが首肯される。

磁鐵鑛は附屬鑛物として存在する。黒い碎片は、物理的には磁鐵鑛に變じ、化學的には正長石、普通角閃石、綠泥石、黑雲母の結晶發破(Crystalloblasts)に變じた頁岩の捕獲岩であるやうに見える。頁岩は石灰岩の下にあるが、斑岩と石灰岩とが接觸した箇所では頁岩塊が斑岩塊の中に包まれてゐる。故に黒い碎片は疑ひもなく石英閃綠岩に依つて消化された變質頁岩塊である。

鑛脈には白色と綠色の二つの型がある。白い鑛脈は石英と方解石の混合物であり、後者は十分に結晶してゐる。黃鐵鑛は著量にあり、その中に幾何かの金を含んでゐる。

綠色鑛脈は主として綠色、黃色を帶びた綠色、暗綠色の石灰柘榴石から成つてゐる。方解石は少量の柘榴石と混合して存在する。眼で検査した所では、柘榴石は斜方十二面體及び偏六面體の二種の晶癖に結晶してゐる。半ミリメートルより小さな結晶は斜方十二面體晶癖を有し、それより大きな結晶は偏六面體の晶癖を有することが観察される。大きな結晶は方解石の在る處にある。黃鐵鑛もまた方解石と接して存在する。方解石が溶解した後に柘榴石結晶が四みの内側で形成されてゐるのが見られる。故に柘榴石が最初に結晶した礦物であり、他方方解石及び黃鐵鑛が柘榴石の結晶によつて残された晶洞を占めるため後から結晶したものであると云ひうる。この部分では柘榴石は最少の抵抗の下に結晶することが出来るから、結晶は大きくて偏六面體型である。密集體の中では單に斜方十二面體結晶が存在するがこれは斯る形體の結晶が生じ易いからである。少量の黃鐵鑛及び方解石が柘榴石結晶間の裂縫中に埋つてゐる。磨いた薄片中に於て、金が柘榴石より後に結晶したことを見られるが、その爲、金は柘榴石結晶間の境界を占めて

る。故に金は薄い四面板の形をなしてゐる。稀に、金は平行正六面體結成をした六面體組織となして結晶するのが見受けられた。柘榴石結晶は金の中に見られ、又金の小粒が柘榴石結晶の内部に見られる。柘榴石結晶が大きい所に金が存在するのは稀である。同じ事が石英型の晶洞狀金礦脈にも起つてをり、茲では曾て晶洞中に金が発見されたことがない。柘榴石中に金が存在し、金の中に柘榴石が存在することは、礦脈が生ずる以前に、この兩者が同一融解物中に在つたことを證明してゐる。

緑色柘榴鑣を岩石學的に研究するのは極めて面白い。方解石はまた柘榴石結晶の中心にもあつて、柘榴石を構成するため無水硅酸及びカルシウム碳酸との間に反作用があつたことを示してゐる。

薄片が緑色を帶びた褐色の處は柘榴石は等方であるが、無色か帶綠色であれば、柘榴石は結晶面に平行に配列された異方晶帶から成つてゐる様である。等方及び異方晶帶が連續して排列されてゐるのが普通である。異方晶帶が柘榴石結晶の平面光軸角の二等分線上で合してゐる層に分割されてゐるのが、普通の光線の下でさへ明らかに見られる。

偏六面體結晶中に於ける柘榴石結晶は殆んど完全な等方で、薄片は結晶の縁の附近に小異方晶帶や八邊形の境界を有する八邊形であり、異方晶帶は八邊形の側面に平行する層から成つてゐる。層の各組は結晶の平面光軸角の二等分線上で合してゐる。平行及び垂直な四組は同じ位置（即ち兩方の層に平行）で消失してゐる。諸晶帶の色は、上記の法則に従へば、等分晶帶では緑色を帶びた褐色であり、異方晶帶では帶綠色である。

菱面體結晶の厚い薄片は、菱面體の各面を代表する三つの部分に分けられることを示してゐる。これ等の面は異方であり、顯微鏡の鏡臺を交叉したニマルで廻轉すると各面は續いて消失する。薄片中では各結晶の境界は、等方六邊形錐心をもつた六邊形となつて見える。光軸角の一等分線は結晶を六つの部分に分割し、その交互した部分は同じ位

置で消失する。各晶帶は更に六邊形の境界に平行する層に分けられる。

稀には直角交叉薄片が直角等方中心を伴つて見受けられる。兩側面に平行する位置で結晶は消失する。これは光軸角の一等分線に依つて構成された四つの晶帶が平行または垂直であるからである。同様に晶帶は側面に平行する層から構成されてゐる。假りに柘榴石が等軸晶形の晶癖で結晶するとしても、それは極く稀な現象である。

定性分析の證明する所では、柘榴石はアルミニウム、鐵、カルシウムの硅酸鹽である。故に柘榴石は灰鐵柘榴石の構造に近い構造をもつた *Glossularite* と灰鐵柘榴石とが交叉したものである。大きな等方偏形結晶の密度は約四でこれは灰鐵柘榴石の密度に非常に近い。

研究の結果、柘榴石は高溫度の下に於てカルシウム碳酸と無水硅酸との交互作用に依つて形成されたことが解つた。各結晶はその面と合致する基底をもつ錐から成つてゐる。各錐は一つの光學的單位をなしてゐる。

異方錐は相繼ぐ發生物或ひは層が同様にその内部に定位することを示してゐる。これ等の層は直消光をもつた黃色と灰色の弱い防害色を呈してゐる。この色は二軸であるが、時としては單軸で光學的に負性である。故に我々は、柘榴石はヴェスヴァ石の構造と物理性とをもつた錐から構成されてゐると考へる。これは、ヴェスヴァ石は柘榴石と同じく、變成鑄床に接觸して存在することを考へれば可能であらう。この二つの鑄物の發生を制約する諸條件があつたらしい。そして二組の條件が相互に重り合つた時に、二つの鑄物が一つの鑄物の如く構成される。後の解釋が間違ひなら、其の鑄物は灰鐵柘榴石とヴェスヴァ石の固溶體と見做しうる。

岩石學上、斜長石、綠簾石、普通角閃石、輝石の構成物と決定されてゐることを示してゐるものがあるから、その發生

は、石灰岩の運動が原因となつて石英モンゾニ斑岩の進入が起り、それが接觸金鑄床に於て、泥板岩或ひは板炭の碎片を、これを伴ふ石灰岩の下に引すり込んだと解することが出来る。後になつて今一つの運動が起り、その結果西北—東南皺曲を生じた。同じ方向に沿つて斑岩が多くの個所で層を斷たれた。その断層帶は黃鐵鑄、石英及び多數の熱水震源の方解石等に依つて占められた。其後間もなく、金及び黃鐵鑄を含んだ石英閃綠岩が含金柘榴石鑄の發生に依つて同じ裂縫中に割り込んだ。この石英閃綠岩の熱が、原からあつた石英と方解石との間に反作用を生ぜしめた。进入岩石から通過された無水硅酸は、残存せる方解石を侵して柘榴石を形成せしめた。無水硅酸を伴つた金及び黃鐵鑄はその頃柘榴石結晶間の裂縫を占めた。無水硅酸が無くなつた後に、殘滓岩石が綠色柘榴石鑄と共に残つた。

鑄床は明らかに中壓力と高溫度の下に構成されたものである。綠色柘榴石鑄は平均密度三・三を有してゐるので、世界でも新しい又最も密度の高い金鑄であることは疑ひの餘地が無い。そして金は石英閃綠岩と並んで溶液中で運ばれたことも始めて證明された。

## 結 び

(一) ト・モ郡のリーチヨー及びペーチヨー兩部落では、金は花崗岩及び片麻岩中の石英鑄脈中にある。花崗岩中の金鑄脈は黒雲母と結合してゐる。金は、石英、綠簾石、方解石及び一般金屬の硫化物を含む熱水溶液と共に、もとあつた石英鑄脈中の裂縫の中に齎らされたものであることは明かである。花崗岩はその溶液で網雲母化(白雲母の發達で變化された)されてゐる。その鑄床の特質は中熱水(中溫度及び中壓力)性のものである。

(二) クラビンブリーのバーン・ボーン・トーンに金鑄脈がある。その鑄床は石灰岩中にあつて、中壓力及び高溫度

の下で形成されたものである。石英が主な鑄石で、良く結晶してゐる。金は石英と共に齎されたもので、同じ鑄脈中に発見される閃綠角閃斑岩から通過されたものである。貢入の高溫度は綠色柘榴石及び硅灰石の新生物を伴ふ石灰石壁の變成作用の原因となつてゐる。

(三) ナコーン・サワンのター・タコー郡にある金鑄床は、石英モンゾニ斑岩中に金を伴つた原中熱水石英方解石脈中に、石英柘榴石が进入したので形成された。鑄石は主として綠色カルシウム柘榴石から成つてゐる。方解石、黃鐵鑄、金は柘榴石中に存在してゐる。鑄石は世界に珍らしいもので、金溶液と並んで齎られた石英閃綠岩であることが證明されてゐる。鑄床は中壓力及び高溫度の下で構成された。

世界のこの地方では、金は閃綠岩科の岩と密接に組合つてゐると云ふことが出来る。ビルマでも又は同様にフイリップビンでも、金は閃綠岩及び安山岩と組合つてゐる。タイ國の金の一部は時折、花崗岩进入岩の附近に在る。

以上の三つの鑄床に關する詳細な地質學的研究は近々發表されるが、顯微鏡的研究より生ずる全ての概念は、確定的な地質學的論究に依つて更に證明されなければならない。

## 盤 谷 港 貿 易 概 況 統 計

バーンコーカ・タイムス、四・二八、五・一九

本年一月及び二月に於ける盤谷港輸出入概況統計が關稅局から發表された。昨年同月(實數)を参考の爲め併記す

れば次の如くである。

五四

一、輸入（単位銘、Gは政府輸入、項目中の一般商品の内訳は後出）

品目	一九四一年一月	昨年一月	一九四一年二月	昨年二月
一般商品	G 一〇、五三九、九〇八	G 一、四七一、四九四	G 二、四四〇、八九六	G 一、九五三、二二七
葡萄酒、麥酒、其他酒類	G 五一〇	G 一四、一七〇、六七一	九、四〇五、八九四	九、四四一、四七五
金銀地金及貨幣	G 一五六、二三三	G 一〇五、四一五	五、三二〇	一一二、五九四
金合	八、四九二	一〇九、五六〇	一五八、七四九	一五八、七四九
阿	一六〇、五八四	五、九五七、六六五	三七、〇三〇	三四、六六六
一、輸出（單位銘）	一、一〇三、四六五	一一、〇〇一、七三四	一一、五八八、二一七	一一、五八八、二一七
品目	一九四一年一月	昨年一月	一九四一年二月	昨年二月
米同	一六、六四二、一七五	一一、一四五、八〇八	一五、八九三、九一六	一〇、六二七、〇二五
木材(チークを除く)	二、二五二、五三三	二、二九七、一〇三	二、五一、六〇五	二、五一、六〇五
錫鑄	四四二、一四〇	一〇、七四、五三〇	五〇八、一三八	四三八、三〇九
他	六五、〇四九	五四、一九二	一二、九一	一二〇、三二七
計	二二三、六〇九	八三、〇〇〇	一七三、六六四	一二、一六三

二、輸出（單位銘）

品目	一九四一年一月
ビクル	一一、一〇三、四六五

(ビクル)

一、七四〇	(一) 七六、〇〇〇	一、四一三、〇七九	一四、五八)
一、六一八、八七二	一五〇、七〇六	一、九六二、七三三	一七一、三六七
(キロ	一五一、五五四	一、八一四、三六三	一七七、九四三)
ニ	一〇八、四二四	一三五、八四六	一六五、一四三
一	二八五、六〇七	一一三八、五三八	一一二八三、九三〇
機械	一、四三三、〇一四	一一、〇八八、一二七	八七四、二九四
金屬	一〇、七〇〇、四七六	一一〇、〇三九、九一	一二、二九八、六二七

三、前掲一般商品の内訳

品目	一九四一年一月	昨年一月	一九四一年二月	昨年二月
食料品	一、四九六、六三五	一、九四六、二〇六	八八八、七七五	七七四、八二九
ガソリン	四、〇〇〇	三、一五、六一八	一、〇七八、九三五	二、一五六、七五五
機械	六七九、五一〇	一五三、八一三	九一二、四一四	二三九、一五八
金屬	五四四、九四八	八八五、七九〇	八六七、二三三	七八八、三七〇
織物	一、〇四四、一十九	二、七九、九八四	一二、七一七、二四九	一、九一三、六〇一
袋	二、四五〇、七四八	五四、三七九	三九、五二六	一一四、七三八
類	二〇、三九五	五、七一六、七二三	四、四九四、八三七	一、三九四、七〇二
品	四五、三七、二二二	六、三九三、九九七	一、八四六、七九〇	一、三九四、七〇二
合	一五、六四二、一六五	一、七七七、五七六	一、三九四、七〇二	一、三九四、七〇二
他商				

## タイ國錫及護謨の輸出統計

バーンコーカ・タイムス、五・八

一九三九年及び一九四〇年の四月から十一月に至る九ヶ月間の盤谷港並びに他の諸港から輸出された錫及び護謨の統計が關係官廳から次の如く發表された。

### (二) 盤谷港

	錫			護謨		
	一九三九年 重 量 ビ ク ル	一九三九年 價 格 チ ク ル	一九四〇年 重 量 ビ ク ル	一九三九年 重 量 ビ ク ル	一九三九年 價 格 チ ク ル	一九四〇年 重 量 ビ ク ル
十一月	三・八	一、零四・三	一元・三三	七、五	卷、六五	一、〇三、一、一〇
十二月	一・九	一、六一・〇	一元・三一	三、六	卷、六四	一、〇三、一、一〇
九ヶ月合計	八・〇	七・〇五・五	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇

### (二) 其他の諸港

	錫			護謨		
	一九三九年 重 量 ビ ク ル	一九三九年 價 格 チ ク ル	一九四〇年 重 量 ビ ク ル	一九三九年 重 量 ビ ク ル	一九三九年 價 格 チ ク ル	一九四〇年 重 量 ビ ク ル
十一月	三・八	一、零四・三	一元・三三	七、五	卷、六五	一、〇三、一、一〇
十二月	一・九	一、六一・〇	一元・三一	三、六	卷、六四	一、〇三、一、一〇
九ヶ月合計	八・〇	七・〇五・五	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇

### (三) 盤谷港及其他諸港の輸出合計

	錫			護謨		
	一九三九年 重 量 ビ ク ル	一九三九年 價 格 チ ク ル	一九四〇年 重 量 ビ ク ル	一九三九年 重 量 ビ ク ル	一九三九年 價 格 チ ク ル	一九四〇年 重 量 ビ ク ル
盤谷港	三・八	一、零一〇	七・〇五	八・〇	一、〇四・九	一、〇四、一、一〇
其他諸港	二六・二四	三、三三、五五	三〇・九九	三、五、五、六八	一、〇四・九	一、〇四、一、一〇
九ヶ月合計	二六・二四	三、三三、五五	三〇・九九	三、五、五、六八	一、〇四・九	一、〇四、一、一〇

對日三十種主要商品輸入統計（昭和十五年十二月—同十六年二月）

合計 二六、一九三、毛一、盈一  
二八、〇三毛、四六、八五  
二三、一四五  
一八、一五、四一  
一九、八三、三毛  
一六、三四、九〇

卷之三

元二  
五四

四

元全三

三七

卷之三

バーンコーケ・タイムス、四・二一、同二七

十一月

110111

三三五

九六二

三六六

五八三

一一四

一一九

四九七

1

1

八五四

四七五

二八八

1

五九

絹	人	色	白	生	茶	軟	化	煉	粉	化	繪	自
綾	ツ	ツ	ト	ン	ト	ン	・	ニ	イ	粧	粧	転
金	・	・	キ	ヤ	ン	・	ヤ	ラ	ヤ	水	水	軍
金	ン	・	ン	ブ	・	・	・	・	・	(酒)	粧	チ
金	ロ	ロ	リ	ブ	・	・	・	ロ	ネ	精	精	チ
糸	糸	糸	巾	巾	巾	ン	ク	・	・	入	品	フ
								條	織	ブル	乳	乳

ビ ハイタケル用チユーピヤ  
ト ドウカクスケイセイ  
ケ シュウイ  
ス ライクル  
学 煙 製  
鍍 車 車  
タ タ  
イ イ  
ヤ イ  
自 動 車 及 モ ト サイ 克 小  
自 動 車 及 モ ト サイ 克 小

六、六五	一一四	一、三九六	七、一八八
二、一五四	一一三	二、二九六	八七〇
一、一五四	一一九	三、四六九	五
二、一五五	二、四九七	六〇、四七五	一一一
一、一五五	二、一	三五、六五四	八一
二、一五五	一、四、一〇七	八六〇	一
一、一五五	一、一、〇〇七	一	一
二、一五五	一、一、四五六	一	一
一、一五五	一、一、四五八	一	一
二、一五五	一、一、九八二	一	一
一、一五五	一、四、八五四	一	一
二、一五五	一、四、九七五	一	一
一、一五五	一、七九、三八五	一	一
二、一五五	一、七一、四四四	一	一
一、一五五	一、七一、七六一	一	一
二、一五五	一、七一、七五九	一	一
一、一五五	一、七一、九〇四	一	一



英領北ボルネオ、蘭領印度  
南亞聯邦、葡領東亞  
濠洲、ニュージーランド  
英本國

○・九四  
○・五八  
○・一〇  
一・〇八

○・五一  
三・六五  
一  
○・〇三

一・〇四  
一  
一  
一

六二

## タイ國の警察制度

タイ國內務省警務局々長

警察大佐 ルアン・アトゥーンデット・チャラト

(譯者註) 本稿は一九四〇年發行のタイランド・ツディに掲載されたるタイ國內務省警務局長の論文を譯述せるものである。

可成り詳細に記述せられて居り、タイ國の警察制度を知る上に好適の資料たるを疑はない。

タイ國は、國王を元首に戴く、民主的立憲君主政體を採用せる獨立國である。マレー半島と佛領印度との中間に位

せるタイ國は、面積約二〇〇、一四八方哩、人口約一、四五〇萬を有する。タイ國の首都はバーンコーケ市である。

現在、タイ國の有する警察力は二萬餘である。曩にタイ國警察制度は二局に分ち、一はバーンコーケ及びトンブリ一縣を管掌する市警務局 (City Police Department)、他はバーンコーケ、トンブリー縣を除く、諸縣を管掌する地

方警務局 (Provincial Police Department)とした。之等二局は管轄省を異にしてゐた。

然し、之等の局は何れも、内務省管轄下にある現在の警務局 (Police Department) に合併された。警務局には、  
局長 (Director General) 以下、左の如き局員を有する。

- 一、副局長 (Deputy Director General)
- 二、司令官 (Commanding Officer)
- 三、中隊司令官 (Divisional Commanding Officer)
- 四、監督士官 (Officer in Charge) 或は警視 (Inspector)
- 五、小隊指揮官 (Platoon Commander) 或は副警視 (Deputy Inspector)
- 六、分隊指揮官 (Section Commander)
- 七、警官 (Private)

之等のボストは、左の如き官等を有する警察士官及び警官が占有する。

司令官は大佐若しくは中佐の官等を有する者たるを要す。中隊司令官、監督士官若しくは警視は、大尉より中佐迄の官等を有する者たるを要す。小隊指揮官若しくは副警視は、中尉より大尉迄の官等を有する者たるを要す。分隊指揮官は伍長勤務より曹長迄の官等を有する者たるを要す。尙この外に、警官 (Police Private) がある。將來、更に高い官等が與へられるかも知れぬが、現在に於ては、局長及び副局長は大佐の官等を有する。警察官の正装は、カーキ色の制服に、官等及び所屬部隊を示す徽章を佩用する。

### 警察官の訓練

警務局は、警察官に六箇月間の訓練過程を與ふる警察官訓練學校の設備を有する。この學校に於ける訓練過程は、

各二箇月間より成る三期に分れて居る。正當に試験に及第して、全過程を修了せる者は、警察署に勤務することになる。斯かる警察官訓練學校は、現在タイ國の各地方に設立されて居る。又、警察士官訓練の爲の大學生に關しては、内務省は大學の一般管理に當つて居る國防省の諒解を得て居り、警務局は警察技術訓練助成の目的から、警察士官を大學に送つて居る。

### 警務局の組織

現在、警務局は左の如き機構より成る。

#### 總務課 (Central Division)

總務課は警務局事務の管理及び内務省との聯絡に當つて居る。この課は元、警務局秘書官室に過ぎなかつたが、後に機構が擴大され、現在六係より成る。課長は司令官と同等の官等を有する。尙、總務副課長ありて、課長事務を補佐する。

##### 一、總務係 (General Division)

凡ゆる文書の發受及び一般警察事務に關する訓令、法規の整備を取扱ふ。

##### 二、法規係 (Legal Section)

訴訟手續の審査及び警務局に關する法律草案の整備、校訂を取扱ひ、尙ほ法律上の助言を與へる。

##### 三、醫務係 (Medical Section)

直接に醫務を管掌す。即ち警察官疾病の無料診療、一般に警察事務を掌る者の健康相談及び警務局の奉仕事業として、醫師の養成等を行ふ。

#### 四、登録、統計係 (Registration and Statistics Section)

警務局全員の登録及び記録事務を管掌す。即ち警察官の徵募、配置、進級、異動、兵役免除、局員の年金及び紀律違反者の懲罰等を取扱ふ。

#### 五、經理係 (Administration Section)

一般に警察官の訓練及び地方警察署よりの要求に應じ、武器、オートバイ、其他の器具の供給に當る。尙この外、警務局一箇年間の事務報告を行ふ。

#### 六、外國係 (Foreign Section)

警務局關係の凡ゆる外國事務を取扱ふ。

以上の諸係には、警視同等の官等を有する係長及び係員を有する。

#### 會計課 (Finance Division)

會計課は金錢に關する事務、即ち金錢出納、財產、諸種の施設及び警務局所有に係る武器の保管等を取扱ふ。課長は司令官と同等の官等を有する。尙ほ會計課は左の四係より成る。

##### 一、出納係 (Cash Section)

凡ゆる金錢出納及び出納に關する書類の審査を行ふ。

##### 二、會計係 (Accounts Section)

警務局歲費豫算の見積、俸給、一般支出を含む總ての會計細目の計算を作成す。

##### 三、備品係 (Store Section)

武器を除く各種使用物品の購入、保管及び供給を取扱ひ、又警察署の設置及び修繕の管理を行ふ。

#### 四、兵器係 (Arms Section)

警務局に属する全兵器の購入及び保管を管掌する。例へば、ピストル、小銃、附屬品の購入及び修繕等。以上の諸係には、警視同等の係長及び係員を有する。

#### 市警務課 (City Police Division)

市警務課の主要任務は、首都バーンコーク及びトンブリー縣内の治安妨害を防止するにある。指揮官は司令官の資格を有し、警務局の直接指揮下にある。市警務課は行政上、北部、南部及びトンブリーの三地域に分る。中隊司令官が各地方を委託され、司令官に對し責を負ふ。

各地方は二〇乃至三〇の警察署を有し、警察署長は警視の資格を有する。外に副警視及び署員を有す。治安妨害の防止方法として、重要箇處には、四時間交代に警官を駐在せしめる。公共場所に於て、治安妨害が發生しても、直ちに處置し得る。若しも警官の獨力にて妨害を處理し得ざる場合には、警察署より警官を常に増援する手筈になつて居る。之は據て置き、警察署は、各所の所在地内に巡邏警官を派出する。警官は通例、常に手銃、棒、呼笛等を携帶し、或る事件の任務を帯びたる際には、ピストル及び小銃を携行し、武装する。

#### 捜査係 (Inspection Section)

各市警察地方には、上述の警察署とは別箇に捜査係を有する。該係は所在地内の犯罪者の搜索及び逮捕に助力する。係長は警視の資格を有し、下に係員を有す。

之等の係は、警察署と非常に効果的に協力して來た。通常、之等係官は中隊司令官よりの直接命令を待機し、市警

務班 (City Police Sub-Division) 或は地方警察の司令部に配置される。

#### 訓練學校班 (Training School Sub-Division)

既述せる捜査係の外に、市警務課には、警察署に勤務せしめる爲の警察官訓練の學校を有する。同校には、警務局令に定められたる有資格志願者を入校せしめる。

六箇月の訓練過程は、各二箇月宛の三期より成る。各期修了毎に試験があり。三期の過程を修了せる者は、市警務局所屬の警察署に配属される。警察事務に關する法律、規則、法則は勿論、將來、都市の多數一般市民と接觸を保つ訓練生に對し、訓練過程に於ては、特に修養及び道徳の重要性を強調する。

#### 市警察 (Municipal Police)

バーンコーク及びトンブリー市の市警務課は、運輸、清潔、公衆衛生及び交通機關に依る消防等を管理する。消防警察 (Police Fire Brigade) と同様、公衆衛生警察 (Public Health Police) も、市警務課の司令官に直屬する中隊司令官の指揮下にある。然し乍ら、之等部隊の維持費は市當局が負擔して居る。

之等特殊警官の制服は、市警察のそれと同じである。唯、特殊なる點は、右腕に、交通警官は白バンド、衛生警官は緑バンド、消防警官は赤バンドの腕章を帶びて居る。

バーンコーク市内の本道交通は、往來の繁しい側には、多數アメリカ式の電氣交通表示器が設置されて居る。然し極く小數個處にのみ、交通巡查が一般に使用せらるる如き、人工的交通表示器を回轉させ、交通取締に當つて居る。

公衆衛生警察は、都市域内のみに於ける清潔維持に當り、違犯せる場合には、事件の事情に従ひ、違犯者を逮捕若しくは説諭する。

消防警察は既に長年月間存在し、各所の警察署に普通附屬して居た。然し乍ら、後、之等分散せる消防隊は、市内の幾多繁華街に配置せる消防隊及び市の中心、黃金山麓にある中央消防隊と共に一係に合併された。

黃金山は、バンコーカ及びトンブリーを四望せらるる位置にある爲、山上にては、市内の如何なる場所よりの出火をも容易に發見し得る。消防隊は常に萬一の事態に備へ、充分なる防火訓練をせねばならぬ。又、消火船はチャオ・プラヤー河上の消火に使用せらるる。

#### 移民課 (Immigration Division)

移民課は警務局に所屬し、司令官の指揮下にあり、タイ入國の外國移民の取締を擔當する。尙同課は次の諸係より成る。

##### 一、總務係 (General Section)

一般に文書の取扱、規則、法規の作製に當る。

##### 二、登録係 (Registration Section)

移民手數料の徵集、證券の交附、統計の編纂、一般に證券及び登錄簿の管理を取扱ふ。

##### 三、會計係 (Accounts Section)

金錢出納の會計、課備品の購入及び供給を含む金錢事務を扱ふ。

##### 四、バンコーカ検査係 (Bangkok Inspection Section)

バーンコーカの數多上陸地より上陸せる外國移民の取締に當る。

該移民課は現在文官課であり、その官吏は文官制服を着用する。尙ほ之等官吏の外に、衛生局より派出せる醫員を

有し、外國人がタイ國に滯在せる爲に發生する傳染病の發見に協力して居る。傳染病とは、瘧病、トラホーム、結核、花柳病を稱する。

バンコーカ及びトンブリーと同様の移民當局は、國境地方の數多の場所にも設置され、種々の方面より入國する外國人を取締る。

タイ國內に入國の十二歳以上の外國人は、身柄證明書及び居住證明書の登錄料金として、二〇〇チカル（約九〇ドル）の仕拂を要する。一旦外國に退去し、一箇年間に歸還せんと欲する外國人は、再入國許可書手數料として二〇チカル（約九ドル）の手數料を要す。

地方、一時的滯在若しくは其他の或る例外の場合には、之等料金は免除される。

入國法に抵觸する外國人は、之をタイ國領外に送還せしむる。

#### 犯罪搜査課 (Criminal Investigation Division)

犯罪搜査課は、合法處置の目的から、全國に亘り訊問、搜査、逮捕をなし得る。併し乍ら、地方に於て訊問或は逮捕をなす以前に、局長或は副局長が先づ發令するを要する。

犯罪搜査課は司令官の指揮下にあり、補佐の副司令官を有する。外に當直士官、會計官及び醫務官を有す。

犯罪搜査課の仕事は五班に分れ、各班は中隊司令官の指揮下にある。

第一班は、犯罪の搜査及び鎗壓の任務を遂行するが、該班は更に次の四係に分る。

一係は、人民に對する犯罪を扱ふ。例へば殺人、人體の傷害、強姦及び其他の犯罪、婦女子の賣買に關する犯罪、略取誘拐等。

一係は、財産に對する犯罪を扱ふ。例へば竊盜、強盜、強奪、掏摸等。

三係は、詐欺或は智能犯罪を扱ふ。例へば紙幣偽造、通貨贗造、文書其他の偽造、詐偽横領、不法詐取、業務上横領等。

四係は、放火罪、其他を扱ふ。例へば放火、賭博、密酒造、藥品、秘密結社、業務上違法行爲等。

以上の各係は、監督士官の資格を有する係長以下、士官及び警官を有する。

第二班は、政治的犯罪に關する特殊捜査を擔當す。尙ほ該班は左の四係に分る。

一係は、嫌疑をかけたる外國人の行動を監視す。

二係は、釋放中の政治犯の被告發者を監視す。

三係は、嫌疑の理由ある、過去及び現在の政府傭人の行動を監視す。

四係は、労働者及び共產黨員の行動を監視す。

以上の各係は、警視の資格を有する係長の下に、士官及び警官が協力して居る。

第三班は、警察事務の科學的分面を擔當す。尙ほ該班は、左の六係に分る。

指紋記錄係 (Fingerprint Registration Section)

全國に亘る犯罪名に資する爲めに、犯罪者の指紋記錄簿を保存す。入獄されたる所謂犯罪者の指紋をとるのであるが、其後の事件を比較する爲に、個々の場所に於て摘發されたる竊盜犯人の各指の指紋を別個にとり、記錄簿を作る。

運用係 (Modus Operandi Section)

一、全國より送達されたる犯罪の記錄書類。二、行衛不明人に關し、各所在地の警察との連絡。三、近親者に通告

する爲の不明死亡人に關する詳細なる書類。四、ある種犯罪者の寫真記錄を保存する。

科學搜査係 (Scientific Detection Section)

一、凡ゆる證據物件の科學的審査、二、事件を有效的に解決する端緒を發見する爲に竊盜及び殺人の遂行されたる場所の調査、三、近親者に通告する爲の不明死體及び火災により焼潰せる場所の撮影を含む、事件に關係ある人物及び物件の寫真。

犯罪記錄係 (Criminal Record Section)

全國に亘る犯罪活動の記錄を保存し、遺失物件及び逃亡犯人の詳細報告を備ふ。

移送係 (Deportation Section)

好ましからざる外國人の國外送還、浮浪人裁判により懲罰されたる者の住居制限及び數回入獄せる犯罪者の國外追放を取扱ふ。

外國人登錄係 (Registration of Alies Section)

タイ國居住の外國人の登録及びその活動の記錄を保存す。例へば所信、居住移轉、出生、死亡、追放等。

第四班は、或る種物件の登録を扱ひ、更に左の五係に分る。

火器係 (Firearm Section)

全國に亘る火器登録の取締に當る。

俱樂部・出版物係 (Club and Press Section)

俱樂部、出版物及び新聞編輯員の登録、國內に於ける出版物の記事細目の検査を行ふ。

### 貸座敷、質屋係 (Brothel and Pawnshop Section)

貸座敷、質屋及び古物商の取締に當る。

### 映畫係 (Cinematograph Section)

大衆映畫及び映畫に關する廣告ボスター、書物、記事細目、リーフレットの檢閱に當る。

### 車輛登錄係 (Registration of Vehicles Section)

凡ゆる種類の車輛の登錄及びその附加稅徵集の取締に當る。又、全國の記錄係に便するため登錄方法を規定す。

第五班は、稅務局との協力により、國產稅、阿片、酒造法令に對する違反者の摘發及び逮捕の義務を有する。

### 地方警察 (中央)

地方警察は、全行政地域を、タイ國の北部より南部に至る第一區より八區迄の地區に區分し、各地區の本部は、警務局に直接責を負ふ司令官の指揮下にある。地方警察は又、副司令官、當直士官、會計官、醫務官等を有する。之等の各地區本部は、地方警察と中央警務局との間の連絡に當つて居る。

各區内に警察官訓練學校があり、各區の司令官が直接監督の任に當つて居る。該校は、學校中隊司令官と稱する士官の監督下にある。尙この外に、監督士官、會計官、醫務官、其他が居る。

學校の主要目的は、有能なる警察官を育成するため、徵募し訓練するにある。學校に於ける全訓練過程を修了せらる者は、學校の所在する地區の警察署に配属される。

各地區本部下にある各縣に於て、之等地區内の重要な縣には、監督士官、士官及び警官より成る搜查係 (Inspection Section) がある。該係の監督士官は、地區の司令官の直轄下にある。通例、該搜查係は、所在せる地域内の地

方警察と協力する。併し乍ら、その地方警察隊の兵力で不十分ならば、該地域の司令官は、必要とあらば、該係を該地區外の他の部隊と協力せしむる發令の權能を與へられて居る。本部、學校、検査係等の係官は、總て中央政府に屬する。

### 地方警察 (地方)

各縣には、地方警察の分署を有する。該分署は、縣の大小により、縣内の地方警察の中隊司令官或は監督士官の指揮下にある。尙ほ隊員の實際數は、地方狀態の必要に係る。該警察隊は、地方警察の各地區司令官の直轄下にある。併し乍ら、犯罪の鎮壓及び地方行政の事務に關しては、縣の警視或は監督士官は又、各縣の縣委員會と協力する。

各郡は、郡の位置及び該郡の警察官數により、警察分署或は派出所を有する。

警察分署或は派出所は、郡警察の監督士官或は郡派出所の監督士官の指揮下にある。郡警察の指揮官は、場所の重要性に應じ士官或は軍曹である。

郡警察に關しては、郡警察及び郡派出所の監督士官は共に、縣の地方警察の警視或は監督士官に直屬する。

地方政府の事務に關しては、郡の監督士官は郡委員會のメンバーである。通例、郡警察及び縣の地方警察の警視或は監督士官は、凡ゆる犯罪事件の鎮壓、探査及び取調の事務を遂行する。

行政上の目的より、郡は村に區分される。各村には村派出所 (Police Station of Tambol) と稱する警察がある。

該派出所は、分隊指揮官或は監督士官の資格を有する警察曹長の指揮下にある。

村警察は、村警察若しくは村派出所の指揮官の直接指揮下にあり、指令を受け地區内の平和を維持し、人民の利害を保護する。

總務監督課 (Division of Inspector-General)

總務監督課は司令官の指揮下にあり、副司令官之を補佐し、下に當直士官、書記、課員を有す。該課の主要職務は各種の警察隊を監督し、警察事務が、警務局の指令、規則、政策に一致せるかを監督す。検察旅行に携はらざる際の司令官の任務は、各警察官に厳格に遵守せるための法規及び事務方法の制定、及び事故を防止し、人民の福祉を増進せしむる目的から、更に効果的に任務を遂行せしむるために、一般に警察行政の改善を遂行する。

該課の事務は、左の如く略述し得る。

- 一、規則、法規の起草及び陳舊なる法規を時代に合致せしむるやうに修正、改変す。
- 二、政府の政策に一致せしむるやうに、警務局事務組織を制定す。
- 三、該組織が墨守されてゐるかを監督す。
- 四、義務を遂行せしむる爲に、警察士官及警官の訓練便覽を編纂す。
- 五、現行規則、法規を改變、聚集、分類し、蒐集せるものの内、散逸せる條項を補充す。(北原信一郎譯)

## 本年一月タイ國銀行營業狀況

バンコツク貿易斡旋所報告

四月一日タイ國大藏省發表に依る本年一月タイ國銀行營業狀況報告左の通り。

### 債務之部

(單位一銖)

一、國內要求拂債務	六〇、〇四九、七六二・四三
二、國內期限付債務	一七、二〇六、六六七・三七
三、國內銀行營業に依る對外要求拂債務	八、五一四、二五七・四一
四、國內銀行營業に依る對外期限付債務	一七、〇四五、六六
五、資產超過債務	九、七一二、四二四・三七
合計	九五、五〇〇、一五七・二四

### 資產之部

一、國內保有金、地金	五八一・八五
二、外國紙幣及銀貨	八四、三五二・六六
三、タイ國紙幣	八、四四一、一一〇・〇〇
四、タイ國補助貨幣	一六、九〇三・四五
五、其他の銀行に對する預金	一三、六三二、八二一・七三
六、國內銀行營業に依る國外債權	四、〇七八、二九五・四〇
甲、ロンドン	二、二四三、九三八・九三
乙、香港	三、九二三、六六四・〇四
丙、シンガポール	六、九四三、三四五・九〇
丁、其他	
七、貸付	

甲、國內不動產擔保貸付

乙、其 他

八、受 取 手 形

九、國内 產業 貸付

甲、タイ 政府及 政府保證

乙、其 他

十、債務者より譲渡されたる不動産

十一、建 物 其 他

合 計

七六  
六、五六四、八〇八・三六  
三六、七四三、七四一・二九  
一、五二一、五三六・一四

六、五四四、三三二・五九  
二、〇八四、七九五・八五  
二、〇四七、七九一・三二  
六三九、一二五・七三  
九五、五〇〇、一五七・二四

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

## 本年二月タイ國銀行營業狀況

バンコック貿易斡旋所報告

四月十四日タイ大藏省發表に依る本年二月タイ國銀行營業狀況報告左記の通り。

### 債 務 之 部

一、國內要求拂債務  
二、國內期限付債務

(單位—銖)

六四、八九六、九二八・五三  
一七、一七三、九〇四・三五

一〇、四一六、三〇〇・四一  
一四、三二五・九〇  
九、九八七、六五二・八七  
一〇二、四八九、一一二・〇六

(單位—銖)

五八二・八五

一〇九、〇六四・九六  
七、四四四、四三九・〇〇

一五、七一三・四〇  
一一、二三八、一六一・九五

三、〇六五、六七二・一八  
二、九九九、二五八・七六

四、一二三、二九四・二三

一〇、八四五、二五六・九六

六、四一三、〇二五・二四

四二、〇六八、四九一・二六

一、八六一、九二一・九六

七七

### 資 產 之 部

一、國內保有金、地金  
二、外 國 紙 幣  
三、タイ 國 紙 幣  
四、タイ 國 補 助 貨 幣  
五、其他銀行に對する預金

六、國內銀行營業に依る國外債權  
七、貸 付  
甲、ロ ン ド ン  
乙、香 港  
丙、シンガポール  
丁、其 他

八、受 取 手 形  
甲、國內不動產擔保貸付  
乙、其 他

九、國內產業貸付

甲、タイ政府及政府保證

乙、其 他

十、債務者より譲渡されたる不動産

十一、建 物 其 他

合 計

六、六五三、二六八・七六

一、九七五、八五九・六八

二、〇四三、五六六・一三

六四三、五四四・七四

一〇二、四八九、一一二・〇六

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

## 本年一月タイ國庫準備金

バンコツク貿易斡旋所報告

四月九日タイ大藏省發表に依る本年一月タイ國庫準備金左記之通り。

(單位—銖)

三、七七二、三五〇・〇〇

三、五七七、〇六九・〇〇

二二、二七四、四六六・〇〇

一六、六六一、一八二・〇〇

甲、政府各機關及公共機關

乙、貯蓄銀行

四、公債準備金  
合 計

一〇、六一三、一一〇・〇〇

五六、八九八、三八七・〇〇

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

## 本年二月末タイ紙幣發行準備金

バンコツク貿易斡旋所報告

本年二月末タイ紙幣發行準備金に關し、大藏省四月九日附官報に發表せる處に依れば、

紙幣流通高二三八、九五五、七二三銖にして、之は前月(一月末)に比し二、二〇〇、〇〇〇銖の減少、一九四〇年二月末に比し、四九、七三三、一二二〇銖の増加、一九三九年同期に比し、九一、一二三、一二四銖の増加、一九三八年同期に比し、九七、七二三、一二四銖の増加にして、一九三七年同期と殆んど同額を示して居る。

右に對する準備高は本年二月末、二三九、五五〇、〇四六銖にして、本年一月に比し二、一九三、七一〇銖の減少、一九四〇年二月末に比し四九、九三八、四九六銖の増加、一九三九年同期に比し、七一、二九四、〇一〇銖の増加、一九三八年同期に比し、七七、八九四、〇一〇銖の増加、一九三七年同期と殆んど同額を示して居る。準備金詳細左記の通り。(單位—銖)

準備金

一、金塊(バーオンス一六八シリング)

九七、二七八、〇〇〇

七九

二、金 磅 證 券	
甲、一 年 期	一三、五六五、二二五
乙、其 他	二七、五〇〇、〇〇〇
三、預 金 (金磅)	九五、八七七、七五七
四、銀 貨	一、一六九、六二五
五、泰 政 府 保 證	四、一五八、二三九
合 計	一三三九、五五〇、〇四六
紙 币 發 行 高	一三三八、九五五、七三二

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

## 盤谷メリケン粉物價統制に關する報告

パンコツク貿易斡旋所報告

四月一日クルンテープ、トンブリー兩縣（盤谷）物價統制委員會は、メリケン粉の最高販賣價格を左記の通り定めた。

クルンテープ、トンブリー兩縣物價統制委員會布告第三〇號

佛曆二四八〇年（西曆一九三七年）物價統制法第九條に依り與へられたる權限に基き、クルンテープ、トンブリー

兩縣物價統制委員會は、左記輸入品の最高價格を左記の通り定む。

本布告はクルンテープ、トンブリー兩縣に實施し、期間は三十日間、布告の日より實施す。

統制商品名及最高價格

メリケン粉

每包（二二、一三三キログラム）六銖五〇士丹

因みに、盤谷メリケン粉市場市況は、三月當初迄に一月以來輸入杜絕の状態にあつた爲め、在庫は日々減少し、二月中には全く缺乏する様推定されたる爲に、市價は日々高騰、四銖二〇程度より七銖となり、夫に加へて問屋筋の猛烈な買占めが一層市場を沸騰せしめ、市場は一時全く混亂状態に陥つた。市價も七銖以上に高騰せるも闇相場となり、建値不明となつた。

斯る状態の處、突然三月中旬一時に六萬ビルクと云ふ大量入荷があつた爲め、市場は全く逆轉し、五銖五〇近邊迄轉落したが、其後六銖内外迄回復せるも市場は沈滯し、現今の相場は極上粉六銖五〇、上粉六銖、中粉、雜粉は遙に統制價格を下廻つて居る。

而して、市場は近日メリケン粉再度の大量入荷が豫定せられて居る爲、市場は益々沈滯し、現在はメリケン粉市價統制は、全く影響なしと推定されて居る。

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

## タイ國燃料用ガソリン及石油販賣價格引上

バンコク貿易斡旋所報告

タイ國防省燃料廳は今般石油の產地高及運賃、チャージ高により左記の通り販賣價格引上げを實施した。

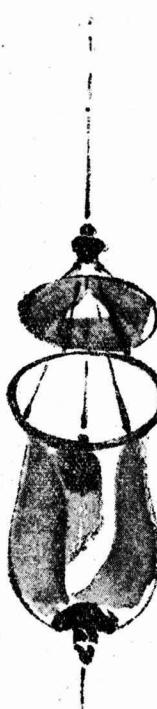
	販賣單位	舊價格	新價格
一、ガソリン	箱	一〇・三五	一〇・八九
十八、リットル入	同	一〇・六四	一一・一五
十八、五リットル入	同	一〇・八六	一一・三五
十八、九二五リットル入	同	一〇・八六	一一・三五
二〇〇リットル入ドラム	ドラム	五四・〇〇	五四・〇〇
二、石油	箱	七・八七	八・〇六
十八、リットル入	箱	八・〇六	八・二六
十八、五リットル入	箱	八・〇六	八・二六
十八、九二五リットル入	箱	八・〇六	八・二六
二〇〇リットル入ドラム	ドラム	三八・一五	三九・〇八

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

苑 雜

プラチャーティボック王の悲史

宮 原 義 登



プ 王 の 半 生

チャクリー王朝の七世を承けたプラチャーティボック王（ラーマ七世）は、この五月三十日、英國サリの隠邸で心臓を腫されて薨去した。その四八年に満たない一生は、まさに一巻の哀史であつた。今こゝにその悲史を繙いて、追悼の意を表するよがにしたい。

プラチャーティボックは一八九三年十一月八日、タイ中興の英主チュラーロンコーン王とその第三正后——後の第一正后——サオワパーボンシー王后との間に末子として生をうけた。この親王は、タイ人が今日のタイ領域に於て初

めてその理想を實現して建設した「自由の國」の首都の名をとつて、スコータイと呼ばれた。親王には同じ母から生れた五人の兄君があり、その長兄ワチラーウットは父王の後をうけてラーマ六世を繼いだ。父王と母后とは異腹の兄弟で、この聖婚は、そのかみに時折行はれた同様な婚姻と共に、これら諸王子に劣性遺傳的な異常體質を與へた。スコータイ親王も父王の英明をついだ一面に、外人をしてボイ・キングと愛稱させた五尺に遙か足りないと思はれる極めて倭小な瘦軀と、極めて蒲柳な體質と、この體質にふさはしい極めて弱い性格とを授けられた。ブ王の悲史はこの先天的な體質と性格とに初まつた。この特質がその一生を不如意にしたであらうと同時に、一九二〇年までには結核その他の病魔が身邊より四人の正兄を奪ひ、唯一人の正弟としてラーマ六世の假太子に上ることとなつた。

スコータイ親王は皇族として慣例的な教育をうけた後、陸軍幼年學校に特別生として學んだ。次いで渡英し、イートン中學で普通教育をうけ、引きついでウールウェイチの陸軍士官學校を了へ、英國陸軍中尉の完全な資格を與へられて、その歸國までオールダーショットの王室騎砲隊付將校として勤務した。本國に於ては、この間在外のまゝ少尉、近衛マハードレク聯隊付中尉、近衛砲兵聯隊付將校を歴任した。歸國後は第二番目の正兄である參謀總長ビサヌローク（リチャード・カボン）元帥の名譽副官、近衛砲兵聯隊中隊長（大尉）、第二軍團參謀長（少佐、中佐）、幼年學校長を歴任し、その何れの職責に於ても、生來の熱心や良心と留學中にえた知識や経験とを以て優秀なる業績をあげた。併し不幸にしてこの頃轉地を必要とする程度に健康を損じ、再び渡歐して佛國に留學した。茲に於てものその研學を進めて佛國陸軍に入り、軍團司令部付將校として勤務するかたはラバリーの陸軍大學の全課程を修了し、佛國人と全く同じ條件で參謀將校の資格證書をえた。茲に米合衆國や日本を經由して歸國し、大佐に昇進して參謀次長を拜命したが、のち第二師團長に昇り第二砲兵聯隊の名譽司令官を兼ねた。

一九二〇年六月十二日、六世の假太子であつた上記の正兄ビサヌローク親王は、その頃に世界を風靡したインフルエンザに冒されて遠く新嘉坡で客逝した。親王は露國の陸軍に學び、露國人を妻とし、非常な反英思想の持主であつたと傳へられる。この思想を、親王のタイ政界に於ける重要な地位や病に倒れた英領新嘉坡と結びつけて、某國筋のインフルエンザ菌による暗殺だと噂された（本誌十一號六六頁）。かうしてスコータイ親王は六世の唯一の正弟として残され、自然假太子の地位についた。従つて軍人としてのみでなく、行政上の訓練が必要となつた。六世はその王太子時代の經驗に鑑み、親王を内大臣府に勤務させ、首都不在中は代つて國王の政務を總覽させ、閣議を司裁させた。親王はこれらの諸務を異常な勤勉と忍耐と公正と賢明とを以て處理し、到るところ卓越した才腕を示した。六世はいたくその人物を欣び、その才腕に大いなる信賴をあき、やがて七世をつぐ日の國運の進展を期待した。この情は國民に於ても同様であつた。六世は若い日の十數年を英國に學び、登極の當初は極めて熱心に國政をみたが、間もなく王務に倦み、これを他所に文學を愛し劇に耽り、王侯らしからぬ言行に充ちてゐた。ために國政ことに財政は年を追うて著しく紊亂した。必然國民も秘かにこの賢明な假太子に多大な屬目をかけていた。翻つてブ王自身にとつても、正兄の後をうけて登位するまでの半生は、たゞへ病弱の苦惱があつたとは云へ、また相次いで身邊より肉身を送る寂寥におそられたとは云へ、出では海外に新知識を蓄へ、入りては正兄らを援けて自由に才腕をふるひえて、一生を通じて最も快心な期間であつた。

## 偉大なる功業

一九二五年十一月二十六日、六世は二週間ばかりの病の床に十五ヶ年の治世を了へて崩御し、満三十二歳を送つた

假太子スコトタイは直に登極してプラチャーティボックと稱へた。茲に國王としての短期ながら極めて多難な生活の第一歩が印された。新王は、登位と共に早くもその英明と進歩的な近代知識と國政に臨む眞摯な決意との閃きを見せた。登位の二日後には、年少の故をもつて、練達の元老政治家たる異母兄君または叔父君五名から組成される最高顧問會議をおき、重要國務を諮詢することとした。越えて一九二七年九月二日には、一八七四年に創設されながら全く有名無實にすぎなかつた樞密院を全面的に改組し、十分な能力や品性をそなへた人民を顧問官に親任して、直接その知識や意見を聽見することとし、更にその中の四〇名を以て委員會を組成し、附議された國事について討議しその成果を奏上せしめることとした。この二者は後の立憲革命やこれに際しての王の行動に重要な關係をもつてゐる。

こんな進歩的な施政と同時に、王の功績を不朽に残す重要政務が遂行された。それはタイの財政史に一大エボックを印した偉大な財政の立て直しであつた。上述のやうにラーマ六世の末期には著しく財政が紊れた。一九一九年までタイ國財政は極めて健質な發達を辿り、同年末には九千萬ペートに上る剩餘金が國庫にうなつてゐた。一九二〇一二一年には異例的な米の凶作をみたが、これを別とすれば蘭後は連年農作も貿易も順調であつたに拘らず、年々歳出超過を示した。而も殆んど國家を裨益しない費用への支出が多く、ために國庫剩餘金は枯渇し、重要事業は外債をもつて繼續するの餘儀なきに至つた。一九二三年には七分利（二百萬磅）、一九二四年には六分利（三百萬磅）の驚くべき高利外債が倫敦で募集された。この高利は、一面に當時の財政の亂脈ぶり、つまりタイ國財政に對する外國の信用の著しい失墜を物語つてゐる。新帝は登位と同時にこの財政に一大斧鉄を加へた。これには徹底した經費節減が必要であり、ためには宮内官外の行政に大規模な整理を斷行しなければならなかつたから、これが實行には並々ならぬ勇氣と決斷とが必要であつた。併し新帝は敢然これを成し遂げた。王室費のごときは實に半減された。廣汎な行政整理が

行はれ、タイ人知識階級の唯一の仕事場であり無二の理想郷であつた官界から、多數の官吏が巻に拋り出された。タイ人青年にとつて未曾有の大椿事であつたこの陶汰は、直接にはタイ人をいたく刺戟しその自覺を振興し、間接には今日のタイの激動たる相を産む因となつた。税制も改革した。天も王を授けて米作の豐欠と貿易の好轉とを惠んだ。タイの財政は強固な基礎の上に極めて健實に立ち直つた。

#### 國王生活の第一步

にこんな困難に直面した王も、世界不況の嵐に遭ふまでの四五ヶ年はまことに平穀な生活を送つた。

従つてその間は上記のやうな華かな業績※

下陸クッボイテヤラブ

進展が印された。その中で目立つるのは文化と交通の部門であつた。まず文化の面では、美々しい戴冠式をあげた一九二六年にはロータリ運動を起し、國立博物館を設けた。翌年は

ル・ドゥシット・ゴルフ・クラブを創始し、ロイアル・スポーツ・クラブを改編した。タイ運動界はこれを契機として著しく改善され、近代スポーツの繁榮に一大転換を與へた。一九二八年には官營のラーチャタニー・ホテルが開業し、翌年には國際聯盟阿片委員を招聘して阿片法を公布し、醫療法を改正し醫療會議を設置した。少年團を日本に



送つたのもこの年であり、日本少年團が答訪したのはその翌年であつた。越えて一九三〇年には首都に極東熱帯醫學會を開き、新賭博法を施いた。交通々信の部面では、まづ一九二六年に無線電信事業を開始し、翌年の一月一日にはメーナム・チャオ・ブライー河上に架せられた最初の橋であるラーマ六世橋が開通、これによつて南方鐵道線が首都のフアラムボン停車場に於て直接その他の諸線と連絡するやうになつた。一九二九年には三年後に迫る盤谷遷都百五十年祭の記念事業とするチャクリー(ラーマ一世)記念橋の建設計畫がたてられ、無線電信業は急速な進歩をとげた。翌年にはその爲必要となつた無線電信法を改正し、自動車輛法を公布した。併しこの年に於ける特筆事項はドーン・ムアン空港を横ぎる佛國と和蘭の極東航空線が週一回のサービスを開始したことであり、國內に設立されたシャム空輸會社が定期の内國航空を開始したことであつた。また此の間に對伊及び對白條約が批准され、印度支那との協約が結ばれた(一九二七年)他に、印度との親善飛行が交されたり(一九二九年)、蘭印總督や比島總督の正式來訪があつた(翌年)。一九三〇年には、王后を伴つて親しく佛領印度支那總督を往訪したのみでなく、翌年左眼の白内障手術のため渡米するに當つては、日本、ハワイ、カナダを經由して親善を進めた。この際ニウヨークで著名新聞記者と會見して「シャム人民に參政權を與へようと思つてゐる」と聲明した點で、この訪米はタイ人にとり忘れがたい重要事件であつた。一九二九年に行政組織を完全に近代的基礎に置いたことも附記に値する。これ等がその間の王の業績史の一隅を飾るトピックであつた。

### 立憲革命の勃發

ブ王十年の治世を通じて珍らしく平穏であつたこの期間も、終に數年を出でなかつた。泰平の夢は忽ちに破られた。

一九二九年の夏に崩した世界經濟恐慌は、早くも翌年はタイに到達し、こえて一九三二年には、七世紀の久しきに亘つて堅持された政體に根本的な變革を要望する立憲革命が勃發した。外からと内からと、とうてい抗拒しえない時代の大津波が突發して、相次いでタイを洗つた。

タイは當時世界唯二の專制王國の一つであつた。併し教育の普及による近代思想の流入は、漸次民間に參政權要望の聲を起し、六世時代には既にこの種の陰謀が發覺したことさへあつた。進歩的で良心的で義務觀念の強かつたブ王は、夙にこの風潮を見ぬいてゐたし、憲政への漸及的な移行は理想とする所であつた。即位當初から度々この理想の實現を最高顧問會議に諮つた、併し王の近親者であり老練な政治家を自負するこれら皇族顧問らは、「黃嘴」にしか見えぬ王の面も大それた意見には一顧も與へなかつた、と傳へられてゐる。上記の樞密院改組の際はその詔勅に於て、渡米の際は新聞記者との會見談に於て、明瞭にこの理想を表明してゐる。またその頃王は白人顧問や外相に、憲政を即時施行する可否やその際に發布する憲法について調査を命じ、これを全く時機尚早とする長文の調查報告書が王の手許に奉呈された。にも拘らず王は、秘かに欽定憲法案を完成し、革命勃發當時はフア・ヒン離宮でこれを再吟味してゐたと云はれる。

國民はこの王の意向を知つてゐた。と同時に、この王の意圖が速急に實現する可能性のないことも知つてゐた。ただに參政權の問題のみでなく、進歩的な重要政務は殆んど上記の極めて保守的で頗る元老皇族に容れられなかつた。最高顧問會議は國王の周圍に破ちがたい障壁を築いてゐた。君主絕對專制の表面に反し、内實に於ては庶政は殆んど國王の如意に行はれなかつた。タイは事實はナコーン・サワン親王ら、三皇族の專制政治であり、國王は一種のロボット的存在にすぎなくなつてゐた。この君側の障壁を掃しないで議會政治を俟つのは百年河清を俟つ感があつた。

それのみでなく、政府の監督的重席は殆んど皇族に占められ、それら皇族は真摯に國政に努めもしないで、全く過分の報酬をえてをり、中にはその地位を利用して露骨に不正收入を圖る者も多かつた。こんな政治の下にタイは半植民地的な地位を續けてゐた。經濟は白人や華僑に全く壟斷され、政治もこれ等の要素に著しく不自由にされてゐた。ブ王の再参にわたる官界整理の後は、年を追うて膨脹していつた街頭のインテリは、自己の生活の路を求めるため、全くタイ人のものでなくなつたタイの現相を眞剣に検討するやうになり、世界的な國家主義思潮の流入と相俟つて、タイ人のタイを標榜するナショナリズムは高度に昂揚されつゝあつた。時も折、世界經濟恐慌の嵐がタイをも席捲した。米價は一九二九—三〇年に比して翌年は八二%に、更に翌年は四七%に慘落し、これに亞ぐ重要物産もまた等しく輸出不振に悩んだので、輸出貿易は半減し、政府も人民もために不況のどん底に喘いだ。併し上記の皇族爲政者は、呆然と手を束ねるのみで何等根本的な施策をなさず、たゞ商業開發委員會や財政委員會を設け、農民救済策として僅少の信用組合資金を増加し農業税を減率するに過ぎず、革命勃發前まで金本位も維持された。反面に財政難の打開のため諸税や諸手數料を急激に引上げ、俸給税などの新税を賦課し、而も財政の内容は殆んど國民に開示しなかつた。參政權要望の念は國民腦裏に急著に成長した。而もこの國民の窮乏をよそに一九三二年四月には、チャクリー王朝の五十年祭とラーマ一世記念橋の開通式とが華かに舉行され、革命勃發の噂は巷に流れた。

果して當時二流の革命陰謀が成長しつゝあつた。一はルアン・ブラー・デットを中心とする文官派、他はブライヤー・バホンを頂く武官派で、兩派は終に合流し、一九三二年六月二十四日の早朝、人民黨の名の下に事を擧げ、ナコーン・サワンを初め約四〇名の権勢者を幽閉して政權を收め、立憲君主制を施く旨を宣布し、砲艦にてファ・ヒンに特使を派し、同地に避署中のブ王に新政體の君主として首都歸還方を要請せしめた。

ブ王はその朝王后ラムパイと共に海濱のゴルフリンクに出かけてゐた。間もなく幸に幽閉を免れたカムペーンベック親王がとり亂してはせつけ、簡単に早朝の首都の椿事を王に耳打ちしたが、王は些かも平靜を亂さなかつた。一瞬諸種の感情が錯綜したに相異ないが、併し王は次の瞬間に人民黨の要望に應へる決意を固めた。憲政は王の宿願でもあつたし、從前は決して如意の政治は行へない環境にあつた。近親皇族は殆んど幽閉されており、王が新事態を拒否すればこれらに危害の及ぶ恐れもあつた。否こんな私情に基く理由のみではない。參政權の要望は抑へてもとうてい抑へおほし得ない自然の聲であり、時の流であつた。また一面には、王は最もタイ族傳統觀念である人民の「父」らしい君主で、専ら徳をもつて人民に臨んだから、人民の王に對する敬慕の念も強かつた。王の拒否は、直に人民黨に對抗する勢力を擡頭させ、大規模な内亂を産む恐れがあり、引いては權益擁護の美名の下にタイの進展を欣ばぬ外國に實力干渉の機會と口實とを與へ、タイの存立を脅かされる可能性も生ずる。賢明にして王としての責任觀に強いブ王は、血縁者らの期待を裏切る途を選んだ。この決意はタイ國史に特筆すべき偉大な功績であり、ブ王史を飾る最も重要な功業であつた。

人民黨の特使を迎へたブ王は、「國際關係を顧慮して」直に人民黨の要請を容れ、早くも二十六日早朝には特別列車で首都に歸着した。同日正午には人民黨員二百名の代表として文官派のブラー・デット及び武官派の代表一名を引見し次いで新政府を承認し人民黨の全行動を合法とする旨を宣示した。この劇的謁見に於て、二日前まで絶對專制王國の君主であつた王は、代表が入室すると同時に「人民黨に敬意を表して」ティブルから起立した。この際に人民黨が提出した憲法草案はタイの現状に従事して餘りに急進にすぎ、勿論王が敗稿してゐた欽定案すなはち王の理想には遙かに隔りがあつた。で王は、近い將來に理想的な草案を起草すべき條件の下に、多少の修正を加へたのみで翌二十七日こ

れを假憲法として裁可した。この間に處した王の舉措は、新事態に臨む王の態度を偲ばせるに十分であった。王は直に假憲法に基いて勅選議員七十名よりなる第一期人民代表議會を招き、次いで元控訴院長ブライ・マノーを總理兼藏相とする所謂マノー政府が成立した。この政府の構成について、革命指導者らは悉く無任所相に甘んじ、重席には悉く舊政府時代に重要な位置を占めた點は注目された。新政府に對する内外の信用を顧慮しての過渡的手段であつたが、その結果は豫想に反して再び護憲革命を起さざるをえない必要を生んだ。

### 夢なき宿命の人

專制時代の七年間、王の思想と活動とを極めて制限してゐた障壁は人民黨によつて取り除かれた。新政府はまづ恒久憲法の起筆に主力を注いだが、逐條王の意見を叩き、殆んど欽定憲法に近い理想案が完成し、同年（一九三二年）十二月十日に發布された。この憲法制定には國王と人民黨と、それに人民黨が政府の中核にする前政府の人民重要人物すなはち保主派も、渾然一體となつて協力した。憲法發布前には、保主派が仲介役となつて、革命當初人民黨が弄した國王、王朝、皇族などに關する過激な言辭につき、人民黨の領袖らが王に謝罪する式をあげた。王は「諸氏は國家最善の利益を念願してゐるのを知つてゐるから、今日までとなく既に赦してゐた」と應へた。政局はやうやく平和と希望とを恢復したかに見え、王も專制時代には曾てえなかつた國務上の自由を、王權を制限する憲政下に於て初めてえたかの感があつた。併しこんな根本的な改變は、僅か數日の無血革命ではとうてい片付かなかつた。王は間もなく混沌たる政渦のさ中に巻きこまれた。

政局の一と安定と共に、經濟の再組織を圖ることが最も緊要な政務であつた。併しタイの經濟は稀有の異相を呈し

てゐた。たゞ僅かに米の生産を除けば經濟は全く外人に獨占され、タイ人には何等の資本も技術も經驗も蓄積されてゐず、それに、根本的な問題として、タイ人の國民性が極めて經濟に不適に出來てゐた。尋常一樣の手段では急速に經濟の革新を成就することは困難であつた。ルアン・ブラー・デットを主腦とする人民黨中の急進派は、極めて急進的な經濟改革案をふりかさして、翌一九三三年早々から政府内の保主派に銳い對抗を始めた。ブライ・パホンを中心とする人民黨中の穩健派はその仲介的立場に立ち、三者三巴となつて政争に火華を散らした。それにこの頃から舊勢權が合法組織的に働き出し、一月には人民黨に對抗する勤王右翼分子よりなる國粹黨が組織され、政黨としての登録を請願した。今一つの重要事象としてテロリスト要素が出現し、右國粹黨幹部ブライ・セーナー少將は人民黨系の者に狙撃された。議會内でも短銃を携行する者があつた。原始的形體を脱殻したばかりのタイ人を政黨政治の軋轢紛争の渦中に投するのは賢策でない、といふ理由で保主派は徹底的に人民黨を弾壓し、四月一日には共產主義者の名の下にルアン・ブラー・デット以下の急進分子を政府から斥け、王に要請して議會を無期閉鎖し、憲法中の重要條項の施行を中止した。保主黨は獨裁的な色彩を濃化し、もとの專制政體を再現する可能性が噂された。少壯人民黨員は秘かに護憲革命の陰謀を進めあつた。而も政局には言論取締りのスクリーンが掛けられたので、不安と焦燥とは朝野を被ふた。王は茲に再び憂鬱な寡聞氣と不如意な環境とに包まれ、政渦をファ・ヒンにのがれて殆んど政府要人にも會はなかつた。

折角未曾有の政變を敢行した人民黨はこの情勢を黙視しうる筈がなく、六月廿日（一九三三年）早朝に再び護憲革命を起して保主派政權を一掃し、憲法の停止條項や議會の復活とブライ・パホンへの組閣下命方とを要請した。王は直にこれを容れ、パホンとその政府に信賴と期待の意を表し、政府も革命善後工作に眞摯な努力を示したが、併し

政情の安定は前途なほ遼遠な感があつた。新政府の顛覆を圖る大小の陰謀は跡をたゞなかつた。その最大なものとし  
て、十月十日には王の従弟ボアラテークを統領とする一大兵亂が勃發した。叛乱者はコーラート守備隊の一部、鄉  
軍、及びアユタヤー工兵隊を率ゐドーン・ムアン飛行場に進出して要撃配備の政府軍と對峙し、ナコーン・サワンと  
ペチャブリーの駐屯軍もこれに呼應せんと試みた。首都と新政府と、恐らくタイの獨立とは一時は異常な危険に脅さ  
れたが、幸に十餘日の後に鎮定された。その主要人物は悉く舊政權や保主派政權に關係あからぬ者で構成され、ボ  
首領の他にも積極的に叛乱に參加した皇族もあり、精神的や物質的に間接に運動を支援した皇族も相當あつた點は  
注目された。主腦者の多くは佛印に逃亡したが、捕へられて特別法廷に立つた主要人物は三百を算した。當時もなほ公  
ニア・ヒンにあつた王は、この近親者が主演し近親者や所謂王黨が助演した役割を非難し、その鎮定を祝福したが、  
事變中に政府が申しでた歸京ついで離宮の守備增强の要請を斥け、秘かに首都と反対の英領馬來に近いソンクラーに  
蒙座した。この極めて矛盾した王の言行は何かの大きな暗示を與へた。併しこの暗示を明確にする資料は今日なほ公  
表されてゐない。この暗示から國王と兵亂とに一脈の連繫があつたと憶測する噂も當時流布された。併し王の國王と  
しての強い責任觀と感じ易い然し弱い性格とは、比較的明瞭にこの矛盾を解く鍵を與へてゐるやうに見える。王には  
國家の存立と國情の安定とが最大關心事であつたと推想されるし、一方昔日の華かな夢を追うて跳き、今回は事なら  
ずして獄に下つた數多の近親者や王黨に對する同情も切なるものがあつたと想像させる。この公私之情と、恐らく豫  
期に反してはてしまふ過渡的政争とは、革命この方王の弱い性格を慮んで來たであらう。この苦惱は恐らく既にこ  
の頃から退位、否少くとも外遊の決意を固めさせてゐたかも知れない。兎にかく王は久しくソンクラーに止つて首都  
に還御せず共和政體への移行さへ噂された。

この異常な困難にも拘らず、政府は同年十二月十日には憲法の約束に従つて勅選民選半々の議員からなる第二期人  
民代表議會を開院し、その開院式の執行のため王の歸京要請に成功した。併し王は式後直ちに眼疾手術のため外遊し  
たいと政府に申出た。政府は時局が異常に困難なる折から外人醫師を招聘して國內で治療されるやう極力請願したが  
王の決意は終に政府を同意せしめた。王は議會の協賛を経てナリット親王を攝政に任じ、翌一九三四年一月十二日王  
后を伴つて寂しく首都を離れた。國民は錯綜した感情を眼に湛えてコーチ・チャンに向つてメーナム・チャオ・プラ  
ヤーを下り行く乗艇ソーンワルーンを見送つた。王は前日の午後ワット・プラケーオに詣で、守護佛エメラルド佛と  
現王朝歴代の肖像にしみんべ別れを告げたと傳へられた。「朕は目下わが國が過渡しつゝある困難を熟知してゐる、  
併し朕はプラヤー・バホーン・ボーンペニッハ・セーナーを主腦とする現政府に全幅の信賴を置いてゐる。……朕は  
終始立憲政體に賛成して來てをり、憲政樹立この方庶政が憲政にそつて行はれるやう努力して來た。……朕の不在中  
顧くば朕の國民は固く平和と秩序とを維持されたい。」これが出发前夜の別離の放送に於て今更のごとく王が強調した  
言葉であつた。王は再び國民に見えぬであらうとの噂も秘かに流れた。王はコーチ・チャンからValaya號の客とな  
つた。ジャワに直航して謫居中のナコーン・サワン等の親族を訪ね、歐洲を經て渡米する豫定を變へ、一路メダンに  
走つて在外皇族と會見したのち英國に向ひ、同國に閑居を求めて留つた。近親皇族を訪ねて何を語つたか知る山もな  
いが、國家の安寧に最高の軒念を拂つたであらうと察せられる王が、皇族の威信を損ね、徒らに新興タイの建設を阻  
害する、執拗な輕舉妄動を諒められたであらうとも想像される。

併し在外の王と政府との間にはその後も攝政を通じて圓滑に政務が進められ、噂は噂にすぎなかつたかの感があ  
つた。所がその夏に至つて王と議會との間に重大な確執が勃發した。八月末に政府は議會を通過した刑法修正案を王

に奉呈して裁可を請ふたが、王は非常な反対意見を具して同案を返付した。同案は從來死刑の執行に要した國王の裁可を政府に移し、その代りに國王が大赦權行使する十分な期間を以て死刑を執行することに修正したものであつた。國民の總意に訴へることなく——議會は官選民選半々の議員で構成——こんな基本的慣習に急著な改變を加へることは、善良な民主政治の慣例に悖るし、同案の内容では、政府の副署拒絶によつて國王の減刑希望は阻止される可能性があると、特に十月兵亂により現に死刑を宣告されてゐる多數の政治囚を對象として、王は強硬に反対した。然し「吾人はひたすら憲法の所命に進むのみ」として議會は再び原案を可決して奉呈した。タイの憲法では、こんな手続きを経て再奉呈された法案は、王の裁可の有無に拘らず一定期間を経れば法律として施行しうる。勿論王の裁可はなく、間もなく退位の内意が攝政を通じて政府に通達された。當時、政府は「そのうち陛下はさる御疑念を抱かせられ、政府がこれを御承解申し上げねば御退位になるかも知れないことを知つて……」と公表し、一新聞は、從來利己的利息を助進する機會をねらつて熱心に畫策しつゝあつた某「破壊的要素」が、國王の離國を好機にこれを圍繞して組織的に働きかけ、徐々にしかも着實に議會や政府に對する王の疑惑や誤解を醸成していくもので、歸國の上、昔に變りない國民の誠忠ぶりに親しく接すれば、たち所にこの疑念は承解するであらう、と論じた。

兎に角に、内には舊勢力の策動がなほ跡をたゞ、外には新政權のナショナリズムに快らぬ大國の重壓が去らず、先には國民に約束した重要政務が山積し、多難を極める過渡期のさ中に、國民の心の中心であるブ王を失ふことは、政府にとり最大の痛手であつた。併し憲法は曲げられない、ひたすら王の願意と歸國とを請ふこととし、議會議長チヤオ・プラヤー・シー及び書記翰長ルアン・タムロンを特使として急遽英國に差遣した。然し王の疑念は強固であり次の十ヶ條よりなる留意條件を擇出した。

- (一) 人民代表議會の指名議員を辭職せしめ、民選議員を以てこれに代へること
  - (二) 現役軍人の政治關與を嚴禁すること
  - (三) 皇帝の大權に基く否認及び法律に基く政治的否認を無効にするには、議會又は人民の四分の三以上の賛成を要することとすること
  - (四) 言論及び政治結社の完全な自由
  - (五) 政治犯を普通裁判所で審理すること
  - (六) 十月兵亂に關する政治犯を特赦すること
  - (七) 政治犯の嫌疑による辭職官吏に年金を與へること
  - (八) 政治的嫌疑者の追究を停止すること
  - (九) 禁衛兵の武装を歩兵に準ずること
  - (十) 國王が特赦せざる場合も一定期間死刑の宣告が自働的に執行されぬこと
- 政府や議會はこの留意條件を慎重に審議したが、タイの現状に徴し又は憲法の威信を維持するためとうてい容認しがたい條項が多かつた。政治的經驗や知識を有する者は悉く官途にある現状に於て、民選議員のみからなる議會は全く實用と能率とを缺くし、幼稚でしかも進歩的なタイの言論機關に言論の完全な自由を與へると、低民度のタイ人をとかく誤導する虞れがあつた。現役軍人在政治の局外におくことは民主政治の理想ではあるが、純文官政府が無秩序や不安生することなく、過渡期のさ中にあるタイを善導しえようとも見られない。眞に愛國的動機に出でたとも想へない叛亂囚を釋放し復官して、これと平和的妥協が行ひえなかつた場合の結果も想像されるし、第一憲法の條規は

曲げえない。政府と議會とは終にその條件の過半を拒絶し、一九三五年三月二日の午後四時半、ノール・パーク（サリのクランレイ）の王邸に於て、世界史に稀な退位の調印が行はれた。その悲愴なる退位の聲明書に於て、王はまづ民主政體を是認した後、「國家の安定を希望して、朕は變革が出来るだけ圓滑に行はれるやう秩序の維持に努力した。……變革の發起人らが國民に政治的自由を與へず、且、國民の眞の念願を諮詢なかつたから、朕の努力は結實しなかつた。……朕が議會に第二種議員（指名議員）をおく提案に賛同したのは、これらの勅選議員は、民選議員を指導し援助するやう、唯に特種黨派からのみでなく廣く政治の知識と經驗とを有する人士から選任されるものと豫期したからであつた。……第二種議員選任の時に至ると、朕は何等選任に勧告を與へる機會を有たず、政府は經驗には無頓着に主として自黨員を選任した。……」と述べ、ついで一九三三年の兵亂を「政府が輿論を無視した」點に歸し、政治に軍人が參與してきたことを非難し、政治囚に對する取扱ひを批判したのち、次のやうに結んだ。

「政府とその黨派は、朕の概念と信念による人民の身體の自由と平等の原則とに違背する政治方法を採用したものと認め。……又朕は最早や人民を援助又は保護しえないものと認めたから、茲に國王としての全權を放棄し、登位前に享有した全權を保留する。……朕は繼承法の下に朕の後繼者を指名する權利の行使を欲しない。……朕は何人も朕のため國內に於て擾亂を起すことを願はない。……朕は最早歴代の國王より繼承した志望に従つて朕の人民と國家とに奉仕しえないことを深く遺憾とする。……朕はひたすらシャムの繁榮と人民の幸福とを祈る。」

かくて新興タイにとりても王にとりても、最大の事件であり悲劇の最高潮をなす退位は實現し、王の異母兄である故マヒドーン親王の王子アナンダ（一九二五年降誕）がスキス留學のまゝ踐祚した。登位前のプリンス・スコータイに歸つたブ王は、その薨去まで引續き英國に留り、自適の日を送つた。若くしては愛する數多の正兄を失ひ、孤獨と顧みるにブ王の一生は、確かに世界かずかずの王の哀史に一巻をそぐるに足る悲史をなしてゐた。（完）

### 岡崎訪日見學團からお禮狀

拜啓 皆様にはお達者でお過しのこと、存じます。さて  
今度私共盤谷日本語學校の生徒十名が岡崎訪日見學團員として日本に参りました時は、色々とお世話になり有難く存じました。厚く御禮申上げます。一同無事六月二十  
九日酉貢丸で盤谷に着きましたから御安心下さい皆様にお

世話になつたこと、日本を見學して利益になつたことは大國の人々にお話して居ります。これからも色々とお導き下さるやうお願ひ致します。

終に皆様の御幸福を祈ります。

草々

佛曆二四八四年七月一日

盤谷日本語學校第四回訪日見學團

## タイ國の官位とサクディナ

郡 司 喜 一

十四世紀の半から十八世紀の半に至るまで、四百年の間繼續したタイ國アユディア王朝の第七世の國王をボロモラジヤ一世と稱した。此の王は西暦一四四八年に崩じたが、其の後を襲ふたのが、當時ビサヌローク州の總督であつたラメスエン親王であつて、之をボロマトライロカナット王と稱した。王は西暦一四三一年の出生で、即位の當時十七歳であつた。

ボロマトライロカナット王は非常に宗教的信仰の厚い人であつたが、他方、又可なり行政的手腕のあつた王で、行政上の改革等に多大の事蹟を殘してゐる。此の王即位以前のタイ國の行政を見るに、各親王及び高官等が直接行政の任に當つた。各地方は、皆多少獨立の形態を有し、徵兵、財政、内政共に中央政府の干渉の外に在つたが、トライロック王は即位後、行政改革の一歩として先づ全國を統一して、一般行政及び軍事の別を明かにし、中央官署に在つた高官をして各省の長官たらしめた。其の時、設けられた行政官廳は五省であつたが、(一)は内務省で總理大臣をして管掌せしめ、(二)は地方省とも稱すべきものでアユディア州の行政事務を司り、(三)は大藏省、(四)は農務省で耕耘、

食糧供給、借地に關する事項等を司り、(五)は宮内省で宮中の事項及び裁判事務を司つてゐた。又軍事に關してはカラホムと稱する軍務の總理大臣を設け、軍部の各大臣其の他、各局の長官を統轄せしめた。

右の外トライロック王の殘した事蹟の最も興味あるものは、サクディナ階級法 (Sakdina) とでも稱すべき法律である。サク (sak) は位、ディ (di) は前置詞、ナ (na) は田野である。サクディナは田野の一定面積を官吏等の階級によりて下賜する法律である。「タイの古代政府及び行政」の著者エッチ・ジー・アーリッチ・ウェーバー博士の説に據ると、Sakti は Power, na は field の意で、此の制度は古代のタイ國が土地を基礎とした封建制度を有つてゐた證據の一であるとなしてゐる。尙ほ彼は更に説明する。此の封建制度の下にあつては、臣下が其の主君より與へられる土地は、味 (我が一反六畝) を單位として表はされ、又普通の平民は二十五畝以上は所有することが出來ないとされてゐた。之に反して例へば五千畝を有してゐる藩侯は、土地と共に此の地域内に住む土民を支配することを得た其の後、封建制度の變更によりて、藩侯は私的に必要とする小地域の土地を有するに過ぎないことになつたが、それでもサクディナ法丈は其のまゝ維持され、且つ一層組織的となつた。此のために藩侯若くは主君が自己の支配に屬する土民は何人であるか政府の賦役に何人の土民を徴用し得るかが容易に計算し得る様になつた。例へば、普通人は一人當り二十五畝の土地を所有し得ることになつてゐたから、或る領主が四百畝のサクディナを有すとせば、此の領主は十六人の人民を支配し得る計算である。又大臣級の官吏が一萬畝のサクディナを有すとせば、此の官吏の支配し得る人民は四百人となる。而して最初の間は人民は自己に最も多く保護を與へ、且つ夫役の最も少ない領主を選んで居住を轉じたのであるが、之れを制限するの法律が次第に公布され、遂には移動即ち領主の變更を或る程度まで禁ずることとなつた。サクディナ法公布の當初に於ても、該法は單に領主の支配し得る人民の數を計算する許りでな

く之を有する者の威儀を示す手段でもあつた。其後更に別種の效用を生じ、即ち司法上の特權を認めた所謂賄殺金の計算等に利用されるに至つた。或る王族が或る省の長官に任命されると、其のサクデイナは甚しく増額されるが、之は單にその威儀の増進のみならず、實質的に其の支配し得る人民の増加があり、又司法上等に於ては義務の増加ともなつた。



盤谷チヤクリー王宮

十五世紀の半頃に至り、行政は特別の役人が之に當ることとに政治の組織が改正されたが、それでも元の領主とも云ふべき保護者と人民との間に、往時の封建的特質が依然として維持され、彼等の間には特殊の關係が存在してゐた。尤も實際上多くの場合は、保護の任に當つてゐた者は行政の官吏となり、兩者は一人であつたが、此の官吏が中央政府に對する關係に於て、人民に對する保護の關係が、或る場合に圓滑を缺き衝突を來すことがある様になつた。併し一般的に言ふならば、人民が保護者に對する個人的の夫役等に對する報酬として、保護者は刑事問題等に或は金銭上のこと等に保護を與ふるの義務を負ふた。尤も金銭問題等に付て保護を與ふるのは、一見義務の様ではあるが他方權利として認められた。何となれば、若し

自分が保護する人民が借金の支拂が不能となれば、此の者は遂に奴隸となるので、保護者は之を救ふ最初の機會を與へられてゐるからである。之に反して國王のために或る官吏が人民を逮捕せんとする場合に、領主が其の犯人を庇護することは嚴重に禁止されてゐた。

かくの如くサクディナ制度は、形式的には各官吏等の威儀の象徴であつたと同時に、他方實質的には、之によりて自己の支配に屬する人民の數を計算し、又實際或る程度まで其の領民を保護したのである。

II

トライロカナット王は一四五四年に祭政一致の行政法とも稱すべきものを制定したが、其後更にクメール民族の影響として、又新しき制度を採用し、前に採用した法律が次第に後者によりて代替される様になつた。此の新しい制度によると、或る王族は名義上支けではあつたが、各省(Kram)の長官に任命されることとなつた。そして之に任命された王族は、各省の官位を有することとなつた。其の階級は七階級であつて次の様である。

(一) ヴアンナ  
正式に云ふと大變長い名稱であるが、茲には略して Van na と謂ふ。前宮廷の意味ある。歐洲人はよく之を「副王」若くは「第二位の國王」と呼んでゐた。時には此の階級に屬する王族は二人あつた。

(二) ヴアンラン  
之も大變長い名稱であるが、略して Van han と謂ふ。直譯すると後宮廷の意、第二位の國王の副たるべきものとせられ、元來は後衛司令官の意であると云ふ。此の階級に屬する王族は一人に限られてゐた。

(三) クラム・サムデック・プラ (Kram Samtec bra)

(四) クラム・ブラ (Kram brah)

(五) クラム・ルヴァン (Kram blvan)

(六) クラム・クーン (Kram khun)

(七) クラム・ミュー (Kram hmun)

第三及び第四の階級に屬する王族は、實際は餘り任命が無かつたが、其の他の階級のものは、各々四人より多くは任命されなかつたと云ふ。第一及び第二以下の所謂クラム階級を保有する王族は、實際の事務は部下の官吏が之を管掌したので、是等の王族は單に名義上、榮譽上の官位を有するに過ぎなかつた。而して是等の部下の官吏は、其の名義上の首長たる王族に對して忠誠の誓を爲し、彼等の戰時及び平時に於ける職務に付て、王族は古代封建制度の様式の下に、國王に對して責任を負ふと云ふ仕組であつた。此の王族も併し、自己の部下が管掌するクラム(省)の收入及び其の他の分前に付て之を受領することになつてゐたが、クラム官位を有しない王族は此の種の收入が無いので、其の收入は比較的僅少であつた。クラムの官位を與へられて各省長官たるの王族はモム・チャオ以上の王族であつた。尤も父及び母を陛下とする王族即ちチアオファの位に在る王族は、最下級のクラム・ミューの官位は與へられないことになつてゐた。尙ほ是等に付て詳細の規則があるが、煩雑を避けて之を省略し、次に是等のクラムの官位を有する王族のサクディナを述べると、本來の王族のサクディナ以外にクラムの官位を與へられた王族は、非常に之が増額されることになつてゐた。例へば國王の兄弟である王族は、國王と同じく父も母も大體陛下と呼ばれる人で、この様な王族は生來之をチアオファと呼び、本來のサクディナは二萬味であるが、クラムに任命されると五萬味となる。國王の王子たるチアオファ王族は一萬五千味から四萬味、プラ・オン・チャオ(國王の兄弟及び王子)の場合は、本來は六千味乃至七千味であるが、クラムに任命されれば一萬五千味、モム・チャオは千五百味から四千味に増額される。古

代に於てはチャオファ階級の王族が、地方の總督に任命されると、サクディナは五萬味に増された。かくの如くクラムの官位は極めて重要なものではあつたが、是と王族の順位とは全然別物であつて、王族の順位は専ら其の家系に基いてゐる。而して家系の順位は母方の王族血統に對する純、不純と、兼ねて母方の國王に對する近遠によりて階級が附せられる。

最上のクラムであるヴァンナ及びヴァンランの二官位は、其の他のものに比し多くに相違し、各省長官の代りに其の稱號は夫々前後の宮廷と云ふ言語を以て表はされてゐるが、各々多數の護衛兵及び各階級の宮内官をして一個の宮廷を成してゐるが、更に彼等の王子は最上級ではないが、プラオンチャオの階級を有し、其のサクディナは五千五百味から四千味と云ふことになつてゐる。又是等の王族がクラムの官職を與へられた場合には、サクディナも之に應じて増額するが、唯是等の王族はクラム・ミュー以上の中長官には陞進しないことになつてゐる。

ヴァンナとヴァンランとを比較すれば、亦相當大きな相違があり、ヴァンナは著しく國王に近いものであつたが、其の相違の詳細は煩を避けて之を省略することとする。

## 二

次に一般臣下に對するタイトル若くは敬稱とも云ふべきものを述ぶれば、之もトライロカナット王の時に全組織を改善したのであつたが、行政の組織を軍部及び行政部の二部に分ち、行政法、軍事法並びに地方的祭政法を一四五四年に公布したが、是等の法律によりて官吏の官位、義務、特權等を定めたのである。是等の法律に據ると、官吏の威嚴若くは權力を表徴するには、次の四種の稱號を以てせられる。

## (1) サクディナ(祿高とも稱すべきもの)

サクディナの意義に付ては前に述べた通りであるが、サクディナの面積は最も重要な省の長官の一萬疊より、國王の勅任せらる官吏の最下級の四百疊に亘つてゐる。四百疊以下二十五疊以上のサクディナは、國王の勅任の官吏でなく、各省長官の任命する役人に與へられてゐる。是等下級の官吏は餘り特權もなく、普通人民と同じく、或る強制賦役等に徵用せられ、其の餘暇を自己の耕作及び商業等に利用することを許された。併し彼等と雖も陞進は許され、國王より任命される直接任命の官吏たることを得た。古來タイには生來の階級制度なく、普通人と雖も能力によりて高級官吏たるを得たのである。官吏の妻にして正式の儀式を以て結婚し、或は國王より臣下に與へられたる妻は、其の夫の半額のサクディナを與へられ、更に第一、第三等の妻は正妻のサクディナの更に其の半額を與へられた。更に其の夫が奴隸たる妻を有し、而も此の奴隸妻が子を有するときは、第一、第三の妻の更に半額のサクディナを奴隸妻に與ふることになつてゐた。

又第一級及び第二級の知事は同じく一萬疊、第三階級の知事は五千疊を與へられてゐる。サクディナは單に官吏等に與へられた許りでなく、又僧侶等も其の階級により、二百疊より二千四百疊を與へられてゐる。日本人の頭目若くは日本軍の隊長も亦十七世紀の初期、官制上、存在し、一六三二年の事件で殆ど邦人の勢力は失墜したが、それでも官制丈けは其の後も存續し、陸軍祭政法とも云ふべき法律中に、クラム・アーサー・イーブンと稱する職名がある。日本歩兵隊とも譯すべきもので、山田長政の死亡後、其の重要性は全く無くなつたが、其の隊長が僅かに一千疊のサクディナを與へられたに過ぎない事實を以て見るも、此の間の消息を知ることが出来る。爾來、日本歩兵隊は主として儀式に使用せられ、多く法螺貝吹き、太鼓掛け等に使用された。

## (1) タイ語で Yasa と稱する官位である。

前に擧げたウェールズ博士は其の階級を次の様に述べてゐる。

註 Samtec chow brahyā, chow brahyā, brahyā (Okra) chow hmüin, brah (Okbrah) camün, hivan (Ok hivan), Khun (Otkhun), Cō hmüin, bān

そして Khun 以下は、恐らく其の發生の起源はタイ國自身に在つて、古代に於ては高位の人々を指稱したものであらうと謂ふてゐる。後に至つて高位の人は hivan の稱號で指稱されたのであるが、是れは恐らくクメールの制度に倣つたもので、又印度に於けるタイトルは brah 及び brahya の一種で、比較的近世に至つて更に chow brahya 及び samtec chow brahya を附加したものであるべく、タイ語の cau hmüin, camün 及び cā は全く官内省に仕ふる小姓にのみ用ゐたものであると云ふてゐる。

(2) ラージヤーディンナーマ、英語で言くば Royal name とも言ふべきもので、サンスクリットを起源とし、ダーマディパタイとか、ペシラビジャイヤとか、アバベークダイとか或はラーマテジャとか言ふ名稱で、高官になると、王族と同様極めて長い敬稱を有することとなる。

(4) タームネンと稱し、官吏の屬する官廳に於ける階級を示すもので、セナパータイとか、チャオクラムとか、バラット・クラムとか、本邦で言へば、内務書記官とか、大藏事務官とかに相當するものである。

之等四個の官位及び稱號は極めて密接の關係があり、各官吏共に四個の稱號を受くることになつてゐる。例へば我が國の例をとれば、或の大名が越中守で祿高が八萬石で、幕府の老中を守め、朝廷より正四位に敍せられたと云ふ様なものであらう。右の四個の官位若くは稱號の内最も重要なものは Yasa とサクディナであらう。

## 四

依つて茲では(三)及(四)は之を省略し、主として官位 Yase とサクディナに付て更に説明を加ふることとする。

タイ族が雲南の南詔を出でゝ南下する時に、支那の各種の制度を輸入して來てゐる。此のサクディナの制度も恐らく支那の制度を採用したもので、トライロック王が此の法律を制定する以前に於ても、タイ國に於ては事實上、此の制度は實行されてゐたもので、唯、王は之を明文を以て規定したに過ぎぬのである。

我が大化改新以前に於ける田制は、各地郷村の家長政治の下に共同耕作を主としたが、漸く一變して家長專制、豪族兼併の風を生ずると共に、一方に於ては田園の増加が人口の増加に伴はぬため、社會上に一種の混亂を生じた。依つて魏、晉、隋、唐の文明を見聞して歸來した我が國の學者、貴族、僧侶等相議して大化の改新を斷行し、豪族の土地を沒收して土地國有の政策を實行した。大化(西暦六四五)、大寶(七〇一)の兩改新によりて全く國初以來の制度を革め、全然支那の制度を採用した。此の新制度に據れば、土地は一切國有たらしめたが、其の使役權に關しては一定の制度を立て、百姓に對しては田畠を分配して之を耕作せしめた。之を名づけて口分田と稱し、位階ある者に對しては一定の土地を與へ、之を名づけて位田と云ひ、官吏が其の職に在る間、一定の田畠を與ふるを職田と云ふ。是れ近世の俸給に比すべきものである。功勳其の他の理由によりて田を與ふるを賜田と稱へた。是等四種の田を稱して私田と稱し、私田以外は一切公田と謂ふた。而して此の改革と支那隋唐の田制とを比較すれば、小毫の末に至るまで殆んど皆同一であつて、其の憑據したるは、隋の開皇令三十卷、隋の大業律十八卷、唐の貞觀律十二卷、令二十七卷、留司格一卷、式三十三卷に在るが如しと云ふ。

タイ族が雲南を出でゝ南下し始めたのは西暦一世紀の頃よりと謂はれてゐる。さればタイの田制、即ちサクディナ制度も亦我が大化大寶の田制と同じく、其の起源を隋、唐の制度に發することは容易に之を想像することが出来る。

然るにタイに於けるサクディナ制度は其の後特殊の變化を生じ、此の制度は所有田の多寡によりて其の階級を示すのみならず、亦其の人の凡ての價値を定むる標準となつた。換言すれば、一定のサクディナを有する人は、其の權利に於ても、義務に於ても、其の所有田に比例する價値を有することとなつた。故に例へば其の人が或る犯罪によりて罰金を科せらるゝ場合には、其の所有田に比例して科金せらるゝこととなり、又殺傷等の不法行為に基く賠償に付ても、所有田の多寡に比例するの償金を受くこととなつた。官吏は其の位田若くは職田の收入によりて生計を保ち、別に俸給を受けないことが制度と同様であつた。かくて盤谷王朝第五代の王、チュラロンコーン王の時代に至るまでは此の制度が維持されたのであるが、同王の時始めて現代的の俸給令が定められた。併し此のサクディナの制度は現在と雖も名義上存在し、各官吏、王族等は其の任命昇進等の場合、名義上何処の土地を賜ふと云ふ制度にて、辭令書、官報等に明かに此の事が記載されることになつてゐる。尤も現在尙ほ此の制度が名義上存すると云ふことは、一九三三年の革命以前までの事であつて、此の革命以來後に述ぶる名位制度も一部廢止されたと云ふから、サクディナ制度も亦廢止されたかも知れぬ。

## 五

右に述べたタイ國の田制は主としてタイ國の貴族制度に附隨して生じたものではあるが、然らばタイ國の貴族とは如何なるものなりやが、次に攻究すべき題目である。タイの貴族とは勿論王族以外にして、官吏階級に屬するものを

指稱したものであらうが、タイに於ては古より是等の支配階級には一定の官位が與へられてゐる。ウェーラルス博士の説明は前に挙げたが、現在に於ては、此の官位は Chow phya, Phya, Phra, Luang, Khun, Mun の六階級に分れてゐる。此の最後のものは少數の宮内官等に與へられたが、多くは Khun を以て最下級の官位とされてゐる。十七世紀時代に於ける制度を見るに、Pa-yá, Oc-Yá, Oc-Luang, Oc-Coune, Oc-Meuing 及び Oc-Pan の七種から成つてゐたが、最後の Oc-Pan は當時既に殆んど使用されなかつたと云ふ。

十七世紀にタイ國を訪問した佛國人ド・ラ・ルーベールの著書に據ると、モグール大帝の高官は Bernier, Hazary, Douhazary, Peuge, Hecht 及び De-hazary 等の稱號を有したが、是等の語の意味は各々千、二千、五千、八千、一萬等の數字を現はすもので、此の官位を有する者は、其の數に相當する馬匹に將たるの意であると云ふ。勿論事實上此の如く多數の兵馬を統率することが永く繼續した譯ではないが、後には純然たる名義上のものとなり、事實を離れた一の官位を表はす名稱となつたのである。而してモグール大帝の長子は一萬二千と稱し、實際に於て一萬三千の騎兵を指揮したと謂はれてゐる。モグール大帝が騎兵の數によりて、右の如き稱號を案出した事實に従すれば、タイ國王が軍兵の數を規準として此の如き稱號を案出しないとは言ひ難いとルーベールは附言してゐる。

又彼はタイの制度に付て Pan は千であつて、Oc は後にも説明する通り首長の意であるから、Oc-Pan は千人の首長の意となり、Meuing (若くは Müin) は一萬の意であるから、Oc-Meuing は一萬人の首長であるとなしてゐるが、夫れ以外の Cou e, Luang, Pra, Phya 等の意味に付ては、何人も其の眞の意義を彼に明確に語り得た者がない。故に確信を以て明言し得ないが、恐らく是等の文字も數を表はす文字であらうと謂ふてゐる。又彼は Pan 及 Meuing に付ては數を表はす文字であることは之を明言し、又是等の稱號は老撾に於ても殆んど同様に使用されてゐると謂ふことは疑はない様である。

併し是等の語が人に付ての數を表はすものか、それとも土地を表はすものかは尙ほ今後の考證に待つより外はないが、筆者の想像では、既にタイ族が南支那地方を出でゝ現在のタイ國に移住を試みた時、支那の田制を相傳へて、各王族及び官吏は勿論、人民に至るまで一定の面積の土地を供給されてゐた關係より見れば、此の制度は一定面積の土地を與ふるの意から出でるものと思はれる。併し Phya, Phra, Luang, Khun, Mun 等の語源はサンスクリットから來たもので、其の本來の意はルーベールの謂ふが如く、一定數の軍馬の首長の意であるかも知れぬが、タイ國が是等の語を採用して以來、之を以て馬匹の數を表はさず、土地の面積を表すは語として採用し、且つ之が同時に官位を表はす様に變遷したものと思はれる。由來タイ國の文化は美術に於ても、言語に於ても、其の他の各種の制度等を見るも、印度及び支那の兩文明を採用折衷したものであることを推察し得る。官位制度に付ても、各種の名稱等は之を印度の制度に倣ひ、其の内容は古來の支那の制度を維持したことと想像し得る。

次に Oc の意を見るに、タイの舊時の官位に於て Oc と云ふ語は首長 (Chief) の意であると謂はれてゐる。何となれば、例へば Oc-Meuang と云ふ語がある。Meuang は市街で、Oc-Meuang は市長である。故に Oc は首長の

意であることを想像し得るが、併し Oc は本來のタイ語ではないと云ふ。タイ語では首長のことは普通 Hona と言ふ文字を用ゆる。例くば Hona Sip (直譯すれば十人の首長) は後列に於て象に乗る人の稱號である。又 Oc と云ふ語は、上級の者が下級の者に對しては決して用ひない。故に國王は Oc-Pra Pipitcharatcha と稱する場合に、Oc を用ひず、單に Pra Pipitcharatcha と呼ぶ。又自己を指稱する場合にも Oc を用ひない。併し下級の者が最上級の官位を有する者を指稱する場合にも、Oc を省略する事がある。例くば Oc-Ya Yamarat と呼ぶ代りに單に Ya Yamarat と言ひ、Oc-Meuing Vai の如き、單に Meuing Vai と呼ぶが如き之である。併し此の最後の場合は寧ろ上品に聞えるのであると謂ふ。

ヴァンフリートの暹羅誌の古代名詞の註を記ふと、Oya は Ok-Ya であつて、Ok-Ya=Praya (Ok=Khun) である。而して次に一八二六年にタイ國を訪問した Captain Burney の暹羅地方圖にある註によれば、Khun は Love 若くは Gratitude の意であると謂ふてゐる。して見ゆる Oc (若くは Ok) は人の稱號に附する敬語であると一人稱の場合に使用せられ、Gratitude 若くは benevolent の意であると解するのが至當である。十七世紀時代のタイに関する著書を見るに、タイ人貴族の姓名には必ず此の Oc を附してゐる。即ち Oya (Okya), Opra (Ok Pra), Ock Langh (Ok Luang), Oc-Khan (Ok Khun), Opan (Ok Phan) 等である。是れは皆一人稱敬語を其のまゝ姓名と思ふた結果であると想像される。山田長政が我が舊書にオムアウと謂はれ、或はオムアラと記されてゐるのは Ok Pra の意であることが明かである。

然るに其の後タイの官位は、Chow Phya, Phya, Phra, Luang, Khun, Mun の六種に變化した。ム・ラ・ルームの記事と比較すれば、Chow Phya は Paya と讀む。Phya は Oc-ya と、Phra は Oc-Pra と、Luang は

Oc-Luang は Khun と Oc-Coune は Mun と Oc-Meuing に相當し、Oc-Pan は十七世紀に於て既に廢されたと謂はれて居り、今日に於ては最早存在しない。ヨコラム・ジャーヴォークの暹羅誌に附屬せる註に據れば、Oya は現在 Phra, Oopra は Phra, Ocduan は Luang, Oc-Coune は Koon, Oc Mune は Mün である。現在の官位を第一人稱で呼稱する場合は、Chow Piya 及 Piya に對しては Chow Khun と讀む。Chow は Lord 又は Master の意で、例くば一州の知事若くは總督等を指す場合を Chow Meoung (Lord o. Governor of a Country) と謂ひ、印度總督を指して Chow Moonng Bengala と讀むに徵しても明かである。Khun は曩にも説明した通り Lowve 或は Gratitude の意であるから、Chow Khun は「情深き檀那様」と言ふ様な意味である。次に Phra Luang 二人に對しては Khun を附し、Khun Phra, Khun Luang と讀む。最下級の Khun 及 Mun の人に對しては Khun の敬稱を附しない様である。因に此の敬稱の Khun と官位の Khun とは全く異つた文字で、而も發音も同一である。

終々にタイに於ては、右説明の何れの官位をも有せざる男子に對しては Nai 誰々と呼ぶ。名が明かでないとき、單に Nai も读むこともある。此の語は元、高級の官位を表はした言葉であつたが、永年の間に其の意味が變化した著しき例であるといふ。此の語は元來サンスクリットの Nayaka の文字が變化したもので、Nayaka は首長 Leader, Chief 若くは General 等の意義を持つてゐるが、現在は是も變化して下士官たる伍長の意に用ひられてゐる。又同一の語源から出でる Naik と云ふ文字は、西暦一二三五年より一六七四年の三百五十年の間榮えた、印度の一強國たる Vijaya Yamagara の國王の稱號として用ひられた。又印度のマラバールに於ける支配階級は Nairo と稱せられたが、此の語も亦同一語源から出でる。かくて Nai の語源は高位高官の稱號であつたが、Nai は今タイに於ては普

通人（官位を有せざる人）に用ひらること、恰も英語の Mr. に類似してゐる。

本問題は未だ研究の途上に在り、今日まで知り得た所を掲載した次第である。

#### 日・タイ兩公使館、大使館に昇格

日・タイ兩國政府は、近年著しく友好關係を増進した實情に鑑み、相互に明治三十年以來の公使館を大使館に昇格すべく協議を進めてゐたが、この程相互の意見完全に一致し、八月十六日をもつて相互に公使館を大使館に昇格することに決定、帝國政府は前滿洲國參議坪上貞二氏を初代駐タイ大使に任命、タイ國政府も現駐日公使ビアシー・セナ氏を初代駐日大使に昇格せしめた。

かくして大使の交換により、兩國關係は今後一層敦厚を加へ、相提携して大東亞新秩序建設に邁進するものとして成果を期待される。

尙本協會では日・タイ兩公使館の昇格を祝し、八月二十八日午後六時半から華族會館に於て、坪上大使、セナ駐日大使を中心に祝賀大晩餐會を開催した。

#### ウッド氏の「暹羅史」(三)

田中正夫譯

##### 第三章 タイ族のタイ國に於ける建國

吾々は、タイ族を、南進してカンボヂヤ帝國を侵し、その領土を奪ひ去りたる、侵略軍隊と想像してはならぬ。否タイ國に於ける自由タイ王國の建設は、侵略と謂はんよりは寧ろ他民族に對し絶えず反抗を續けた結果であつた。

タイ族が入タイを始めた時期は不明であるが、タイ族支配者の出現より幾世紀か以前にて、南詔のタイ族は、先住族たるラワーチ族及びモーンクメール族と混じて、一つの團體を作りたることは明らかである。

吾々は、タイ國に於けるタイ族の古代事蹟に關する幾多の記録を有するが、然し不幸にして、其等は神話化され、到底正確なる史實として採るものはなく、お伽噺に非して、歴史を記さんとするものには、之等の古代記録は放棄せざるを得ない。

例へば、釋迦降誕以前の一時期に遡る、チエン・セン王統（多分タイ族）のことを記載せるものがある。この王統の一人は、一二〇年間もタイ族を支配してゐたと謂はれて居る。

このチエン・セン史は神話に過ぎないが、只、之に記載せらるる一王のみは、實在人物の疑がある。チエン・セン

王統の最後の王と謂はれて居ることの王は、プローム侯 (Prince Prohm) と稱し、紀元八五七年、ムアン・ファーン (Muang Fang) の市街を建設した。同王は、カンボヂヤ帝國を侵し、現在のスワンカローク市 (Swankalak) に至る迄の地を略し、當時、Jaieng と稱せられた市を建設した。

若しプローム侯が實在人物なりとすれば、同王はタイ國最初のタイ族支配者であり、王の建設せるムアン・ファーンこそは、最も古きタイ族の城砦であつた。

同王の南方への戰捷の進軍途上、多數のタイ族移住者が、王に來り投じたることは疑ない。

斯くして九世紀の頃には、タイ國の北部及びムアン・サオ (Muang Sao 現今のルアン・プラバーン) に於て、タイ族は獨立若しくは半獨立の社會を形成した。

一〇五七年、ビルマに勢を得たるアヌルタ (Anuratha) 大王は、パガン (Pagan) に都した。同王は、四方にその領域を擴延し、南支那及びカンボヂヤ帝國を征服し、後者は爲に衰亡した。現今タイ國全領域も、しばらくの間アヌルタ王の支配下に屬したことは勿論である。

アヌルタ王は、佛教の熱烈なる信奉者であった。一、二の權威者は、同王が、その信奉せる佛教を初めてビルマに移入したと推定して居る。若し然りとすれば、同王は恐らくは、その佛教を南部タイのナコーン・パトムの大佛教中心地から得たと推想される。ナコーン・パトムとバガンの間には、ある密接なる關係の在りたることは明らかである。この事は、之等二個處に於て、世界の他の地方には全然發見せられざる彫刻及び古鏡等が近來發掘せらることによつて證明される。

アヌルタ王が、その佛教を何處より得たるにもせよ、王が佛教の布教に最も熱心なりしことは著明である。殆んど

同時代、印度に於ては大佛教改革が行はれたので、同王は印度及びセイロン島より僧侶を招聘して、ビルマ及びタイ國に、佛教を傳道せしめた。

今日尙ほ兩國に於て、佛教が有力なる地位を占むるは、アヌルタ王の努力によるものなることは疑のない事實である

アヌルタ王の征服

により、カンボヂヤ

帝國は凋落し、ビル

マの羈絆脱却後のタ

イ國には、數多の獨

立又は半獨立のタイ

國が出現するに至つ

た。

タイ國は執拗なる

ビルマの侵攻を受け

ることも、又記憶しなければならない。

プローム侯の後裔クン・チヨーム・タムマ (Khun Chom Tamma) は、一〇九六年、北部のペヤオ (Payao) の市街を建設し、獨立タイ國の首都とした。



王親シロムタ威權の史國イタ

\*年、首都アユタヤの陷落は、タイ人により永久に忘れ得ざる痛恨事であらう。然し乍ら、ムアン・タイ (自由の國) の發生及びタイ王國を强大にし、國家的地位を高めたる、驚くべき信仰によるタイ國に於ける終局的建國はアヌルタ王に負ふ所大

之より先、中部に南移してゐたタイ族の土侯クン・バーン・クラン・タオ (Khun Pha Bang Khang Thao) 及びクン・バー・ムアン (Khun Pha Muang) は、カンボヂヤと事を構へ、その討伐軍を破つて同國に致命的打撃を與へ、一一三八年、その北都スコータイを奪取した。茲にクン・バーン・クラン・タオはスコータイ王に推舉されて、シーエンタラティット (Sri Intharathitya) と號した。因みに、同名稱は元來、彼の同盟者クン・バー・ムアンが、カンボヂヤ王により與へられたるものである。

斯くて、スコータイのタイ王國は建設せられ、その勢力は短期のものであつたが、強國となるべき運命にあつた。

シーエンタラティット王は、スコータイ王朝の最初のタイ國王と云ひ得ようし、之にプラ・ルアン (Phra Ruang) なる傳說的英雄の神祕的品性を與へてゐる點より觀ても、そのスコータイ略取は、タイ族にとり極めて魅惑的事件であつたに相違ない。尤も爾後、プラ・ルアンなる名稱は、無差別に全スコータイ王に與へられて居る。

スコータイ王朝の最初の王、又は最初のタイ國王とも云ひ得るシーエンタラティット王の治世は、カンボヂヤ及び西隣諸邦を蠶食して、領域の擴張に力めたる時代であつた。

殊に、碑銘によつて知り得る如く、同王は、ターカ (Tak) の町を略取せんとしたるチヨット侯 (Prince Chot) と戰つた。この戦に於て、同王の三子ラーマカームヘーン (Prince Ramkhamhaeng) は、チヨット侯との一騎打によつて、大いに勇名を轟かした。兩勇士は象の背に跨り、若きラーマカームヘーン王子は、その敵を完膚なき迄に打ち破り、全軍と共に敗走せしめた。

この時代、タイ國は、一一五四年の忽比烈の南詔國征服後、その治下に屈するを欣ばなかつた南詔タイの大量流入

を見、シーエンタラティット王がカンボヂヤ軍を擊破し得た所以は、この後來タイ族による不斷の戰士供給にある。又、獨立國としてのタイ王國の建設に、忽比烈の南詔征服が間接的役割を果してゐることに氣付かれる。

シーエンタラティット王の歿時は不明である。王の長子は夭折し、王の死後、次子王位を承けてバーン・ムアン (Ban Muang) と稱したが、治世短くして一二七五年に歿し、次いで剛勇なる三子のラーマカームヘーンが登位した。

ラーマカームヘーン王は「大王」と稱するに正に相應しき王であつた。王はタイ國史空前の無敵の戰士であり、四〇年に亘る治世中に、スコータイを勢威あり、廣大なる版圖を有する王國となしめた。

王の歿時には、トレン (Phre), ナーン (Nan), ルアン・プラバーン (Luang Prabang), ピサヌロータ (Pitsanulok) ロムサク (Lomsak), ウィンチャハ (Wiengchan), ナコーン・サワーン (Nakonsawan), スパン (Suphan), ラーチャブリー (Rajaburi), ペチャブリー (Petchaburi), ナコーン・シータムマラート (Nakon Sritammarat), ラーベーン (Raheng), メソート (Mesot), テナセリム (Tenasserim ルム), タボイ (Tavoy ルム), マルタベーン (Martaban ピルマ), ターングー (Taungu ピルマ), ベンガル灣東部のペグ (Pegu), 其他、現今不明の諸都市及び地方も皆、スコータイ王國の領下にあつた。

然し乍ら、之等の地方が總て、實際に大王の支配下にあつたと臆斷してはならぬ。例へば、スパン侯 (Prince of Suphan) はこの時、既に強大なる地位を得て居り、ロブリー (Lopburi) のタイ族の王、或は古代アヨデア (Ayodhia) 等は未だ大王に隸屬せず、或は獨立、或はカンボヂヤの支配を受けて居た。

支那史には、一二八九年、スコータイ王國の南方にあつた、タイ族の或る國が入貢したとある。そして支那人はこ

の國を稱して、羅斛國 (Law Hok Kok) といふて居る。この羅斛國は恐らく Lawo で、現在のロブリーであり、後に至りスコータイを併合するのである。

當時現今のタイ國領中、東部—チャントアーン (Chantabun) を含む一は尙カンボヂヤの支配下にあつた。又、西北部には二の獨立國があつた。即ち前者は、チエンマイ (Chiengmai)、ナコーン・ランパン (Nakon Lampan)、ランプー (Lampang)、チエンラック (Chiengrai)、チエンセン (Chiengsen) 及びケントウン國等から成るランナタイ王國 (Kingdom of Lannathai) であり、後者は小國なりと雖も、恐るべきペヤオ國 (Payao) である。

大王治世中の幾多の事件は、ビルマ、支那の記録及び近來發見せらるる石碑文に據りて知り得る。

大王がベグに於いて勢力を得たる間の事情は、非常に興味深きものがある。

マルタバーンのビルマ總督 Atienma は、ビルマ王 Tarekpyemin の命に叛き、爲にビルマより放逐された。彼はタイに逃れ、ラーマカームヘーン大王に忠誠を誓つた。王は彼の爲に、マルタバーンに於ける勢力を回復せんとした。

當時ビルマは瓦解して居たので、何等の妨害はなかつた。

この事件のあつた少し前、スコータイに居住して居た Mogado と稱するシャン人は大王と眡懃となり、彼の所有せる白象を大王に獻上した。因みにこの白象は、史上現はれた、最初のタイ白象であると謂はれる。

大王のカンボヂヤ遠征中、Mogado は大王の一王女と逐電し、以前彼の商賣せるマルタバーンの地に逃れた。彼は Atienma に叛して殺戮し、自らマルタバーン總督となつた。後彼はベグ王と争つて之を破り、王となつた。彼は自己の地位を強化するために、舊知の後援者たる大王に忠誠を要ひ、一二八六年、大王は彼に Chao Fa Rua なる稱號を與へた。

大王治世の興味ある特色は、王自ら支那と修好せることである。當時老齢に達せる勿比烈は、征服の要なき近隣の國王を懷柔し、以つて自己の勢力を鞏固にせんと欲して居た。一二八二年、Haw Chow Chi なる支那使臣は、タイ國との修好條約締結のためにスコータイ王宮に到着した。一二九四年、大王は自ら勿比烈訪問の旅に上つた。この訪問は、大王に滿足を與へたと思はれる。何故なれば、一三〇〇年、大王は再び訪支し、多數の陶工を連來して、著名なスワンカロータ焼を創始した。然し乍ら、再遊の年は勿比烈の歿後五年経つてゐたので、大王は、彼と再會出来なかつた。

又、大王は、北方の近隣國たるランナタイ (Lannathai、チエンマイ) 及びペヤオ國と友好關係を維持した。

ランナタイ王國メンラーオ (Menrao) は、スコータイ王國の建設せられたる一二三八年、チエンセンに生れた。傳説に據れば、彼は不思議な環境の下に生れ、超人力と半神的品性を與へられて居る。兎に角、彼は確かに非凡なる人物であった。彼は若くしてチエンライ (Ciengrai) 市を興し、一二八一年にはカンボヂヤの屬國ランブーン (Lam-pun) を略取した。尙ラムブーンは首都として相應しくなかつたので、一二九〇年、ウインカムカーン (Wieng Kum-kam) 市—チエンマイ市より五哩の距離にあり、現今尙ほ遺蹟を存する—を建設した。この都市は洪水に見舞はれたので、一二九六年、現在のチエンマイ市が建設された。

**釋書註** ウッド氏は本書中に、ラーマカームヘーン大王に關する逸話を二つ述べてゐるが、こゝには、其の一を紹介する。

王はスコータイ市に鐘を釣させ、不正若しくは危害が加へられたる者は何人あれ、その鐘を鳴らし、王の裁きを受けるやうにした。鐘の鳴るのが聞えると、王は自ら王宮より出で、その訴へを聞いた。訴へ出たる者で、この偉大なる正義の支配者に、公平なる裁きを受けなかつた者はなかつたと謂はれて居る。

然し乍ら、大王の後世に傳ふべき偉業の一つは、タイ字母の改作にある。この時迄、種々なる形のカンボヂヤ文字が使用されて居た。王は爾前、使用してゐた文字を、タイ語を記すのに適する如く改作し、現在使用せる文字を採用一二八三年に創めて之を使用した。

王の歿時は確證されぬが、一三一四年にはまだ存命して居たと思はれるのは、この年、*Mogado* の孫に當るベグの附屬國王に、*Prachao Sen Muang* なる稱號を與へて居る事實がある。

タムロン親王は、王の歿時を一三一七年として居る。若し之が正確とすれば、大王の歿時は、五九年に亘る治世の後、一三一七年に歿したるチエンマイ國のマンラーライ王と同年といふことになる。ペヤオ國のンガム・ファン老王は一三二八年迄存命し、その統治は六〇年の久しきに亘つた。同王の歿後十年、ペヤオ國は獨立を失ひ、ランナタイ國に併合された。

ラームカームヘーン大王の歿後、王子ロエタイ(*Loethai*)が登位したが、史上の大英雄の子孫の多分に洩れず不肖の子で、父王の版圖を保全し得ず、王の登位直後、附屬國ペグはスコータイ國との同盟を破棄し、タヴォイ及びテナツセリムを略取した。一三三〇年、王は之等の地を奪回せんとしたが、不成功に終つた。

更にタイ國內に於ても一敵國が興り、やがて全王國を支配すべき運命にあつた。之はスワンプミー別名ウトーン(*Suwanpumi or Uthong* 今日のスパンブリー)の土侯國にして、チエンゼン侯の血統を引くプラヤー・ウトーン侯(*Phaya Uthong*)に支配されて居た。ロエタイ王の治世に、ウトーン侯はスコータイ領域の大部分を蠶食し、更にラームカームヘーン王にさへも征服せらるゝカンボヂヤ領ロブリー、アヨヂヤの古都及びチャンタブーンを併合した

一三五〇年、ウトーン侯はアユタヤー市(Ayuthia)を興し、プラ・ラーム・ティボディー(*Phra Rama Thibodi*)

なる稱號の下に君臨した。之を以つて、タイ國に於ける現王國の濫觴とする。

ラーム・ティボディー王の治世に關しては他章にて之を述ぶるも、先づスコータイ王國の終末を簡潔に述ぶるのは好都合である。

ロエタイ王は一三四七年に歿し、王子タムマラーチャー・リウータイ(*Thammaraçja Luthai*)が王位を繼承したが、當時スコータイは、北はスワンカロークより南はナコーン・サ万に至る中部を支配し、北部タイの東南部及びルワン・プラバーン地方に微ながら宗主權を有する小王國に過ぎなかつた。

タムマラーチャー王は喪失せる領土の奪回を好まず、佛教に凝り、佛塔、寺院等を建設し、領民の福祉増進に力めた。王はセイロン島より招聘せる僧侶の助力により宗教改革を行ひ、多數の大佛陀像をスコータイに設置した。一三六一年に鑄造せる一佛像は、バーンコーケ市の Wat Sutat 寺院に現存する。

尚ほ同年、王は親ら僧門に入つた。

又、王は道路及び運河の偉大な建設者であつた。王はスコータイ、スワンカローク間及び首都とカムベンベット、其他の小都市とを繋ぐ道路を建設した

同王に就いて、更に次の如く傳へられて居る。「王の慈悲心は大洋の如く廣大無邊にして、その領民を赤子の如く憐み、罪を犯せる者を赦し、罪を償ふに足る金錢を與へた。王の治世中は國內に一人の奴隸なく、故に領民は自由と幸福とを享受した。王の名聲は凡ゆる國々に擴まり、各國人は德を慕つて領下に媚集した。」

王は斯かる平和の愛好者であつた。たゞ僅かに、王は一三五九年にブレ及びナーンの地に征討の軍を起せるのみであつた。併も王は武勳よりも、その捕虜を遇せる人道の故に著名であつた。當時東洋に於ては、殺戮せらるゝ戰争

の捕虜は通例、奴隸となつた。しかるに王は之等の捕虜を奴隸に使用せず、「彼等を保護し、食物を給與し、困窮せしめなかつた。」

この偉大にして善良なる王の名は、その凡ゆる高貴なる功業と共に忘却され、顧みられざること五〇〇年の久しきに及んだが、遂に一八三三年、王の治世を記載せる石碑文が解讀されるに至つた。後一九一二年、同王の著作たる佛敎宇宙論が發見、出版された。この書物は *Traibhumikatha* と稱し、その文體及び精神に於て、タムマラーチャー王の人格の印象を與へて居る。

王はスコータイの地に、宮殿及び公共造營物を建設した。今日尙その遺跡が現存する。又、王は天文學者にして曆法を改正せるが、更に占星術にも精通し、科學教育の爲め王宮内に學校を設置した。

王の歿時は明確でなく、一三七〇年に歿したものと如くであるが、爾後その稱號のタムマラーチャーは、同王朝の通稱となるに至つた。

王子サイ(Sai)はタムマラーチャー二世を繼いだが、治世八年にしてアユタヤー王の附庸國となり、茲に一三二年に亘る大スコータイ王國は末路を告げた。このスコータイ王國の隆昌は、偏へにラーマカームヘーン大王の功業によるものである。若し王の後繼者にして大王の如き戦士なりせば、スコータイのタイ王國は、現今に至る迄、繼續したると推想される。

一四〇六年その王子が同三世を、一四一九年、三世の兄弟が同四世を繼承したが、單にスコータイ市の支配者に過ぎざるに至つた。以後の後繼者は殆んど王なる稱號を受くるに値せず、然れども後章に述ぶる如く、同王朝の後裔は一五六八年タイ國王となり、タムマラーチャーの稱號を復活するに至る。(未完)

## 髑髏の奇計

南澤十七譯

### 珍技能者の仕官

こゝアユタヤーの都大路では、ひねも豪華に金、銀寶石で飾り立てられた白象の行列が、賑やかな古笛や舟鼓の音に導びかれて通り、行さ交ふ人々は、誰も彼も王朝の歌を誦んでゐるのであつた。

それはアユタヤーがタイ國の首都となつて、百年、いまや王朝の礎は整石のやうに、少しも搖ぐことなく、四海にその比類ない勢力を伸ばしてゐた頃であつた。

金色塔の光彩は盡る天空に燐然と輝き渡り、夜の帳には月光より浮え浮えとした光を投げてゐるのであつた。

都の眞中に聳える王宮は、全くこの世のものとも思はれぬ美しさ、莊嚴さに、人々は、ただこの國に生れ

て來た幸福を感じるばかりであつた。

この王朝の威光は全國の隅々までも行き渡り、どれほど青少年の憧れを集めてゐたか計り知ることは出來ない程であつた。

青少年ばかりではない、どんな者でも寄れば、都の噂ばなしに何時かときを忘れてしまふ程であつた。

丁度その頃、都から來たある人の話に、いまお上では非常に素晴らしい告示が出てゐるといふことで、皆は聞き耳を立てゝ、その人の話を聞いた。それは、タイ全國から一技能に秀でた者は誰でも良い、召し抱へるといふことであつた。

『ふむ、流石は名王だけに、その告示も、いままでに絶えて聞いたことのないものだわい!』

と、これを日々に褒め合つた。そして、腕に覺のある者は、心密かに微笑んで、われこそ都に上つて一つ技能の優者の名譽を荷ふと決心するのも少なくはなかつた。

この噂が次ぎの町、次ぎの村へと傳はつて行き、何時かカムペンペットの小さい町にも聞えて來た。

これを不圖、非常に仲良の三人の若者が聞いた。

この三人は、それ／＼小さい時からの友達で、友情に

かけては他の誰よりも立派であつた。そして各々この三

人は、非常に空想家であり變り者でもあつた。

といふのは、一人の若者は、食ふことにつけては天下の自信を持つてゐるし、もう一人の若者は、寝ることにかけては他の人の眞似の出来ない技能を持つてゐるのであつた。そして最後の一人の若者は、どんな女でも必ず自分を尊敬さすといふ、これは、またなか／＼高尚な技能を持つてゐるの得意とし、他の二人もその神技にはたゞ／＼敬服するばかりであつた。

『どうだらう、われわれは何れも一つの立派な技能を持つてゐる譯だ。この技能が何かお國の役に立つことが出来れば、こんな悦しいことはないではないか——』

『さうだ、全くその通り、では早速われわれは、都に上つて行くことにしやう』

と、この相談も、厚い友情の三人だけに忽ちのうちに纏まつて、都へと旅立つて行つた。そして、王宮に恐る恐る出頭すると、全國から來てゐる、物凄く澤山の技能者が自分の番の來るのを静かに待つてゐる。例の三人の若者達も、こゝに來て、今が今かと待つてゐる。とやがて、三人の番が來た。

係がそれ／＼三人の自信のある技能の申出を聞いて、王様にその由を傳へると、間もなく、その三人を試すや

うにとの命令が下つた。

係官は、その命令通りに、その技能を試すことになつたが、さて一番困難なのは、どんな女でも忽ちに自分を尊敬さす技能者に對して、一體どんな女を用ひて試して良いか、一寸見當が付き兼ねてしまつた。

それで、この由を再び王様に申し上げると、王も莞爾とされて、『實は、わたしもその珍らしい技能の若者を試すのに、如何したら良いかと考へてゐたところだが、はて、さてこれには弱つたことである』

と、流石の名王も少しく頭を傾けられたが、しかしやがて、王は、はたと頷かれたのであつた。

### 王様よりの難出題

『あゝチャオ・チューといつたな、その若者を呼べ!』

と、王は係官にいつた。それは、この都下に住んでゐる、ある富豪な市民の寡婦である若い婦人を思ひ出したからであつた。

この婦人は、非常に思想堅固であつて、自分の名譽を強く重んずることにかけては、如何な女性も敵はぬといふ評判を取つてゐた。そして、自分の夫以外に、これは

か評判を取るやうになつてゐた。

このことを、王は非常に感心に思はれてゐた。そして世の女共や男共が無貢操になるに反して、これは最も堅固な貞婦の鑑として他日何かの機會に貰めてやうとさへ思つてゐた。しかし、どの男も理由なく輕蔑することは如何とも思つてゐたのであつた。でもその婦人が夫以外の男を輕蔑する心が強く現はれゝば、現はれるほど、亡き夫に對しての愛着の情が一層激しく現はれて来るに王も尤もなことだと察してゐた。

さうした因縁のある一人の寡婦を思ひ出した王は、早く速チャオ・チューといふ若者に、『では、お前の秀でた技能で、見事にこの寡婦から尊敬を受けられ見て見よ——』

との王の言葉に、その若者は、『はア、では立派にその證據を持って歸り、お見せ出来るまで暫くの間、ご猶豫下さい』

と、王宮を退下して、教へられた寡婦の許へと出掛けすつかり歸ってしまった。それと共に如何に世の男が淺ましいかを深く考へさせられずにはゐられなかつた。

これ等の煩しい話から一切身を庇ふために、夫の髑髏

を常に自分の身邊に置いて、生前と同じやうな、立居振舞をしてゐるのに、最初は熱心に再婚をすゝめた人も、すつかり諦めてしまひ、今では誰も彼女に近寄つて再婚の話をなどする者がないばかりか、彼女の家の閻をまたぐ者も遠慮しなければならなくなつて了つた。

アユタヤー都下の唯一の男嫌ひの寡婦として、何時

## 雨中を行く水上商人

『いや、そのご心配は無用だ。今こそ本當に自分の腕を揮ふ時が來たのだ。まア安心して見てゐて呉れ給へ！』

と、至極平氣に構へ、友人の方が少なからず心配顔でゐた。他の二人は立派に試験に合格して、採用されることがになつてゐるだけに、一人難問題を背負つて立つてヤオ・チューに同情せすにはゐられぬ譯でもあつた。

『何か手傳ふことでもあつたらやるぞ——』

といふ友人の言葉を軽く辭退して、

『まあ、ゆづくり休んでゐて呉れ——』

と、いつて、ヤオ・チューは、何かと準備を始めたが、一體どんな考へで、その準備が行はれてゐるのかは一向に他の二人には考へ及ばぬところであつた。

一方ヤオ・チューの心の中では、盛んにその名代の寡婦の様子を探り、夫の在世の時のことから、今日までのことを委しく調べ上げるに苦心してゐた。

この點實に注意深く慎重で、一つの瑣細な辯でも見逃さぬやうにと偵察を始めた。

他の友人は、ヤオ・チューが忙しさうに出たりは入つたりしてゐるし、いろ／＼變装しては出掛け行つてゐるが、それが何のためか少しも知る由はなく、たゞ静かに、その成功を待つといった具合であつた。

こゝ四五日間の偵察で、すつかり一通りその寡婦に就いての知識を探り得たヤオ・チューは、今度は王から準備金として受取つた八十チカルで、いろいろと買物を始めた。

友人達は定めし立派な贈物でも買ふのであらうと云ひ合つてゐたが、その想像とは全く異つた何とも知れぬものであるのに驚かされた。

それは他でもない。小さな漆塗の籠に入れる女の觸體とか、古いバスンとかバホふとかいふ妻が身に付ける平常着など、途方もない品であつた。しかしそれに對しては一言も友人は口出をせず見守つてゐた。更に友人の膽玉を潰させたことは、極く粗末な小舟を何處からか買ひ求めて來たことであつた。そして、この小舟にはやがてカレーライスを作る料理鍋、石炭ストーブ、フライパンなどの品物や、打殻した米、鮮魚、鹽漬魚、野菜物、檳榔子などの食料品を持ち込んだ。

さて、それが一通り終ると、空模様を頻りと氣にし始めた。

こゝ二三日前から良くなき天氣は、日一日と悪化す

ばかりに見えたのであつた。

と、突然ヤオ・チューは他の二人の友人に向つて、『どうやら一通りの準備が出来たから、これから出發するが、何分よろしく——』

といふのに、友人達は吃驚した。それもその筈で、天候はいよいよ悪くなり雨さへ降り始めて來てゐるので、出發するといふのであるから尤もなことである。

『ヤオ・チュー君、善は急げといふことはあらうが、この空模様では一寸荒もするじ、雨も當分降り續くやうだ。暫らく見合はせては如何かね』

と、友人二人は頻りと出發を見合はせるやうにいふのであつたが、ヤオ・チューは決心するところがあるといつた面持で、是が非でも思ひ立つた以上出發するといふので、これ以上他の友人は何といつて中止さすか、その言葉を知らなかつた。

『さうか、それほどまでに決心があるならば、自分達は何をか言はんやである。君の成功を待つばかりだ。では元氣で行つて來たまへ——』

その言葉に一層元氣付いたヤオ・チューは、

『では、行つて來る！』

歩道はボツ／＼と降る雨に何時か真黒く濡れてゐた。

## 浮家の雨宿り

ヤオ・チューは二人の友人に見送られて、小舟の繋いである岸邊に出、そこで元氣に、それへ飛び乗ると全く水上小商人のやうな恰好になつた。それから片方の櫂で巧に水を搔いて、岸を離れた。

雨は次第に増して來た。小舟は次第に遠くへと進んで行つた。

『ヤオ・チューとは如何しても見えないなア。あゝして古ぼけた棕櫚の帽子を被つて、ひどく擦り切れた襟襷着を付けた恰好では……』

『あゝした考へは、僕達には逆立になつたつて出来るものぢやない』

二人の友人はヤオ・チューのこの冒險の船出を祝しながら、さう語り合ふのであつた。

ヤオ・チューを乗せた小舟は、霧の煙る彼方へと何時かその姿を没してしまつた。

彼は一生懸命に漕ぎはじめた。そしてその目指すところといふのは、言ふまでもなく、王が命ぜられた寡婦の家であつた。

寡婦の家といふのは、矢張り河岸に接してゐて、ベラ

ンダが水面に突き出た、古代造りの浮家であつた。

この浮家の近くへ來た頃は、すつかりと雨も本降りとなつて、全く濡鼠のやうになつてしまつたチャオ・チューは、やつとの思ひで、その寡婦のベランダのところへ滑ぎ付けた。そしてホットした面持で古ぼけた棕櫚の帽子の雨滴を遠慮しながら振ひ落し、顔拭いたり、あちらこちらの荷物を直したりした。

と、この様子を逸早く認めた寡婦はベランダに出て来て、

『お前さん、そこで何をしてゐなさるのです——』

と見咎めるやうに尋ねられ、チャオ・チューはハツ！と驚いた様子で、その聲の方を向くと、彼は両手を擧げて丁寧に挨拶をして、この嵐が止むまで、何卒雨宿りをさせて貰ひたとい頼んだ。

寡婦は、チャオ・チューが見すばらしい一人の水上小商人で、自分に求婚する者でないのを見ると、やゝ安心したかの様子であつた。そして賤しい男と輕蔑して不憫を掛け、それなら特にベランダの下に休んでも良いといふ許を出した。

雨は一層烈しくなるばかりであつた。その内に、邊り

より薄暗くなつて來た。もう一步もベランダの下からは出

一三〇

ることが出来なくなつたので、再び許を受けて夕餉の仕度をチャオ・チューは始めた。しかし彼は、さうしてゐる間にもベランダの床の隙間から、頭上の家の内の様子を始終注意してゐた。

家中へ引込んだその寡婦は、やがて涼みにベランダへ姿を現はした。

チャオ・チューは、せつせと床下でカレーライスを料理してゐた。彼女はそれを何氣なく覗いて見て、少なからず驚いた。それは、その水上小商人が二人前の食物を料理し、ご飯を二つの鉢に盛つてゐる。そして、それから何か頻りと口の中へ呑んでゐるのをちらりと見たのであつた。

彼女は、何時かこの變つた水上小商人の様子に氣を止めて、聞くともなく聞くと、何となく聞えて來る言葉はかうであつた。

『お前！ お前は何時も、俺と一緒にゐるんだよ。俺達が一緒にご飯を食べた昔のやうに、今でも俺がご飯を食べる時には、何時だつて、お前のことを考へないことはないのだ……』

と、こんな獨語を言ひ乍ら、彼は鍋からご飯をしやくつて二つの鉢に一人前づゝ入れてゐた。

彼女は、これを隙見して、何時か狐に摘まれたやうにチャオ・チューのやつてゐることに、すつかり氣を奪はれてしまつてゐた。そのうちに更に彼女を驚かしたことには、傍の籠の中から一つの髑髏を取り出して、向ひ合ひの鉢の傍にそれを置いたのを見たのであつた。そして彼が優しい言葉で、その髑髏に話かけるのであつた。

『さあ、俺と一緒にご飯をお食べ！ まだ生きてゐた昔のやうに、俺達は一緒にかうしてゐるのだと、まあ食べやう……』

この有様から寡婦は直ぐに、その髑髏が誰であるか判斷出来ると共に、一層その水上小商人に心を惹き付けられ、何時か男の哀れさに不憫を催して思はず眼頭が熱くなつて來た。そして、彼女は心の中で、かう考へた。

『どんなにか、あの哀れな男は、妻を愛してゐたことだらう。それなのに、その妻は亡くなつて今はゐない。定めい寂しいことだらう。それは丁度妾が夫の髑髏と一緒に暮してゐるのと同じ心境なのだ。この薄情な男の世の中に、身は貧しくとも、こんな立派な心を持つてゐる男があるやうとは知らなかつた……』

と、彼女は今更ながら熟々と、その床下の水上小商人を見詰め始めた。

食事が終ると彼チャオ・チューは食事の道具を片付け髑髏や着物を一緒にして、また籠の中に入れた。

雨は頻りと降り續けて更に止む様子もない。

そのうちに彼は額顎に何枚かの檳榔子の葉を貼り付けて、酷く頭痛でもするかのやうに頭を抱えて横になつたが、もうすつかり日が暮れてしまつたのに氣が付き、町寧に婦人に聲を掛けて、氣分が勝れないから、今晚だけベランダの下に居ることを許して貰ひたいことを申し出た。と、その婦人は可愛想に思つてそれを許してやることになつた。

翌朝になつても未だチャオ・チューは氣分が勝れないかのやうに、物怡げさうな恰好で、ふら／＼として舟縁に身を起した。

婦人は、その晩、いろいろのことを考へさせられたまゝ寝込んだので、眼が覚めると、第一にその見すばらしい男のことが氣になり、そつとベランダに出て、床の下の水上小商人の様子を隙見すると、非常に弱つてゐるのに、何時か思はず不憫の情が湧き上つてゐた。

天候は定まらず、その上さうした體の加減が悪くなつたので、チャオ・チューは、一日一日と床の下で日を暮すことになり、ほんの雨宿の積りでゐたのが、早くも二

三日そこで暮すことになつた。

と、彼女もすつかり打ちとけた氣持になつてペランダの手摺から身を乗り出して、その水上小商人のチャオ・チューに言葉を掛けようになつた。  
『若し、まだお加減が悪いやうでしたら、旅も出来ないでせうから、どうぞ船から上つてペランダに近い小さな部屋でお休みなさい。小船の中よりは、少しさは居地がいゝでせうから……』

チャオ・チューは、この優しい婦人の申し出を最初は辭退したのであつたが、屢々親切にすゝめられるまゝに感謝して、これを受け、ペランダの近くの部屋に、髑髏の入つた籠と一緒に、彼の持物を全部運び入れることになつた。

『本當に、お加減はどう？』

相寄る恐しい髑髏

こんな奇特な心掛を持つてゐる者は、世間廣しといへども何處にもゐるものでない。假令貧しい一介の水上小商人の身分ではあつたが、婦人はすつかり深い感銘を受けたので、自然身體加減にも大變に關心を持つやうになつた。

ユーは、王から命ぜられた一部始終を話すと共に、彼女がこのタイ國一の男嫌ひで、どんな男も尊敬したことなく、男と見れば軽蔑して、それを非常に自慢してゐることは非常に良くないことで、さうした風習が、この都に擴がつて行くことは、將來悲しむべきことであるが、さりとて迂闊に、これを罰したりすると却つて良くない結果が現はれて来るから、これを巧く説きつけて、男を尊敬さすやうにとの秘密の命令を受けて來てゐるのであるからと、事細かく、その召使に話をしたところ、早速と彼女はチャオ・チューと共に鳴して、それならば及ばずながらお手傳しやうといふことになつた。

『良く判つて呉れて有難い！ では、これは甚だ申し難いが、女主人が寢室に隠してある髑髏を内證で持つて来ては呉れまいか——』

思ひ掛けぬその申出に、召使の女は一寸躊躇したが、深くチャオ・チューを信頼した彼女は、思ひ切つた面持で、それを引き受けたのであつた。そして、その夜、女主人が寝てゐる間に、召使の女は女主人の部屋から髑髏を持ち出して、チャオ・チューにそれを手渡した。

彼はそれを受け取ると直ぐ、自分の髑髏と一緒にしてそのままその晩は事もなく過ぎた。

と、彼女は優しく彼に尋ねた。

チャオ・チューは、それに對して禮儀正しく、恐縮して、頭を下げて、『いろ／＼、ご親切さまに有難うございます。しかし決してご心配下さいません。これは私の一寸した持病でござりますから、四五日すれば、きっと良くなる病氣であります』

その言葉に、彼女は、あれやこれやと様々な薬を持つて來て、飲むやうに薦めるのであつた。  
この間にもチャオ・チューは、朝夕食事のときには籠の中から髑髏を取り出しては、生きてゐる人に物いふやうに、それは／＼愛情をこめて私語することを缺かずこそがなかつた。

この病氣の數日の間にチャオ・チューは、すつかりこの婦人の家中の者にも親しまれて、薬は勿論のこと、食事から着物に至る迄の心盡しを受けるやうになつたが、彼は何時もその度に殷懃に禮を述べて、感謝の氣持を現はすことには常に懸命であつた。そうしてゐる間に、チャオ・チューは特に一人の召使と親しく口を利くやうになり、その信用を確りと擱むことが出来た。

そこで、ある日、良い機會を見計つて、彼チャオ・チ

翌朝、彼は早く起き出て、カレーライスを料理し、食事が出来ると、何時ものやうに、自分と妻との二人分の鉢に、それを入れた。そして、髑髏の籠の蓋を開けるや否や、恐しく大聲で、はつきりと誰にでも聞えるやうに夢中で喋り出したのであつた。

『あゝ、これは一體、どうしたといふことだ！』

幾度か叫び乍ら更に憤然と聲を荒立てゝ言ひ續けて行つた。

『フム、これがお前のやつてゐたことなのか！ この恥知らず奴が！ もう俺は我慢が出来んぞ——』

このチャオ・チューの怒鳴り聲を耳にして、女主人は一體何事が、あの水上小商人の部屋で起つたのかと、そつと近寄つて隙間から覗つてゐた。チャオ・チューは、狂氣染みた口調で一層烈しく言ひ續け出した。

『お前が死んでから四年にもなるんだが、始終俺はお前に忠實で、他の女なんか、女房に持たうなんかと、考へたことはなかつたんだ。どんな辛いことだつて、俺はちつと辛抱して來たんだ。俺が一度だつて、お前を一緒に連れて歩かなかつたことがあつたか？ 俺達は、お前がまだ生きてゐた時と同じやうに、一緒にご飯を食べ、暮し、自分が鰐夫だなんて一度も考へたことはなかつたん

だ。だのに、お前は今になつて如何したといふことだ。

俺達がこの家に来て、まだたつた七日しか経たんぢやないか。それだのに、お前は、この家の氣立の優しい奥さまのご主人の髑髏を誘つたりして、この不届奴が、お前の仕出かしたことは些細なことか！ 俺がお前を許すとしても思つてゐるのか？ これで俺がやつて來た立派な行ひも終りとなつてしまつた。お前は今後は俺の女房では最早ないのだ。さあ、どんな罰を受けるか良く覺悟を決めるがいい！」

彼はすつかり眼を逆立てゝ、二つの髑髏を自分の前に並べて、暫らくの間恐い顔をして睨めつけてゐたが、水鉢の水をその髑髏に一滴づゝ垂らすと、矢庭に料理鍋のは入つてゐる釜の中から銃利な小刀を取り出して、矢庭に頭蓋骨を目掛けて落ち下した。髑髏は悲しい淋しい音を立てゝ床に散つてしまつた。

二つの髑髏は、粉微塵になつて重なり合つてゐた。チヤオ・チューはそれをそつと手で一つに集めながら尙も

呟き始めるのであつた。

『これからは、俺達は銘々獨りで別な生活の道を求めて行かなくつちやいけないことになつたのだ。お前は、金輪際俺の女房ぢやないのだからお前の好きなやうに俺か

ら離れて何處へでも勝手に行くがいい』

そして、何時か二つの髑髏を積み上げて、一握ほどの塚を作り、頻りと精靈を呼び出してどもゐるやうであつた。

それから一時、頭を傾垂れてゐたが、やがて、眼を中心に向け、洞な眼差しで、祈るやうに、また訴へるやうにし始めたのであつた。

『……これから自分が、どんなにならうとも、自分が今まで信じ、そしてやつて來たやうな行ひを決して裏切らぬ貞節な妻を、お恵下さい。そして自分の死んだ妻のやうに、油斷のならない女には、二度とお引き合せ下さらぬやうにお願ひいたします……』

チヤオ・チューは、この言葉を幾度か繰返したのであつた。その眼の下には淋しく灰色の髑髏の破片が針の山のやうに積まれて、二人の道ならぬ來世の苦惱の姿をまさ／＼と現はしてゐるかのやうであつた。

### 奇縁結び

さて、一方、この家の女主人は、このチヤオ・チューのやつてゐることに何時か知らずのうちに心を惹かれてゐるのであつた。

な愛を示すやうに、二つの髑髏の一握の灰塚をそつと掬つて河の中に流してゐるのであつた。

女主人はこの有様を見て、心底から、チヤオ・チューが亡夫の髑髏を打ちくだいて、河へ流して呉れたことに、この上ない幸福と喜びを感じずにはゐられなかつた

これで、最早や亡くなつた夫に對する彼女の愛情はすつかり消えてしまつて、心の痛手が拂ひ除けられたやうな氣持になつた。

そして今では亡夫の來世の幸福を祈る以外に何もなかつた。それは自分の亡夫とチヤオ・チューの亡妻とが、何時かは又生れかはつて、夫婦になるのであると信じることが出來たので、亡夫に對してこれ以上の愛情を捧げるのは却つてお互ひの不幸の因であると考へたからであつた。そして、この際亡夫との愛情をきつぱり清算し、自分はこの世で生きた幸福を求めても決して悪くはないといふ氣持に納得が出来て來た。

彼女は、よろめく歩を踏みしめて、そつと自分の寝室に戻ると、亡くなつた夫を忍ぶために祀つてあつた枕や掛布やその他いろいろの物を皆投げ棄てゝしまつた。そして、横たはつた胸の中を去來するものは、あの貧しい

様子を臘氣ながら見すかすと、チヤオ・チューは、大き

「あの男は、それは貧しい男ではあるが、四年も前に外へ出た妻にも拘らず、昔と變らずに、あの男は妻を愛する餘りに、自操を守り續けてゐるの氣持は、全く自分のが亡き夫に對して自操を守つてゐる氣持と少しも變りない。若し自分が、あの男の妻であつたらば、どれほど死んでも幸福であつたであらう。若し自分の夫が生きて、自分が先きに死んでゐたら、果して自分の夫は、あの貧しい男のやうに、自分のために貞節を守つてゐて呉れたであらうか？……いや自分の夫は、決してそれほど貞操は固くはあるまい——」

なぞと、それからそれと考へて續けて行くうちに、そこに一つの今までにない考へを、その女主人は思ひ付いたのであつた。

それはお互ひの亡くなつた配偶者の精靈と立派に別れを告げたのであるから本当に再婚しやうと思へば出来る立場にあるといふことであつた。

この人生に、幸福を搜し求めるることは、人間の本能である。ある者は、幸福は全く富に據ると考へる。又ある者は、幸福は精神と肉體に獨立にあるのだと考へる。しかし、彼女自身は、澤山の富を持つてゐる。であるから彼女は、金持の夫を今更必要とはしない。彼女が何より

も求めて止まないのは、自分と同じ氣持を持つた男のことであつた。

雜報欄

○ 夕ノ前國王逝去

○日タイ借款成立

一九三五年退位以來、英國に在つては懶々自適してゐられたブルチャード・エリック前タイ國王は、五月三十日病氣のため英國のバージニア・ウォーターバーの寓居にて逝去された。御年四十九。本協會總川副會長より弔電を發したが、ランバーエル前皇后より徳川副會長宛「貴下の御謹重なる弔意を深謝す」なる返電を寄せられた。

○タイ國、滿洲國を承認

タイ國政府は八月一日附公文を以て滿洲國を承認することに決定、同日滿洲國政府あて通告を發するとともに帝國政府にも右の旨を通達し來つた。これにより滿洲國の正式承認國は總計十二ヶ國となつた。

タイ國の滿洲國承認は同國の大東亜共榮圈確立に對する積極的參加を強固にするとともに、タイ・滿關係も通商貿易その他一段と緊密化するであらう。

こんなことを考へ續けて、その日は明方まで、まんじりともしなかつた。そして、彼女は、あの貧しい水上小商人こそ、いまの自分には、最も理想の幸福を齎す男であると信じはじめた。

この様子は、機敏なチャオ・チューには直ぐと感じられた。そこでチャオ・チューは、最早や躊躇するときでないと、心に決して、彼女を小舟に誘ひ、家中の者達から遠ざかり、夕風を受けながら、チャオ・チューは彼女に自分の心の内を打ち明けた。彼女にも既にその準備があつたので、この話は、磁石が鐵を引きつけるやうに、直ぐにも纏まつて、やがて、チャオ・チューと彼女とは結婚することになり、新しい生活への幸福を築くことが出来た。

チャオ・チューは早速これを故郷から來た二人の友人に傳へると共に、王には、問題の女の尊敬を受けて結婚をすることになつたことを報告して、世間に嬉しい話題を投げたのであつた。

り、英米の新東亞經濟建設に對する諸般の障礙を打破する斷乎たる態度を示すものとして注目される。

#### 大藏省發表、正金・タイ銀行間借款成立の件

今回横濱正金銀行とタイ國銀行團との間に一千萬バーツ(邦貨約一千六百萬圓)の借款の契約が成立した。右は正金銀行がタイ國銀行團よりバーツ資金のクレディットを受けるものであつて、その細目は今朝バンコックにて正金銀行福田支店長とタイ國大藏省顧問モムチャオ・ビハとの間に交渉がなされてゐる。本借款成立により最近の英米の資產凍結措置に基く金融混亂にも拘らず、我國はタイ國より米その他の必要物資の輸入を圓滑に繼續し得ることとなつた。本件は全く日タイ兩國間の友好關係を示すもので、兩國が國際金融の非常時局に際し、相協力して兩國通商關係の維持増進を圖らんとする熟意の現はれである。

#### ○タイ・佛印國境劃定帝國委員決定

〔情報局發表〕(七月十二日正午)

我國政府の調停により成立した佛印・タイ國境紛爭解決の佛・タイ兩國平和條約は七月五日批准交換を了したが、その條約の規定により現地につき具體的に國境を劃定するため、三國から

領事	外務書記官	井上豪
陸軍中佐	馬奈木敬一	
陸軍少佐	岩橋一男	
海軍中佐	海軍大佐	
海軍機關中佐	池田一人	
補助委員		
陸軍中佐	高島唯之	
陸軍少佐	竹内一	
海軍中佐	佐々木高信	
石田太郎	田村大佐	

#### ○タイ側國境劃定委員

タイ國外務省は、七月十五日よりサイゴンに於て開かれるタ

イ・佛印國境劃定委員會の委員長、大藏省顧問プリンス・ビバクト・ナチャイ以外、次の五名のタイ國側の委員を發表した。

〔國防省側〕

參謀總長、空軍少將

プラ・シルバ・サストラコム

贈二等王冠章

贈二等白象勳章

贈三等白象勳章

贈四等白象勳章

贈五等王冠勳章

贈五等白象勳章

贈五等王冠勳章

各委員五名補助委員五名を出し、國境劃定委員會を構成することとなつてゐるので、今回我政府に於ては別項の通り外務、陸海軍から諮詢した委員五名、補助委員五名を任命した。

右委員一行は隨員以下を帶同、近くサイゴンに赴き佛・タイ兩國委員と會合して、事業計畫を樹て現地國境劃定事業に着手し、一年以内に完了すべき規定である。混合委員會の議長は條約上日本側首席委員矢野前公使がその任に當る譯である。

國境劃定委員

從三位勳二等 矢野真

外務書記官 井上豪

陸軍大佐 馬奈木敬一

陸軍中佐 岩橋一男

海軍大佐 池田一人

海軍機關中佐 佐々木高信

補助委員

陸軍中佐 高島唯之

陸軍少佐 竹内一

海軍中佐 佐々木高信

石田太郎 田村大佐

海軍機關中佐 佐々木高信

陸軍武官 田村大佐

陸軍武官 前海軍武官

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

海軍武官 岩崎薰一

海軍武官 佐々木高信

海軍武官 高島唯之

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

海軍武官 岩崎薰一

海軍武官 佐々木高信

海軍武官 高島唯之

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

海軍武官 岩崎薰一

海軍武官 佐々木高信

海軍武官 高島唯之

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

海軍武官 岩崎薰一

海軍武官 佐々木高信

海軍武官 高島唯之

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

海軍武官 岩崎薰一

海軍武官 佐々木高信

海軍武官 高島唯之

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

海軍武官 岩崎薰一

海軍武官 佐々木高信

海軍武官 高島唯之

各委員五名補助委員五名を出し、國境劃定委員會を構成するこ

ととなつてゐるので、今回我政府に於ては別項の通り外務、陸

海軍から諮詢した委員五名、補助委員五名を任命した。

右委員一行は隨員以下を帶同、近くサイゴンに赴き佛・タイ

兩國委員と會合して、事業計畫を樹て現地國境劃定事業に着手

し、一年以内に完了すべき規定である。混合委員會の議長は條

約上日本側首席委員矢野前公使がその任に當る譯である。

國境劃定委員

從三位勳二等 矢野真

外務書記官 井上豪

陸軍大佐 馬奈木敬一

陸軍中佐 岩橋一男

海軍大佐 池田一人

海軍機關中佐 佐々木高信

陸軍武官 田村大佐

陸軍武官 前海軍武官

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

海軍武官 岩崎薰一

海軍武官 佐々木高信

海軍武官 高島唯之

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

海軍武官 岩崎薰一

海軍武官 佐々木高信

海軍武官 高島唯之

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

海軍武官 岩崎薰一

海軍武官 佐々木高信

海軍武官 高島唯之

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

海軍武官 岩崎薰一

海軍武官 佐々木高信

海軍武官 高島唯之

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

海軍武官 岩崎薰一

海軍武官 佐々木高信

海軍武官 高島唯之

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

海軍武官 岩崎薰一

海軍武官 佐々木高信

海軍武官 高島唯之

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

海軍武官 岩崎薰一

海軍武官 佐々木高信

海軍武官 高島唯之

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

海軍武官 岩崎薰一

海軍武官 佐々木高信

海軍武官 高島唯之

海軍武官 高塚中佐

海軍武官 飯野松一

(七・二・五、バンコック發同照)

三谷陸軍武官室署託

淺田一等書記官

飯野陸軍武官補佐官

前海軍武官

高塚中佐

飯野松一

佐々木高信

高島唯之

岩崎薰一

田村大佐

前海軍武官

馬奈木敬一

井上豪

矢野前公使

バンコック

トントリ

海軍

○タイ國から近衛首相、松岡外相等に贈勳

タイ・佛印調停會議の成立に努力した近衛首相、松岡外相、白象特級勳章、松岡外相、松宮大使に白象一等勳章を贈ることになり、ビヤ・シー・セナ駐日公使より、それゝ手交した。

○タイ國、二見公使等に贈勳

タイ國政府はタイ・佛印紛争調停に對する功勞により二見公使

△第一軍管區、バンコック區(バンコック、トンブリー)「海軍

第一軍管區、バンコック區(バンコック、トンブリー)「海軍

區を除く、「ノンタブリー、バトムタニー、ナコーン・バトム、スパンブリー、アユタヤ各縣」、ロブリー、アーネントーン、シンブリー各縣)、サラブリー區(サラブリー縣)、△第三軍管區(ラチンブリー(ラチンブリー、ナコーン・ヨーク縣)、チャーンサオ區(チャーンサオ縣)、チャンタブリー區(チャーンサオ縣)、ヤンタブリー、トラート縣)△第四軍管區、ナコーン・ラーチヤシマ一區(ナコーン・ラーチヤシマ一、チャイブーミー、マハサーサカーム、コーンケーン各縣)、スリン區(スリン、ブリヤンダブリー、トラート縣)△第五軍管區(ラチャブリー、ウボーン、ロイエット各縣)、ウドーン區(ウドーン、ロエーイ、ノーンカイ、サコーン・ナコーン、ナコーン・バーム各縣)、△第六軍管區、ナコーン・サフーン區(ナコーン・サフーン、チャイナート、ウタイタニ各縣)、ビサヌローク區(ビサヌローク、ビチット、ウタラチット、スコータイ、ターカ、カムベンベット、ペチャブリ各縣)、ラムバーン區(ラムバーン、チエンラライ、ブレ、ナソン各縣)、チエンマイ區(チエンマイ、ラムブーン、メーホー)、ソンクラー區(ソンクラー、サトウ、バンガード、ブケート各縣)、ソンケー區(ソンケー、サトウ、バタニー、ヤラー、ナラティワート各縣)

(海軍)  
△海軍管區、サムット・プラカーン區(サムット・プラカーン、サムット・サコーン、サムット・ソンクラーム各縣)チヨンブリー區(チヨンブリー、ラヨーン各縣)  
(五・二、バンコック・クロニカル)

## ○タイ領海内獨伊船四隻タ イ政府買收

タイ政府はタイ領海内に退避中の獨伊船四隻を買收し、タイ航業公司に貸與し、タイ航業業を擴張せんとする計畫を以て獨伊當局と買收交渉を開始した。各船共六千噸内外にして、其買收價格は一隻當り百五十萬株と推定されて居る。

其の運用に關し、タイ政府は目下タイ船舶法の一部を改正中である。

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

## ○タイ國、發動機用燃料油 配給統制

四月七日タイ國防省、經濟省、內務省三省連名を以て四月二十日より佛曆二四八三年(西曆一九四〇年)燃料油配給法に

基き、ガソリン、石油等發動機用燃料油の配給統制を實施する旨發表された。

右に關する配給統制事務は、政府の定めたる中央燃料油配給委員會が當り、全部配給切符制となつた。

(貿易組合中央會第二部情報課發表)

## ○シソホン郡新設

東部軍司令官の命令により、東部軍が占領した佛印のシソホン地方(三九區より成る)は、行政上の便宜によりアランヤ・プラデス郡より分離して一郡を設けられる。

新設郡はシソホン郡と稱し、行政中心地は Srirabi Ban(Saphi), Pr-o, Singla(Saeng), Changleh(Chgkha), Kub, Kuit, ttak, Samrong 区に分たれ、六五村より成る。内務省では占領地の行政計畫が出來上る迄、當分の間シソホン郡はプラチンブリー一縣に附屬せしめられる。四・八、バンコック・クロニカル)

## ○タイ・佛印事變中の損害

タイ最高司令部の公式發表によると、過般の國境事變の發端から、武力抗爭の終結した一月二十八日迄のタイ軍損害は、戰死一六〇名(陸軍九四、海軍四、空軍一三、警察隊一二)、重傷一〇〇名(陸軍八二、海軍四、空軍二、警察隊一二)、輕傷三

## ○タイ・全權團歸國

タイ・佛印紛爭調停會議に輝かしい成功を収めたタイ國全權團は一切の使命を果したので、五月二十一日午後一時東京驛發の「鷗」で出發、六月五日晴れの歸國をした。

## ○タイ・英石油交渉成立

タイ・佛印紛爭調停會議に輝かしい成功を収めたタイ國全權團は一切の使命を果したので、五月二十一日午後一時東京驛發の「鷗」で出發、六月五日晴れの歸國をした。

タイ政府は過般來ナイン・ヴィラ無任所相をシンガポールに派遣して、英國側と石油交渉を行つてゐたが、六月六日マレー政府當局の斡旋によつて、英國石油會社から石油の供給を受けることに成功した。

これによつて、タイ國は全國諸工場の閉鎖を危惧されてゐた程の石油不足から救濟されることになつたが、タイ側ではその代償としてマレーに對して米を供給するものと見られる。

(六・八、東日)

### ○タイ國臨時議會開催

タイ國では六月九日午前九時臨時議會を開催、同日は開院式と議事日程が上程された。會議は約十二日間の豫定で、十日は休會し、多分十一日ビブン首相の今回のタイ・佛印紛爭調停經過に關する大演説が行はれるものと期待される。

なほ五日バンコックに歸來したワノワイ殿下も、十一日議會に對して會議經過を報告することになつてゐる。

(六・一〇、朝日)

### ○日本に感謝、タイ議會可決

開會中のタイ國特別議會は、六月十九日の第二回會議に於いてタイ・佛平和條約審査特別委員會の報告を承認後、政府より

タイ・佛條約締結の調停者たる日本に對する感謝の件を提出、満場一致可決した。

(六・二〇、バンコック發同盟)

### ○日タイ定期航空増發

大日本航空は六月末から現在の日タイ定期一週二回を一週三回とし、更に東京、淡水、西貢、盤谷間一ヶ月二往復の水上飛行艇便を新設するため、關係各方面と折衝中で、タイ國政府では飛行艇發着場所としてメーナム河の盤谷上流に新設した水上飛行場の使用を許可するに至つた。

尚この飛行艇便は將來東京、盤谷間十八時間通絡とする計畫も進められてゐる。  
タイ國政府はアチット攝政殿下に對し、ルアン・ビブン首相(陸軍少將)をタイ・佛印紛爭解決の功により陸軍大將に任せられたき旨請願、同首相は近くタイ國最初の陸軍大將に任せられることがとなつた。

(七・五、バンコック發同盟)

### ○タイ國の人口千六百萬

タイ國は最近行はれた國勢調査の結果、總人口一千六百十萬人と發表した。一九三七年に比して百六十四萬人の増加を示してゐるが、これは衛生思想の向上の爲といはれ、南洋に於ても最高の人口増加率を持つ國となつてゐる。

尚首都バンコック市の人口は五十九萬七千人、メーナム河をへだてた隣接都市、トンブリー市は十一萬八千人であつた。

(七・九、東日)

### ○タイ・マレーの國境緊張

A P通信サインゴン特派員レルマン・モリン兵はマレー、タイ國境を踏破、同方面に於ける英軍の物々しい防備振りの生々しい目撃談を八月四日、次の如く報じてゐる。

英國はマレー、タイ國境全線に亘り、主として濠洲兵聯隊及び選拔印度兵聯隊より成る數千の精銳部隊を配置、嚴重な防備を施してゐる。

右英軍は戦車及び重砲のみならず、熱帶密林地帶の戰闘に使用するため、特別に考慮された秘密の武器をもつて裝備されて居る。マレー、タイ國境には約百五十名の英空軍飛行士及び乘組員が最近新に派遣されて居り、更に濠洲歩兵數千名が増派される豫定といはれる。

タイ・佛印國境地帯も訪れたが、同地方は衝突停止後にも拘

らず、依然として國境は閉鎖されて居り、昨年十一月の國境紛争の際一名のオランダ人が殺害されて以來、今では新聞記者の姿は全く見當らない。タイ國軍は新國境方面に向つて續々と派遣されて居り、車輛を長く連結した軍隊輸送列車が、少くとも日に二、三度はバンコックを出發して居る有様だ。

(八・四、ニューヨーク發同盟)

### ○盤谷に英國經濟戰省分局設立

過般英國はシンガポールに經濟戰省の支部を設立したが、約三週間前バンコックにも分局を設立したことが判明した。右分局はバンコック英國公使館内に設けられ、數名の局員を雇つて活動を開始して居る。

(七・一一、バンコック發同盟)

### ○チエンマイに帝國領事館開設

タイ國北部チエンマイの重要性に鑑み、同地に帝國領事館開設が要望されてゐたが、愈來月中に開館の運びとなり、初代領事原田忠一郎氏は八月末着任の豫定。

## ○イーデン英外相の下院演説

### ○タイ軍司令部、バツタン パンに

バンコック電は、八月五日タイ國がバツターンパンに東部軍機械化部隊司令部を設置した旨發表したと報道してゐる。

バツターンパンは先般のタイ・佛印協定の結果新たにタイ國に歸屬したカンボチヤ地方の要衝で、タイ國の發表によれば、全國機械化兵團の先遣部隊は既にバツターンパンに進駐して居り同時に多數の警官と行政官がこれに同行してゐる。

(八・五、ニューヨーク發同盟)

### ○英、タイに積極攻勢

極東における英國の戦備は、シンガポールに新增援軍の到着と同時に急速度に強化されつゝある。消息通の見るところでは英國はタイ國の軍事據據點を場合によつては實力占據する意圖を有し、着々準備を整へてゐるものゝ如く、タイ國を發火點とする極東の事態は、英國の積極攻勢とともに刻々迫りつゝあるとしてゐる。

英國軍は目下タイ・マレー國境に續々兵力を集中してゐるがその目的はクラ地峡に至る南部タイを確保し、シンガポール後方の安全を圖らんとするにあると見られる。

(八・八、東日)  
ハル米國務長官は八月六日新聞記者團との會見で、イーデン英外相が同六日、英下院で行つた演説に對する質問に、左の如く語つた。

イーデン英外相は八月六日下院で對日問題に關し次の如く演説した。  
 「タイ國の獨立保全を脅威する如きいかなる行動も、英國にとつては即刻の關心事となるであらう。シンガポールの安全を脅威するが如き行動に至つては尙更のことである。日本の新聞は英國がタイ國に對して陰謀を行つてゐると書き立てゝゐるが、若し日本がなんらかの手段に出るならば、日英間には最も重大な事態が發生するであらう。英國は一世紀以上に亘つてタイと友好關係を續けて來たが、英國の政策は何等の變更を受けるものではない。英國は重慶政權との間に公式的にも非公式的にも何ら同盟關係を結んでゐないが、若し日本がこれ以上進んで来るならば英蔵關係は現在より更に緊密なものとならざるを得ない」

(八・八、東日)

### ○ハル米國務長官の言明

「日本がタイ國に向つて行動することあらば、それは如何なるものでも米國の關心事である。米國は武力征服に對しては、反對の旨を幾度も明かにして來た。日本の最近の進出（南部佛印增派を指す）に對しては、ウエルズ國務次官も數日前、強硬な態度を詰つた。余はこれを支持する。」

日本がタイに進出する場合、米國が更に新しい行動に出るかといふ質問に對しては「米國は左様な動きに對しては、注意をいよく深めるものである」と答へた。

(八・八、東日)

### ○英艦ウオースバイト號、 タイ湾にて示威

最近英米系通信より英國戰艦の極東水域出現がしきりに報道されてゐるが、確報によれば、さきにタイ湾に出現したと傳へられる英國戰艦ウォースバイト號は、地中海に於いて大損傷を受け修理のためシンガポールに回航したが、同地では十分な修理材料を得られざるため、七月十七日マニラ經由、米國西岸某港に向ふこととなり、目下その途上にあること判明した。

ウォースバイト號は回航の機會を利用してタイ湾方面を遊弋し、タイ國が英國と結ばねば不利ならんとの英國の決意を仄めかすと同時に、威嚇の示威運動を行つた模様である。なほ自擊者の談によれば、同戰艦は水平線上に顯著な大破孔があつたとのことである。

(八・九、上海發同盟)

### ○タイ、中立堅持再聲明

ハル米國長官、イーデン英外相はタイの問題に關して共に强硬な聲明を發して注目を惹いたが、信すべきすぢの報によれば米英兩國はタイに關し對日强硬態度をとるべしとの共同勧告を行ひ、場合によつてはタイに對し軍事的援助を與へる旨確約したことである。

(八・八、東日)

タイ國政府は八月八日聲明書を發し、中立堅持の旨、次の如く強調した。  
 「タイ國政府は、わが領土外の軍隊の移動に關しては何等の關心を有せざるものである。またタイ國は一般に宣傳されてゐる

如き侵略の脅威下にあるとの説を信ぜず、従つてこれに不安を感じてゐない。況んや某國が軍事基地使用を要求せりとの風説は全く虚構の事實であることを確言するものである。タイ國は若し中立維持のため止むなきに至れば、最後の血の一滴までも賭してこれと戰ふであらう。」

(八・一一、讀賣)

## ○タイ國へカナ文字

カナ文字を東亞共榮圈の共通文字にし、これにより輝かし、日本文化を共榮圈諸國に傳へようと、カナ文字會が肝煎りで六月七日午後一時から神田駿河臺大日本生活館で、言語學に造詣の深い松坂主事、下瀬陸軍少將、河野大佐、星田普五氏、山口東京外語タイ語本科主任等百餘名が集り「日本語の共榮圈進出」について同五時討論を續けた。

結局日本語の進出については、難解の漢字では即效がないので、カナ文字に限るといふことになり、タイ國進出を研究題目として討議、今まで主として日本語の美術について紹介宣傳したが、今後は、日常生活に必要な家庭醫學、通信科學についてのカナ文字書籍をタイ國に送り出すことを申合せた。

## ○日タイ親善佛教大會開催

### ○朝日新聞社、タイ國にグライダー寄贈

宗敎を通じて日タイ兩國の親善を圖る大日本佛教會、大日本佛教青年會聯盟主催、日タイ親善佛教大會が、六月十五日午後一時から日比谷公會堂で開催された。定刻、佛教各派僧徒、文部省河原宗教局長、セナ駐日タイ公使(代理)に、全國留學生、生徒等二千餘名が參集、真宗大谷派大谷光演前法主導師となつて、日タイ親善功勞者の法要を營み、各來賓の燒香、林銳十郎大將の講演の後、日タイ親善青年佛教徒の交驩大會に移り、理事長安藤正純氏、ビヤ・シ・セナ・タイ公使外務大臣代理の挨拶、佛教聖歌の合唱、宣言決議を行ひ、兩國學生交々立つて親密な挨拶を交換、引續き高補順次郎博士、藤澤親雄氏の講演があり、同四時過ぎ散會した。尚ほ本協會よりは矢田部理專長が出席、花環を供養した。

結局日本語の進出については、難解の漢字では即效がないので、カナ文字に限るといふことになり、タイ國進出を研究題目として討議、今まで主として日本語の美術について紹介宣傳したが、今後は、日常生活に必要な家庭醫學、通信科學についてのカナ文字書籍をタイ國に送り出すことを申合せた。

羅進途中にあるタイ國では、六月二十四日の革命記念日の佳日をトし、全國青年層を對象とする、國家的な航空運動を起すこととなり、同國政府より朝日新聞社に對し、グライダーの寄贈と指導者の派遣方を依頼して來た。同社では關係各方面と折衝の結果、左記の純國產のグライダ一機を寄贈、これが指導のため同社航空部より七名の指導員を

バンコックに派遣することとなり指導團は六月十五日、羽田空港を同社「朝雲號」でバンコックに向ひ出發、二十三日その寄贈式がトンムアン飛行場で舉行された。

同指導團は引續き十日間タイ國練習生に猛訓練を行ひ、タイ國航空界に偉大な貢獻をした。

## 寄贈グライダー

一、日本式「鳩」型初步練習用

二、日本式「鳩」三型中間練習用

三、日本式「鳳」型高性能帆十三機

## ○タイ公使館、革命記念祝賀セブション開催

## ○南進の尖兵「拓土僧」タイ

タイ國革命九周年記念日たる六月二十四日、澁谷區原宿の駐日タイ公使官邸に於て、駐日各國外交團及び關係方面の諸名士を招待し、革命記念日祝賀セブションを開催した。

本協會より矢田部理事長、遠山主事が出席した。

## ○東日製作映畫「起ち上るタイ」

東京日々新聞社ではタイ國に映畫撮影隊を派遣、同時錄音撮

影機により、あらゆる角度から、その姿を收めて「起ち上るタイ」全六卷を完成し、八月五日午後六時半より神田共立講堂に特別試寫會を開催した。

タイ國に映畫撮影隊が派遣、四ヶ月に亘つてタイ國の社會、政治、軍事、產業、教育等、タイ國の姿を描出せる時局記録映畫「タイ國の全貌」全七卷を完成、一般公開に先き立ち、七月二十六日日比谷公會堂に試寫會を開催した。

## ○讀賣新聞社製作映畫「タイ國の全貌」

讀賣新聞社では外務、文部、拓務各省後援の下に、去る三月タイ國に映畫撮影隊が派遣、四ヶ月に亘つてタイ國の社會、政治、軍事、產業、教育等、タイ國の姿を描出せる時局記録映畫「タイ國の全貌」全七卷を完成、一般公開に先き立ち、七月二十六日日比谷公會堂に試寫會を開催した。

大東亞共榮圈の南方との眞の結合は、佛教を通じての精神的紐帶なくしては不可能との堅い信念の下に、タイ、佛印、ビルマ、インド等へ修業僧として移住、骨を埋めるまで日本佛教の眞髓を彼の地に植ゑつけるべく挺身出發する六人の青年僧があつた。



- 正 午後一時半 近畿觀光協會招待歡迎午餐會  
平安神宮、御所、嵐山、日活撮影所等見物
- 同 四時 鴨川踊見物
- 同 五時半 奥田松坂屋京都支店長招待歡迎
- 同 五時半 晚餐會(於アラスカ)
- 同二十五日(日)午前十時廿分 京都發、名古屋に向ふ
- 午後一時十分 名古屋驛着(伊藤氏經營衆善館宿泊)
- 同 二時 日遼寺參拜
- 同 三時半 伊藤次郎左衛門氏招待歡迎茶會(於揚輝莊)
- 同 六時半 加藤領事招待歡迎晚餐會(於鳥勝)
- 同二十六日(月)午前九時 日本陶器工場、豐田紡績工場見學
- 午後○時半 縣、市、商工會議所、日タイ協會合同主催歡迎午餐會(於榮香林)
- 同 二時 名古屋城、東山動物園見物
- 同 夜 衆善館に於てタイ國留學生と共にタイ料理の懇親晚餐會
- 同二十七日(火)午前十一時五十五分 名古屋發東京へ向ふ
- 午後八時 放送局見學
- 同三十一日(土)午前十一時 ダイ室東京事務局招待歡迎午餐會(於三越特別食堂)
- 午後二時 國際學友會主催學藝會並に茶會
- 同 五時半 同會招待歡迎晚餐會(於幸樂)
- 六月一日(日) 自由行動
- 同 二日(月)午前中 自由行動
- 正 午後二時 國際學友會主催學藝會並に茶會
- 午 後 半 自由行動
- 午後九時四十分 東京發神戶に向ふ
- 同 三日(火)午前九時五十五分 神戶三ノ宮驛着
- 同 十時半 鐘紡神戶レース織工場、生糸檢査所見學
- 正 午後一時半 三井物產會社神戸支店招待歡迎
- 正 午後二時半 神戸商工會議所、神戸日タイ協會合同主催歡迎晚餐會
- 正 午後三時半 六甲山登山(遊覽バス)
- 正 午後四時半 賽場見物
- 正 四日(水)午前十時半 神戸商工會議所、神野亮二殿、南部勇殿來馬琢道殿、川本靜夫殿、神野亮二殿、山口武殿、藤井信殿、佐々木喆山殿、子爵三島通陽殿
- 正 五日(木)正午 蒸氣丸乗船神戸出帆臺灣に向ふ
- 午後五時廿分 東京驛着、宮城透拜(神宮外苑日本青年館宿泊)
- 同二十八日(水)午前十時 タイ國公使館、日本タイ協會訪問
- 正 午後二時 白木デパート招待歡迎午餐會
- 同 三時 議事堂參觀
- 同 五時半 横濱キリンビール株式會社工場見學
- 同 二十九日(木)午前十時 霞山會館記念撮影
- 正 午 倉田領事招待歡迎午餐會(於神奈川會館)
- 同 二時 青年文化協會招待歡迎晚餐會(於雅鶴園)
- 同 四時 タイ國公使招待歡迎午餐會(於公使館)
- 同 六時 青年文化協會招待歡迎晚餐會(於雅鶴園)
- 同 三十日(金)午前中 自由行動
- 正 午 昭和通商株式會社招待歡迎午餐會(於總理)

## ○二見駐タイ公使歸朝歡迎

ふ

二見駐タイ公使は情勢報告のため五月十八日午後四時四十分東京驛着で歸朝し、本省との打合せを終り六月六日歸任の途についたが、本協會は五月二十七日、日比谷松本樓に同公使の歸朝歡迎晚餐會を開催した。食後同公使を聞きタイ國情勢に關しき々懇談した。なほ出席の主賓及び來會者は左の如くである。

(主賓)  
二見駐タイ公使閣下  
(出席者)(順位不同)

井上 雅二殿	市橋 俊夫殿
磯部 美知殿	星田 晋五殿
金子堅次郎殿	岩下 文雄殿
坂本 正雄殿	大山 周三殿
辻 富三殿	柏木 秀茂殿
野上 忠三殿	北島 隆三郎殿
倉田 猛郎殿	福光外次郎殿
郡司 喜一殿	郷 隆三郎殿
山口 武殿	齊藤 重雄殿
松永 伸殿	北島 多一殿
小松 隆殿	鈴木 清光殿
藤井 信殿	篠原 伸男殿
佐々木喆山殿	佐々木謙三郎殿
齊藤 重雄殿	佐々木謙三郎殿
子爵三島 通陽殿	佐々木謙三郎殿
鈴木 清光殿	佐々木謙三郎殿

伊藤 三男殿  
協会  
矢田部理事長 遠山 主事

## ○タイ國革命記念日に矢田部理事長の放送

六月二十四日のタイ國革命記念日に當り、日本放送協會では同夜十一時十分から三十分間、本協會矢田部理事長、駐日タイ公使ビヤ・シー・セナ兩氏の挨拶、日タイ音樂等を海外放送で特報放送をなしたるが本協會からは矢田部理事長が「革命八周年記念日を迎へて」と題する左の如き挨拶をA・Kのマイクを通じて放送した。

本日、タイ國立憲制度確立第九周年記念日を迎ふるに當りまして、日本タイ協會を代表して、雷波を通じて、タイ國民諸君に向つて、一言祝辭を呈する機会を得ましたことは、私の大に光榮とする所であります。九年前の今月今日、突如として巻き起つた政變の經過を親しく目撃致した私は、多年來努力の爲めに懶み來つたタイの國民が、今こそその自主の爲めに起ちあがる時節が到來したのだといふ事を直感せざるを得なかつたのであります。其後嘗分の間は、種々の事件が頻發して、政情必ずしも安定するを得なかつたのは、誠に餘儀無い次第ではあります。だが、賢明なる新指導者に依つて率ゐられる新興タイ國は、其

本協會幹部數名は歸朝中の駐タイ二見公使を六月五日華族會館に招待、タイ國情勢に關し種々懇談した。

## ○前タイ國侍從武官長歡迎

### 小宴

歐洲より西比利亞經由歸國の途次、來朝せる前タイ國侍從武官長ビヤ・ダイチット・ウォング氏夫妻を七月十九日、矢田部理事長は晩翠軒に招待、晩餐會を開催した。

## ○タイ柔道選手一行歡迎晚

### 餐會

東日、大毎の韓旋により自下來朝中のタイ國柔道選手一行を八月九日華族會館に招待、歡迎晩餐會を開催した。

## ○日白タイ國學生會館に入舍

本協會經營の日白タイ國學生會館に、七月二十六日左記二名入會、現在々館タイ國留學生は七名となつた。  
カセム・サムトラン(二二) 水產研究  
サワン・チャレンボ(一〇) 同

## ○理事並に評議員會開催

一、六月三十日正午より霞山會館に於て、本會理事會開催、會務に付討議す。

一、八月十三日正午より霞山會館に於て、本會理事並に評議員會開催、會務に付討議す。

## ○理事長並に常務理事決定

八月十三日開催の理事會に於て互選の結果 左記の通り理事長並に常務理事の決定を見た。

理事長	矢田部保吉
常務理事	子爵三島通陽
同	川村博

## ○役員の異動

一、今般理事、監事任期満了の處、左記十二氏は兼任、三氏は退任、六氏は夫々新任せらる。

理事	子爵伊東二郎丸氏
同	子爵岡部長景氏
同	男爵大倉喜七郎氏
同	鶴見左吉雄氏

間に處して進止極めて機宜に適ひ、上下相一致して、内政の振作に、將又國際的地位の向上に、着々として多大の成果を收め來りましたことは、内外共に認むる所でありまして、獨りタイ國の爲めのみならず、東亞の保全と安定期の爲めに、眞に廢賀指く能はざるものありと申さねばなりません。殊に私がタイ國の爲めに最も意を強く致します所は、最近に於けるタイ國の國民精神昂揚の顯著なるものある事實であります。佛印との國境紛争事件が日出度解決して、曾て佛國の爲めに失つた領土が部分的ながら始めて回復せられることとなりまして、大に其の國威を發揮し得ましたのも、畢竟國民精神昂揚の賜に外ならぬのであると思ひます。而して斯の國き國權の伸張と國威の發揚は、立憲制度確立以前のタイ國におきましては、容易に期待し得べくも無い事であったと考へるのであります。本日の記念日が、タイ國民にとりて、極めて意義深いものであるのは全く之が爲めであり、又友邦國民として我らが本日の記念日を慶祝する所以も之れが爲めに外ならぬのであります。茲に此の意義深き友邦タイ國の國民的記念日を迎ふるに當りまして、新興タイ國の國運の愈々隆盛ならんことを祈り、併せて日タイ兩國民の親善提携の益々緊密ならんことを念願するものであります。

## ○一見公使を招待、懇談茶會開催



- 一、南洋に於ける和蘭の政策 一部 日本拓殖協会  
 一、東亞問題研究三(東亞調査會編) 一部 滿鐵東亞經濟調查局  
 一、佛領資料第七輯<sup>1</sup> 安南人スポーツ、2 佛印に於ける出版物の調査について、3 佛印紙不振の理由 一部 東亞經濟懇談會  
 一、佛領印度支那文獻目錄 一部 滿鐵調查部  
 一、蘭印の大虐殺(竹井十郎) 一部 東南アジア民族解放同盟  
 一、蘭領東印度經濟研究資料 I、各一部 橫濱高等商業學校太平洋貿易研究所  
 一、比律賓に於ける政策の變遷 一部 日本拓殖協會  
 一、アフガニスタンを繞る列強の爭霸 一部 東亞研究所  
 一、治外法權に關する慣習調査書(東亞研究所) 一部 東亞研究所  
 一、ス・フの紡績技術に就て 一部 東亞研究所  
 一、織糸業と紡業の再編成 一部 織維需給調整協議會  
 一、織糸業統制 一部 織維需給調整協議會  
 一、機業再編成の基本問題 一部 織維需給調整協議會  
 一、戰爭(マハマッド・ナハジャヴァーン) 一部 東亞研究所  
 一、南洋(七月號) 南洋協會  
 一、南進(七、八月號) 南進社  
 一、南洋栽培協會々報(六、七月號) 南洋栽培協會  
 一、貿易組合(海外情報版一七號—二九號) 貿易組合中央會  
 一、貿易組合(三十三號) 貿易組合中央會  
 一、太平洋(六、七、八月號) 太平洋協會  
 一、比律賓情報(七、八月號) 比律賓協會  
 一、國際文化(十五號) 國際文化振興會  
 一、國際評論(六、七、八月號) 國際日本協會

### ○財團法人日本タイ協會總裁及役員並職員

- |   |           |
|---|-----------|
| 一、東亞經濟月報(八月號)   | 山崎經濟研究會   |
| 一、臺壽金融經濟月報(五、六月號)   | 臺灣銀行      |
| 一、海を越えて(五、六、七月號)  | 日本拓殖協會    |
| 一、海(六、七月號)  | 大阪商船      |
| 一、海外之日本(七月號)  | 海外之日本社    |
| 一、經濟彙刊(五月十六日號)  | 華興商業銀行    |
| 一、文化日本(七月號)   | 日本文化中央聯盟  |
| 一、觀光(四、五、六月號)   | 海軍有終會     |
| 一、有終(七月號)   | 國際觀光協會    |
| 一、印協會々報(第七十五號)  | 日本印協會     |
| 一、回教園(五、六、七月號)  | 同教園研究室    |
| 一、回教世界(五、六、七、八月號)   | 大日本回教協會   |
| 一、纖維需給調整協議會々報(五月十日、七月二十日、八月二十日號)                          | 纖維需給調整協議會 |
| 一、新若人(六、七、八月號)  | 歐文社       |
| 一、交易(七月號)   | 橫濱貿易協會    |
| 一、地學雜誌(七月號)   | 地學協會      |
| 一、小村侯記念圖書館報(九、十月號)  | 小村侯記念圖書館  |
| 11-17) , Japan Times Weekly and Trans-Pacific (Vol IX No. | ジャパンタイムズ社 |
| 11-17) , Bulletin of Eastern Art (III, 四、五、六、七月號)         | 東京美術國際研究會 |
- 總裁 秋父宮雍仁親王殿下  
 名譽總裁 アテイット・デバヤ・アバ殿下  
 會長 公爵近衛文麿  
 名譽會長 駐タイ國日本公使ビヤ・シー・ゼナ  
 同 同  
 副會長 伏爵徳川賴貞  
 理事長 矢田部吉  
 常務理事 通陽博  
 同 同  
 同 同  
 子爵伊東二郎丸康  
 子爵川村通  
 子爵石井康  
 男爵大倉喜七郎  
 子爵岡部長景  
 岡田永太郎

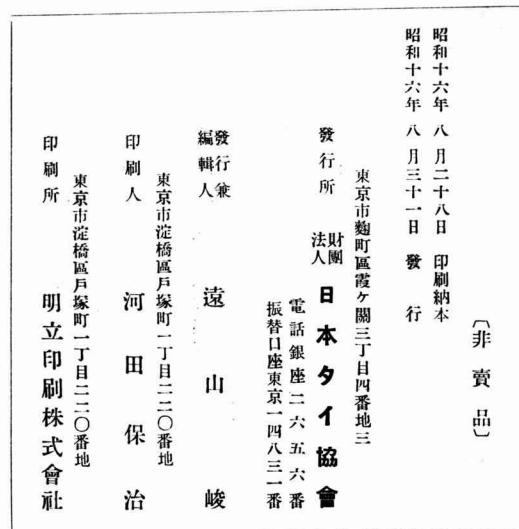
同 同 同 同 同 同 同 同 評 監 同 同 同 同 同 理  
議 員 事

文學子士爵 子公爵 子爵 工學博士醫學伯爵 伯爵  
博士爵 候爵 師爵 師爵 博士爵  
高加加河川岡岡德細犬伊井門北酒齋淺船古二向鶴  
楠藤井村久 藤上野島井藤野田田荒井見左俊  
順勝泰太彌 次長閉護微郎雅九多忠普良一之芳忠吉  
次郎通郎八博郎景順立三丸二郎一正次三雄助德晴雄

主 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 評  
議 員 事

一五八  
文學子士爵 子爵 工學博士醫學伯爵 伯爵  
博士爵 候爵 師爵 師爵 博士爵

遠關三三北櫻安出櫻江二矢倉黑黑南鶴  
屋島好島井住淵並口荒田田條左  
山貞兵伊部田田  
三通重多五三勝充定芳保猛長金吉  
峻郎陽道一郎郎次造條德吉郎清敬雄



# タイ國概観

菊判二九四頁  
口繪アート廿頁  
地圖二葉  
定價金參圓  
送料十八錢

- 本書の内容
- 第一章 自然を語る  
位置と面積、地勢と氣候
- 第二章 タイ國の住民  
人口と密度、人種のさまざま
- 第三章 古代タイ概觀、中古のユチヤ王朝  
近代チャクリー王朝建設、新舊對立時代
- 第四章 政治の大要  
革命と憲政、新興タイの建設
- 第五章 政治の大要  
主權と憲法、行政一班、議會と選舉、軍事概觀
- 第六章 財政を觀る  
財政と賦稅、行政一班、議會と選舉、軍事概觀
- 第七章 商業と外國貿易  
過渡時代の國内商業、出超を誇る外國貿易
- 第八章 現幣制の生れる迄、現在のタイ國通貨  
惠まれた水産物、農作物、大森林を誇る林產
- 第九章 金融機關と銀行  
交通運輸一班
- 第十章 水運と外國航路、發達途上の道路と鐵道  
急速に發展した航空、完備に近いタイ國の通信
- 第十一章 社會大觀  
教育の普及と留學生、佛教と因む美術工藝
- 第十二章 宗教の王座は佛教、保健と衛生
- 第十三章 特有の風俗習慣  
服装と頭髮、一大儀式、班儀式、民情と生活狀態、住宅と食物概觀
- 第十四章 遊戲と娛樂、一大儀式、班儀式、民情と生活狀態、住宅と食物概觀
- 第十五章 華僑の現勢  
華僑の海外發展の人口、在泰華僑の經濟的勢力、  
意識擡頭、タイ國政府の華僑勢力抑壓
- 附 華僑の海外發展の人口、在泰華僑の經濟的勢力、  
意識擡頭、タイ國政府の華僑勢力抑壓
- 因縁深き日泰通交、最近の親善外交  
新興タイ國の動向と日泰關係の將來

番一三八四一京東替振  
番六五六二座銀話電  
會協イタ本日  
關ケ霞區町麴市京東  
內館會山霞 四ノ三